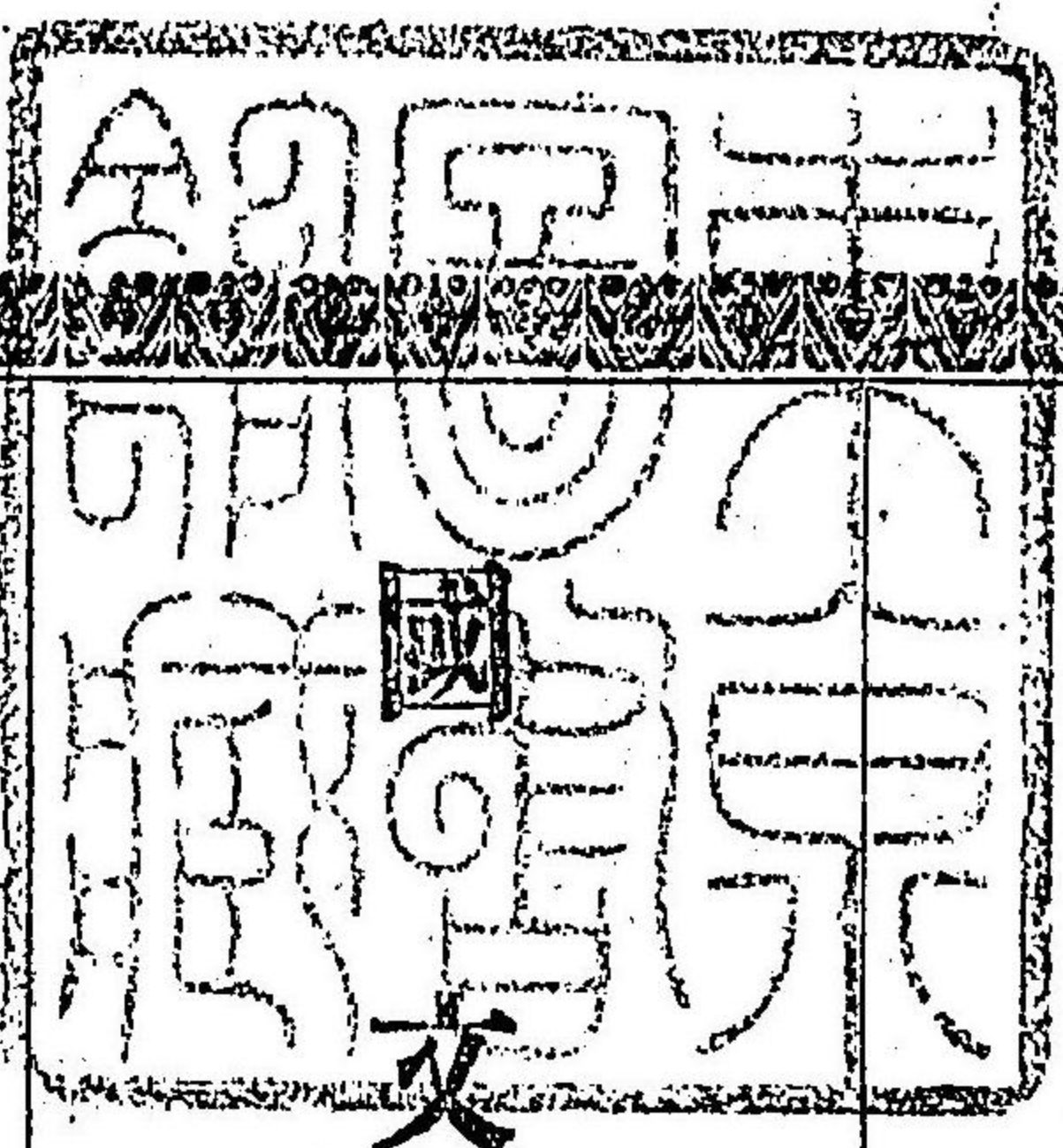
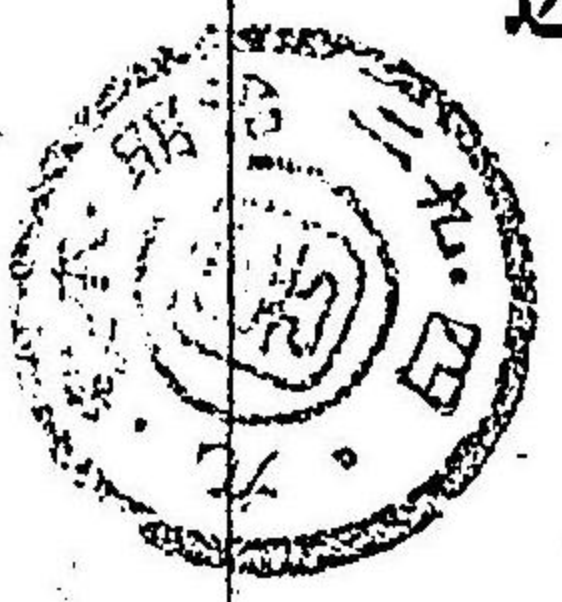


第一高等學校
師校
增田子信
講述



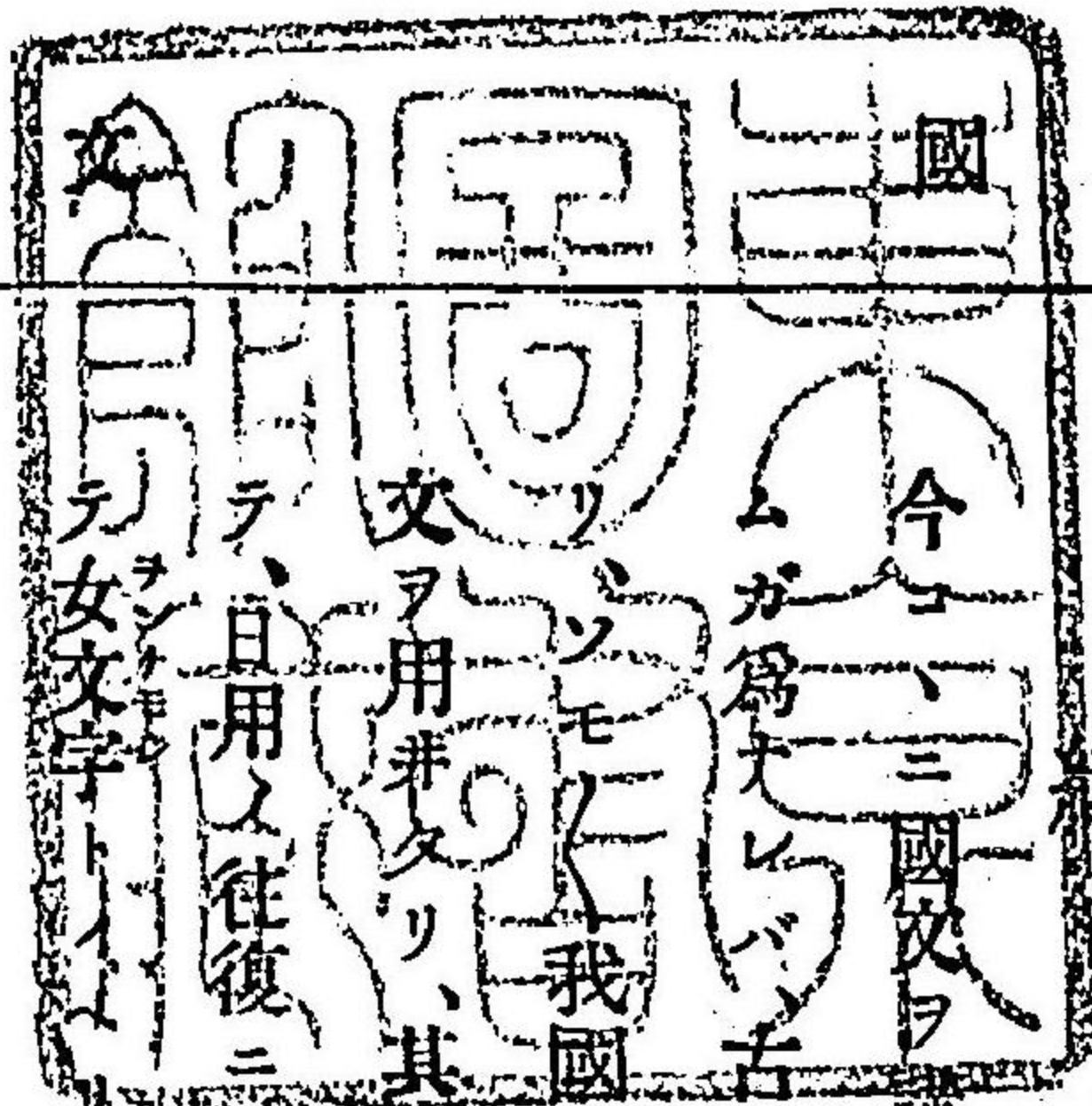
文
講
義
完



版權所有
大日本中學會

國文講義

緒言



(一)

今、三國文ヲ講述スルハ、現今ノ青年ヲシテ、我國ノ文章ヲバ、普通ニ書キ得シメムガ爲メレバ、古文中、専ラ普通文ノ手本トナルベキモノヲ撰ビテ、之ヲ講釋スルナリ。ソモ、我國中古ノ學制、コトク唐制ニナゾラヘケレバ、文章モ亦隨テ皆漢文ヲ用非タリ、其後假字世ニ行ハル、ニ及ビ、婦人女子、皆コレヲ用非、言文一致ヲ以テ、且用入往復ニ供ヘタリ、カ、レバ、當時漢文ヲ稱シテ、男文字トイヒ、假字ヲ稱シテ、女文字トイヒ、紀貫之、土佐ヨリ京ニ歸ル時、女文字シテ、其行ヲ紀シタリ、コレヲ土佐日記トイヘリ、コレ國文ノ初メナリ、是ヨリサキ奈良ノ朝ニ、太安麿、種田阿禮ノ言ヲ筆記シテ、古事記ヲ著シタレト、當時假字イマダ起ラズ、漢文ヲ以テ之ヲ填メタレド、ソノ文章ハ、實ニ國文ノ起原ヲナシタリ、延喜天曆以後、婦人女子ノ讀ムベキ

物語ハ、皆女文シテコレヲ記シタリ、竹取物語、伊勢物語、宇津保物語等、コレナリ、其後、女子自ラ筆ヲ執リテ、源氏物語、枕草紙、榮花物語、狹衣物語等ヲカケリ、竹取伊勢等ハ、簡古質樸ナレド、源氏ニ至リテハ、艶麗優美ニシテ、文章ノ粹ヲ極メタレド、モト女筆ニテ、京紳男女ノ事情ヲ叙シタルモノナレバ、雄偉奇抜ノ氣ニ乏シ、源平以後、保元平治物語、源平盛衰記、平家物語、大平記等ノ著述アリ、何レモ和漢ノ學力ヲ兼テタル男筆ニナリテ、且オモニ戰鬪ノ事ヲ叙シタレバ、文章雄渾ニシテ、ヤ、活氣ヲ帶ビタリ、室町時代ニ至リテハ、徒然草、增鏡ノ如キ、枕草紙、源氏物語等ヲマ子ビテ、ヤ見ルベキモノアリトイヘドモ、大方文學地ニ墜チテ、義經記、曾我物語ノ類、文体クダケテ生氣ナシ、其後ニ至リテハ、お伽草紙ノ類、文章幼稚ニシテ、國文ノ衰頽、殆ンド極リス、徳川氏ノ中世ニ及ビ、文學復興シテ、和漢ノ文章家、蔚然トシテ世ニ出テタルニ、殊ニ新井白石ノ如キ、不世出ノ英才ヲ以テ、文章、精妙ヲ、極メタリ、其文、韓柳歐蘇ヲ馳騁セル筆力ヲ以テ、盛衰記、太平記等ノ文粹ヲ參酌シ、自ラ國文ノ一体ヲ成セ

リ、當時和學者連ガ、徒ニ源氏、枕草紙ノ女文章ニ、擬古シタルトハ、自ラ見識ヲ異ニシテ、實ニ普通文ノ模範トナスニ足ル、此後文學マス、其歩ヲ進メタレドモ、終ニ此人ニ及ブモノアラズ、故ニ今、本會ニ於テ、一年級ノ國語ヲ講ズルニ當テ、専ラ藩翰譜ノ文章ヲ探リテ、コレヲ釋義シ、併セテ名臣ノ言行、青年ノ心得トナルベキモノヲ収メテ、後進修學ノ資ニ供フ、藩翰譜ハ、白石ノ著述中、最モソノ傑作ニ居レバナリ、

板倉勝重 其一	八五丁
全 其二	九五丁
板倉重宗	一〇一丁
伊丹順齋	一一二丁
柳生宗矩	一二二丁
山内一豊	一四一丁
淺野長政	一四八丁
細川幽齋	一五八丁
金吾秀秋	一七一丁
福島正則	一八二丁
本多正信	一九五丁

國文講義目錄終

國文

增田于信

保科正之 (藩翰譜)

正之朝臣に、山形の城賜りし前に、將軍家、御鷹狩のために、目黒の邊にならせ給ひ、御供四五人召供せられ、成就院と聞えし寺に入らせ給ひしに、住持の僧、頭巾引かつきて、垣ゆひて居たりけり。

保科正之ハ、遠江國高遠ノ城主タリシ、肥後守正光ガ養子ニテ、實ハ大將軍徳川秀忠公第三ノ子、母ハお静の方トテ、淨光院ト號ス、本姓ハ神尾氏、大奥ニ仕ヘテ、秀忠ノ寵ヲ承ケ、正之ヲ孕ムニ及ビ、御臺所ノ嫉妬ヲ恐レ、深クコレヲ秘シテ、正之ヲ神尾氏ノ家ニ生ム、武田万千代(家康公ノ子)ノ母、見性院、トリテ之ヲ養ヒシヲ、正光ハモト甲州武士ニテ、且ハイサ、カ將軍家ト因アルニヨリ、又コレヲ引取リテ養ヒシナリ、

幼名ヲ幸松丸トイヒタリシガ、正光ノ後ヲ嗣グニ及ビ、元服シテ從四位下肥後守トナ
 リ、後、侍從ニ任シテ、出羽國山形城二十万石ヲ賜ハリシナリ、○將軍家ハ家光公ヲイ
 フ、○目黒ハ、江戸崎西南ノ郊外ニアル地名、今モ目黒不動トテ、名所ノ數ニ入りタ
 リ、○ならせハ將軍ノ啓行ヲイフ、昔將軍ノ、上野ノ廟ニ詣テシ道ヲハ、今モ御成道ト
 イフ、○成就院ハ目黒ニアル寺院ナリ、○保持ハ住ミ持テル意ニテ、成就院ノ住職ナ
 リ、○引かつきハ俗ニ、ヒツカブル、トイフニ同シ、
 將軍家、爰借リテ休み候はん、と仰せられしに、住持の僧、人々はいづくより參らせたま
 ふ、と問へば、將軍家の御供の者なり、と仰せらる。勞れたまふらん、心靜シツカに御休みあ
 れ、とて請シヤウじ入奉る。僧は内に入らんとせしを、御僧、爰にまし／＼て、御物語あれ、と仰
 せければ、打向ひうつくまり居る。

爰借りてヨリ家光公ノ詞ナリ、○人々はヨリ僧ノ詞ナリ、將軍家の御供云々ハ家光
 公ノ詞、○勞れたまふらん云々ハ僧ノ詞、御僧爰にまし／＼て云々ハ家光公ノ詞、

アナタコ、ニオイテナサレテ御話ナサレ、トイフ意ナリ、○打向ひうつくまり居るハ
 僧、家光公ト相對シテ、隱居シタルサマナリ、

客殿の壁に、盡く菊をいりとり繪かける事、拙ウツクミ工の繪かけるとも見えす。將軍家、かゝる
 片田舎の御寺には、珍しき結構に候、如何なる檀那ダンナのわたり候、と尋させたまへば、のた
 まふやう、こゝは江戸遠きさかひなれば、然るべき檀那とてもなく、保科肥後守殿と申
 す御母うへが、常に祈禱の事など、御頼みあれども、それも家まつしければ、布施のも
 のゆたかならず、とらへば、それは先づ能き事に候ふ、其外にも有やらんと仰せらる。

客殿は客を請する間なり、○かゝる片田舎云々家光公の詞、○拙工は下手ノ画工ナ
 リ、○檀那ハ寺ノ施主ヲイフ天竺ノ語ナリ、後ニハ一家ノ主人マテモカクイヘリ、○
 のたまふやう云々僧ノ詞ナリ、保科肥後守の御母うへハ即チ上ニイヘル正之ノ母、
 淨光院ヲイフ、○布施ハ祈禱ナトク報酬ニ、寺僧ニ施シ與フル物ヲイフ、此處、保科家
 ハ貧乏ナレハ、布施ノ物モ、澤山ニ頂戴セズ、トイフ意ナリ、○それは先づ云々將軍

家ノ詞、ソレハマツ結構ノコトナリ、尙ソノ他ニモ施主アルベシ、トナリ、
 いや其外にあるは、皆數にもあらぬ人々なり。これにわたりたまふ人々も、將軍の御家
 人と承れば、申すも恐れなれど、あの肥後守殿と申すは、今の將軍家の、正しき御弟と承
 るに、僅かの地領し、貧しくわたらせたまふこといははしけれ、さらぬ賤じきものも、兄
 弟の親しみ深きは、人のならひなるに、如何なれば能き人は、なさけなきものに候らん、
 といひしに、御顔の色少し損じさせたまひて、御供の人々を、さぞ御覽じて、參らん、上
 様もはや還御ならせたまふべき程なり、とて、つと御出あれば、人々は、御僧の情ゆえ、
 足休みて候、又こそ參らめ、とてうち出でぬ。

いやその外にあるは云々以下なさけなきものに候らんトイフマテ、僧ノ詞ナリ、いや
 ハ否ニテ、肥後守殿ノ外ナル檀那ハ、皆小家ニテ、物ノ數ニモアラヌ人達、トナリ、
 ○これにわたりたまふ人々トハ此處へオイテナサレタル人々ナリ、御家人將軍ノ
 家來ヲイフ、○恐なれどオンレ多ケレト、又ハ恐縮ナレト、ノ意ナリ、○今の將軍家即

チ家光公ヲイフ、正之ハ家光公ノ異母弟ナリ、○いたはしけれ氣ノ毒ノ意ナリ、○さら
 ぬ賤じき云々、さらぬハサアラヌ、然アラヌニテ、將軍ノ如クアラヌ下等ノモノニテ
 モ、兄弟ノ親深キハ、人ノ習慣、トナリ、○如何なれば云々、ドウシテ身分ノヨキ人
 ハ、サヤウニ無情ノモノニヤ、トナリ、○御顔の色少し損じトハ家光公ノ顔色、少し不
 氣嫌ニナリシ、トナリ、○さぞハ俗ニキツト、トイフニ同シ、下ノつとトアルモ、ツツ
 ト、ナリ、○いざ參らん、いざハ誘フ意ニテ、サア參ラウトイフニ同シ、○上様ハ將軍
 家ヲサシテイフ敬語ニテ、此處ハ家光公、將軍ノ家人ノフリニテ、僧ト問答セルユエ
 ニ、カクイヘリ、○人々ハ家光公ノ御供ノ人々ナリ、

暫しがほど過ぎて、御供の人々、ひらがり來り、上様はいづくへならせられしぞと、問ふ
 に、住持の僧は、われく、上様の御事は知らず、御供の人とて、今まではに御休みあり
 き、といふ。それこう上様にてあれ、といはれて、驚き、あな悲しや、如何なる罪にや逢は
 ん、と一月ばかりが程は、門の外に、足音高く人の過るにも魂を消す、程なく正之朝臣

へ、多くの地附て、山形の城參らせられ、また目黒の寺にも、其事どなく、地寄附せさせたまひしなり。

むらがり來りハ御供ノ人々、大勢トヤ、ト、此寺ニ將軍ヲ尋子來リシナリ、○上様はいづくへ云々、御供人ノ、僧ニ尋ヌル詞ナリ、○われ、云々僧ノ答フル詞、上様ノ御事ハ、存知申サズ、今マテ將軍家ノ御供ノ人トテ、此處ニ休息ナサレタ人アリシ、トナリ、○それこそ上様云々供人ノ詞ニテ、ソノ御方コソ、即チ上様、將軍様ニテコソアレ、トナリ、○驚キハ僧ガカクト聞キテ、ビツクリシタルナリ、○あな悲しや云々、僧ノ詞、ア、悲シヤ、將軍様トハツユ知ラズ、御家人トバカリ承リテ、無禮ニアシラヘシノミナラズ、現在ノ弟君、肥後守殿ヲ惠ミタマハズトテ、將軍家ノ無情ヲサへ、誹リ申シタリ、ガクテハ、ドノヤウナル重キ罪ニ逢ヒ申サンモ知ラズ、トイヒテ、一ヶ月バカリガ間ハ、吾寺ノ門前外ニ、人ノ足音高ク聞エテ過グルニモ、モシヤ捕吏ノ我ヲ捕縛ニ來タニハアラヌカ、ト魂ヲ消ストナリ、此段、寺僧、驚愕恐懼ノ有様ヲ叙シタルイト面

白シ、○程なく云々、ツレヨリ幾程モナクシテ、正之へ二十万石トイフ大封ヲツケテ、山形ノ城ヲクダサレ、又コノ成就院へモ、將軍休息問答ノ事ニツキタルニアラデ、ソレトナク領地ヲ寄附サセタマヒシ、トナリ、正之ハ、是ヨリ前ニハ僅ニ父ノ遺封、高遠城三万石ヲ領セシナリ、此御世には、御鷹狩に事寄せられて、賤き者の愛ひ、歎きの事ども知召し、^{シロシメ}惠み施させたまふこと、いくらもありけり、とて、其時、御供に侍らひし人の、子息の、いひしを、よく承り侍りき。

此御世には、將軍家光ノ治世ニハナリ、○いくらも云々鷹狩ニコトツケテ、下民ノ疾苦冤枉ヲ知り、之ニ惠ミ施セシコト、此外、尙多クアリシト、當時コノ成就院へ御供ニ附キ從ヒシ人ノ子ノ、物語リシヲ、藩翰譜ノ著者、新井白石ガ、委シク聞キタリシ故ニ、コ、ニ書キツクル、トナリ、コノ文、正之將軍家ノ親弟ニアリナガラ、日陰^{ヒカガ}モノトシテ、貧シクアリシヲ、寺僧ノ言

ニヨリテ、フト大封ヲ得タルコトヲ書キタリ、故ニ寺僧ノ詞、兄弟ノ親ヲ説クトコロ、最モカヲ入レラレタルハ、著者蓋シ心アリテ書ケルナリ、即チ君ヲシテ、深ク下情ヲ知ラシメムトシタル、カノ文昭公ヲ補佐スル意、オノツカラ筆墨ノ外ニアラハレタリ、正之ハ後ニ會津ニ移リテ、二十三万石ヲ領シ、正四位下右中將トナリ、家光將軍ノ遺命ヲウケテ、四代將軍家綱公幼少ノ間、天下ノ政務ヲ預リ聽キタリ、當時水戸ノ義公、備前ノ芳烈公ト、並ヒ稱セラレテ、三公トイハレキ、

松平信綱

(同上)

或時、若君、大殿オホトシの御寢殿ノ、屋ヤの軒端ノキスに、雀の巢ネズミをくひ、子を生みたりしを、こなたより御覽ミじて、欲ホしがらせたまひ、長四郎、とりて參らせよ、とあり。

若君ハ三代將軍家光公ノ童時ニテ、當時御名ヲ竹千代トイヘリ、○大殿ハ二代將軍秀忠公ナリ、○御寢殿ハ將軍家ノ母屋オモヤ、秀忠公ノ寢間ヲイフ、○こなたより御覽じてハ竹千代君吾カ住ム方ヨリ御覽アリテ、雀ノ兒ヲホシガラセタルナリ、○長四郎云々竹

千代君ノ詞、カノ雀ノ兒ヲ取リテマ井ラセヨト仰アリシナリ、長四郎ハ信綱ノ童名ニテ、信綱ハ右衛門大夫正綱ガ養子ニテ、實ハ大河内入道休心カ孫、金兵衛久綱ガ嫡男ナリシヲ、伯父正綱ニ養ハレシナリ、竹千代君ヨリ長スルコト九歳ニテ、ヤガテソレガ家人トナリシナリ、

長四郎、年十一歳のときなれば、いかにも叶ふまじきよし、辞しければ、君は、驚きて飛去ることもありなん、巢くひし所、よく見置て、日暮ヨコレて、こなたの屋の軒の端ノキスとして登り、彼處に忍び行て取べし、おどなは、身重く足音もしなん、たゞ汝取てまゐらせよ、と候オウふ人々の教へしかば、力なく、日暮て、こなたの屋よしりて、つたひく行く。既に御寢殿の軒に至りて、取らんとせしに、踏損フミケンじて、御坪オウツツの内へ、とらと落つ。

いかにも叶ふまじきよし云々長四郎ハ、トテモ捕ルコト能ハヌ由を申シテ、辞退シケレハ、トナリ、○君は驚きて云々竹千代君ハ、唯妄ニ捕リニ行キテハ、雀ハ驚キテ飛ビ去ルコトモアラン、トイヒシトナリ、此處文意明瞭ヲ欠ク、如何トナレハ、初二、君は

トイヒテ、後ニ、候ふ人々の教へしかはトアリ、カクテハ前後トホラヌ心地ス、コレハ竹千代君ハ、當時僅ニ三歳バカリナレバ、傳人ドモ、君ノ意ヲウケハカリテ、方法ヲ長四郎ニ教へタルヲ、カク書キ損ヒタルナルベシ、○力なくハ、長四郎フシヨウト、ニ出懸ルサマナリ、○御坪の内ハ、御庭内ナリ、圍ヲシタル内ヲハ坪トイフ、

將軍家、御刀取テ、障子引あけたまへは、御臺所、燈火とつて出させたまひ、御覽するに、長四郎にて在けり。將軍家、不思議にも、召て、汝は何しに、爰に來りぬるぞ、と御尋ありしに、今日の晝、おの御殿の屋の軒端に、雀の子うみたるを、遙に見て、餘り欲しさに参りて候、と申す。將軍家、いやく、これのが心にはあらじ、誰かをしへけるぞ、といろく御推問あれども、幾度も、初め申し、言葉にかはらず。

將軍家ハ秀忠公ヲイヒ、御臺所ハ秀忠公ノ北の方ヲイフ、○不思議にも召てハ不思議ニ思召シナガラモ、長四郎ヲ召シテ、ノ意ナルベシ、○汝は何しに云々秀忠公ノ詞ナリ、○今日の晝云々長四郎ノ詞ナリ、○いやく云々、秀忠公の詞、サヤウニイヘト、

否々汝ノ心カラ來リシニハアラズ、誰ガ汝ニ教ヘテ、コ、ニ忍ビ入ラセシナラム、其教へタル人ヲ白狀セヨト詰問アリシナリ、○幾度カ、幾度詰問セラレテモ初メ答へタル詞ニ同シク、吾心カラ、雀兒トリニ來リタル由ヲ、申シタル、トナリ、
 れのれ、事の由、ありの儘に申さず争ひぬること、年比にも似ず不敵なれ、と仰せられて大きなる袋の中になれしいれて、口を御手づから封じたまひ、柱にかけさせたまひ、事の由ありのまゝに申さざらん程は、いつ迄もかくて候へ、と仰せけれども、尙争ひ申す事、初の如し。

おのれい、其方、マタハ汝ノ意ニテ、コレヨリ秀忠公ノ詞ナリ、○年比にも似ず不敵なれ、十一歳トイフ、幼キ年輩ニモ似ズ、大膽者デアレ、マタハ不屈者ナレ、ノ意ナリ、○御手のから封じたまひハ、將軍自分ト、袋ノ口ヲク、リトメテ、トナリ、此處ノたまひ、下ト重復シテ、聞キダシ、○事の由云々、マタ重テ秀忠公ノ詞ナリ、此處ニ忍ビ來リシ事ノ次第ヲ、有体ニ申サヌ間ハ、何時マテモ袋ノ中ニ入レ置ク、トナリ、○尙争

ひ申す云々長四郎ハ、他人ノ指圖ニヨラサル由ヲ、争ヒ申スコト、前ニカハラズ、トナ
 リ、
 夜既に明テ、常ノ御座に出テさせたまふ。御臺所ハ、夙ク心得させ給ひて、彼か幼き心に
 テ、身のかなしさをかへり見ず、竹千代君ノ仰なりと申さる事を、深く感じたまひて、
 女房達に仰せて、朝がれい召して、是たうべよとて給りて、又御手づから、元ノ如くにぬ
 はせ給て、置きさせたまふ。

常ノ御座ハ、將軍日常イテマシノ御座所ナリ、○夙ク心得させたまひてハ、御臺所ハ、長
 四郎ハ、全ク竹千代君ノ命令ニテ來リシコトヲ、疾ト心得サセタマヒテ、トナリ、○朝
 かれいは、朝餉にて、朝飯ノコトヲイフ、即チ朝飯ヲ召シ寄セテ、長四郎ニ、コレヲタ
 ベヨ、トテ下サレシナリ、○ぬはせ給ハ、元ノヤウニ袋ノ口ヲ縫ハセラレシナリ、
 晝ノ程、將軍家入らせたまひ、又推問ありしかど、終に言葉をかへず。御臺所、御わび事
 ありしかは、向後ノ事を慎むべきよし仰せて、御ゆるしあり。將軍家、御臺所に向はせた

たまひ、彼が今ノ心にて生立ちたらんには、竹千代殿の爲には、双なき忠臣にて侍らん
 ものぞ、と殊の外悦ばせたまひし、となり。

終に言葉をかへず、晝ノ間、秀忠公入り來リテ、再ヒ推問アリダントモ、長四郎初ノ如
 ク言ヒ透シ終ニ詞ヲ變セズ、トナリ、○わび事ありしかはハ、御臺所、長四郎ノ爲ニ、
 傍ヨリ謝罪言ヲ申シ上ゲシナリ、○さらば向後ノ事を云々然ラハ、コレヨリ後々ノ事
 謹慎イタスヘシトノ旨ヲ仰セラレテ、長四郎ヲ御免アリシ、トナリ、○彼が今ノ心に
 テ生立ちたらんには云々、將軍家ノ詞ニテ、長四郎ガ、今ノ心持ニテ、成長シタランニ
 ハ、竹千代君、即チ家光ノ爲ニハ、必ナラビナキ忠臣トナランモノゾ、ト案外ニ御喜悅
 アリシ、トナリ、

此段、雀取ノ童事ヨリ、長四郎信綱ノ剛毅不拔ナル精神ヲ叙シテ、終ニ新將軍補佐ノ
 器アルコトヲ認メラレタルコトヲ、書キアラハセテ、秀忠公ノ怒ル所、喜フ所、相照應
 シテ、イトオモシロシ、蓋シ將軍、新將軍ノ補佐トセン爲ニ、長四郎ノ器ヲタメサレタ

ルナリ、サテ信綱ハ、竹千代君、將軍トナルニ及ヒ、叙爵シテ伊豆守トナリ、後宿老ノ職ニナリテ、武藏國忍城三万石ヲ領シ、嶋原ノ賊徒起ルニ及ヒ、征討使トナリテ、之ヲ平ゲ尋テ河越城ニ移リ、七万石ヲ領シテ、侍從ニテ終リヌ、其執政トシテノ才能ノ大略ハ、次ノ段ニアリ、

此人の才敏なりし事ども、世に傳ふる事、いくらといふ數を知らず。されども其事ども天下の大勢に預らぬ事なれば、誠に數ふるにたらず。初め左大臣家かくれさせたまひ、將軍家いまた御幼稚の時に、故將軍家の御時は、國をも郡をもたまひ、祿をも俸をも當て行はれし事、年々月々に絶えず。當代に至て、終に其事なし。かくては如何に奉公の勞をもなぐさめ、主シユに仕ふる忠をも勸めんや。と諫むる人も、謗ウる人もありけり。

此人ハ信綱ヲイフ、○誠に數ふるにたらずトハ天下ノ大勢ニ關係セヌトナレバ、數ヒ舉ゲテ、コ、ニ記載スルニ足ラヌ事トモナリ、トナリ、○在大臣家、三代將軍家光公ヲイフ、○將軍家云々、コレハ四代將軍家綱公ニテ、十一歳ニテ職ヲ繼ガレシ故ニ、御幼

稚の時トハイヘリ、○故將軍家モ家光公ヲイフ、○國をも郡をもたまひ云々大ハ國ヲモ賜ハリ、小ハ郡ヲモ賜ハリ、又ハ家祿ヲモ、月俸ヲモ宛テガハレンコト、毎年毎月タエズ、トナリ、○當代、即チ家綱公ノ時ヲイフ、○かくては云々故將軍家ノ時ノ如ク、名家人トモニ、國郡ヲ賜ヒ、俸祿ヲモ宛テ行フコトナクテハ、將軍ニ對シテ、イカデカ勤勞ヲ盡スモノアラシヤト、時ノ執政信綱等ヲ諫メ謗ル人モアリシ、トナリ、信綱是を聞て、君イナいまた幼イナく渡イナらせたまふ。今に當て功勞ある人に、恩賞行はるゝ事あらんに、たとへ恩賞を蒙る人、悦ヨロぶ事ありども、又謗る人は、君はイナいまだ幼稚にてまします。是皆執政等が、心なきに付てイナおのれイナがかたさまの人々をのみ、執し申すなり。などいはんには、善を勸め、徳を施すにはあらず。恨を加ふにこそあれ。とて、將軍家政をみづからし給はざりしうち、終に其事なかりしかども、人ごとに敢て怠りたゆむ心なく、夙夜しけり。是一つ。

信綱是を聞て云々、君イナいまたトイフヨリ、下恨を加ふにこそあれトイヘルマテ、信綱の

詞なり○是皆執政等が心なきに付て云々、將軍家幼稚ニマシマス時ニ當テ、功勞アル人ニ恩賞ヲ宛テ行ヒナバ、其人ハ悦フベキモ、又此等ハ、執政達ガ、真正ナル政治ヲ行フコトニ無心ナル故、將軍家ノ幼弱ナル乘シ、各々私様ノ味方ノ人々バカリヲ勝手ニ執リ持チテ、恩賞ヲ行フナリト、謗ル人ハイハン、ソレニテハ、折角恩賞ヲ行フモ善ヲ勸メ德ヲ施スニハアラデ、却テ怨恨ヲ加フルコトニナルナリトイヒシ、トナリ、○將軍家政をみづからし給はさりしうち云々、家綱公幼稚ノ程、親ラ政ヲ聞カザル間ハ、終ニ功勞アルモノニモ、恩賞ヲ行フコトナカリシモ、其人々、コレヲ恨テ、敢テ勤務ヲ怠ルナドイフ心ナク、朝夕ニ奉公ニ勉勵シケリ、トナリ、此取リハカライコソ、即チ信綱ノ世ニ傳ヘタル功名ノ一ナレ、トナリ、天下ノ大名の、代々たてまつりし人質を、此時に至りて、尽く歸さる。是二つ。天下ノ外様大名、代々將軍家ニ献リテ、江戸ニ置キタル人質ヲ、信綱執政ノ時ニ至リテ、尽ク之ヲ歸シ遣シタル、是レ信綱功名ニナリ、トナリ、人質トハ、大名諸家ヨリ、將

軍家ニ背カザル保証ノ爲ニ、母ナリ子ナリ質物トシテ、江戸ニ差置クナリ、サテ外様大名ノ人質ヲ將軍家ニ致シタルハ、加賀國主前田利長ガ、其母芳春院ヲ送リタルゾ、始ナル、

近世の慣はしなりし、殉死の、事堅く禁せらる。是三つ。

近世ノ習慣タリシ、殉死ノ事ヲ、堅ク禁止シタル、是レ信綱功名ノ三ナリ、トナリ殉死トハ、主人死ヌレバ、近侍ノ家人、コレニ從ヒ死スルコトヲイフ、其例ハ、前將軍家光公薨去ノ時、堀田正盛、阿部重次、内田正信、三枝守重ノ四人、殉死シタリ、此他下大名ニ至ルマテ、其家人ノ殉死スルモノ、數多アリタリ、

中にも明暦の火災には、城郭盡く灰燼となり、人民悉く焦爛す。かゝる事は、古より聞も傳へず。又後の世にも有るべからず。まして去年の逆徒（由井正雪）等が、火を放ちて、兵を起さんと謀りしこともあり。是はいかさま、只事にはあらじ、と上中下の心も靜ならず。其時信綱の、立所に、執り行ひしこと、殊に皆其所を得て、程なく天下、また其

他も靜シツカに治まりて、昔にかはらぬ世となる。かゝる事どもは、みな古の名臣賢佐にも恥ぢぬ、善政にてありけり。

明曆の火災は明曆三年正月、十八、十九ト、兩日ニワタリテ、府下大火アリテ、本丸、二ノ丸、三ノ丸、及ヒ諸郭、天主閣トモ、皆燼ケテ、死亡スルモノ十万余人、コレヲ本所ニ埋メテ、無縁寺ヲ建テ、ソノ死塊ヲ吊フ、今ノ回向院コレナリ、○焦爛ハコゲタ、レタルナリ、○かゝる事は云々、カクノ如キ大火災ハ、古ヨリ聞キ傳ヘモセズ、又後ノ世ニモアルマシ、トナリ、○去年の逆徒等云々は、慶安四年四月、由井正雪、九橋忠彌ト相謀リ、徒党ヲ道灌山ニ會シテソノ党ヲ京都大坂ニ頒ケ遣シ、正雪ハ駿府ニ至リ、忠彌ハ江戸ニ居リ、日ヲ期シテ事ヲ舉ゲントシタルニ、事露ハレテ、忠彌ハ捕ヘラレ、正雪ハ駿府ニテ自殺セリ、即チ忠彌及ヒ其党二十三人ヲ誅シテ、首ヲ梟シ、三族ヲ夷ゲ、翌年ニ至リ、又姦党別木莊左衛門、林戸右衛門等ヲ磔殺セリ、此段、即チコレ等ノ事ヲイヘルナリ、サテ去年トアルハ、去ニシテ年ニシテ、慶安騒動ハ、明曆大火ヨリ六年前ニアリシ

ナリ、○只事にあらじハ、尋常ノ事ニアラズ、トナリ、○上中下の心、上等、中等、下等、ノ人ノ心ニテ、上ハ將軍執政ヨリ、下ハ庶民ニ至ルマテナリ、○信綱の立所に云々、カ、ル騒ギアリテ、人心動搖シタルニ、信綱執政ノ身トシテ、直ニ之ヲ取りサバキダルニ、皆ソノ法ヲ得テ、幾程モナク天下安ク治マリ、其他ノ事モ靜ニナリテ、昔ニカハラヌ大平ノ世トナリヌ、トナリ、○かゝる事どもは云々、前ニ信綱ノ勳功一ツ二ツ三ツト舉ケタルヨリ、明曆ノ火災、慶安ノ逆徒等ヲ處理シタルコト迄コメテ、カヤウノ事トモハ、古ノ名臣賢佐ニモ耻チヌ善政ニテアリシ、トナリ、賢佐トハ、賢明ナル輔佐ノ意ニテ、ヨキ宰相ヲイフ、

それも執政の人々の、衆議一決してこそ、斯カクはありけめども、謗る事も、譽むる事も、信綱一人の計りしやうに、世にいひしことは、是れ併ツカしながら、名譽のいたす所なり。
それも云々、前の善政モ、當時執政ノ人々幾人カガ、衆議ヲ一決シタル上ニテ、凡テ處理シタルベケレドモ、謗ラル、コトモ、譽メラル、コトモ、皆信綱一人ガ取り計ラヒ

シヨウニ、世間ヨリイハレシコトハ、トナリ、○併しなからハ、サウシナガラ、トイテ
 意ニテ、謗ラルモ、譽ラル、モ、信綱ノ一身ニ歸スレトモ、是レサヨウニハイフモノ、
 ツマリ名譽ノ致ス所ナリトテ、併しなからニハ、謗ル方ヲ幾分カ重クカケタリ、サテ
 當時ノ執政ハ、信綱ノ外、酒井忠勝、井伊直孝、阿部忠秋、松平乘壽ナドナリ、
 此段信綱ノ勳功ヲ叙ス、文辭簡短ニシテ、ヨク當時ノ大勢ライヒ尽セリ、凡筆ナラバ、
 必ズ數千言ヲ累ヌベキヲ、イトツ、メテ能ク書キ成サレタリ、

本多重次

(同上)

關白殿、いかに加して、徳川殿と親しうならんと、いろ／＼に謀をめぐらし、頼てまた其
 妹君を、徳川殿の北の方に參らせられしかば、徳川殿、此上は、見參なくては叶ふまじ、
 とて、御上浴あるべきに極る。御家人等が、危く思はん所も侍る故、都に御逗留あらん
 程は、それに留めたまふべしとて、大廳を下し給ひしかば、岡崎の城に入れまゐらせ、重
 次これを守る。井伊、大久保も、同じく御後にどゝまる。

關白殿ハ、豊臣秀吉ニテ、徳川殿ハ、家康ナリ、秀吉ハドウニカシテ、家康ト和親ヲ結
 バント、種々ニ手段ヲ廻ラシテ、トナリ。此處ハ去ル天正十二年、小牧ノ合戦ニ、秀吉
 家康ノ爲ニ敗ケニシカバ、イタク徳川氏ノ勢力ヲ恐レ、マツ織田信雄ト和シテ、ソレ
 ニ就イテ家康の庶子阿義丸ヲ乞フテ養子トナシ、元服セサセテ、秀康ト名ノラセ、又更
 ニ信雄ヲナカダチトシテ度々家康ニ上浴ヲ勸メタルニ、家康キカザリケレバ、東西ノ
 軍マタ起ラムナド風聞シケレバ、重次、家康ノ命ヲ以テ、岡崎城ヲ守リタルニ、秀吉、
 イカニモシテ、無事ニ和親ヲ結バント、苦慮スル所ナリ、重次ハ通稱ヲ作左衛門トイ
 フ、三河國人、本多右馬助助定、後胤ニテ、徳川家譜代ノ家人、三奉行ノ一人ニテ、鬼
 作左ト呼バレシモノナリ、○其妹君、秀吉ノ異父妹ニテ、初メ佐治日向守ニ嫁シタ
 ルヲ、秀吉強ヒテコレヲ取リ戻シテ、家康ノ妻トセラレシナリ、後ニ駿河御前、マタハ
 南明夫人朝日君トイヘリ、○此上は見參なくては云々、秀吉ヨリハ懇親ヲ結フ爲ニ、
 妹君ヲ北方トシテ遣ハサレケレハ、此上ハ、京都ニ上リテ、秀吉ニ對面セズンテハ、ナ

ルマヲト思フテ、上落アルユトニキマリヌ、トナリ、○御家人等が危く思はん所て侍
 故云々、カク家康上落ニキマリタルモ、モシヤ秀吉ノ計畧、詐リニハアラヌカ、ト家
 康ガ家來ドモ、危険ニ思ハントコロモアル故ニ、家康京都ニ逗留アラム間ハ、右詐リ
 ナラザル誓約ノ爲ニ、秀吉ノ母君ヲ下シテ、岡崎ノ方ニ留メ置クベシトテ、秀吉ノ方
 ヨリ、カク爲シタルナリ、○大廳ハ、大政所ニテ秀吉ノ母ヲイフ、○井伊大久保ハ、井
 伊直政、大久保忠世ニテ、重次ト同シク御後ニ留リテ、岡崎城ヲ守リシナリ、

此時、重次下知して、大廳のねはしますはどりに、薪を積むこと山の如し。こはそも
 如何なる事を驚き、大政所の御供せし女房たちはした女して、薪つむ下部男一人まね
 ぎ酒など呑せ、心能くとりて、さて何事にか、この程月々にかく薪をば積むことぞ、と
 問へば、いかなる事とも下部はいかて知り申さじ。た、し承る所は、關白殿の、我國
 の殿を失ひたまふか、若くは留めまゐらせて、返したまはずば、今度都より御下りあり
 て、是にまします御方を、盡く焼殺し申さん料の薪とかや申して、本多殿の下知とし

て、月々に山林より切て來り候が、この本多殿と申すは、極めて氣の短き人にて、殿の御
 歸りたそし〜と待かねて、けさ火を附う、晩に焼たてう、とせられ候を、井伊殿や大久
 保殿が、しばし〜と制したまへばこそ、今迄はかくて候へ。痛はしや、美しき都上ら
 ふの今のうちにも、灰土にならせたまはん事の無斬さよ。と下部等は申すことにて候
 としひしを、

此時重次云々、此時重次、配下ノモノニ下知シテ、大政所ノ居ル所ノ近邊ニ、薪ヲ山ノヤ
 ウニ積ミ重子タリ、トナリ、○こはそも如何なる事を云々、コレハソモ〜マアドウ
 スル事ツヤ、ト大政所ノ方ノモノドモガ、驚キタルナリ、○はした女トハ、下婢ヲイフ即
 チ大政所ノテ供シ來タリシ女房ドモガ、ソレノ下婢ヲシテ、重次方ノ下部ノ男一人ヲ
 呼ビ寄セテ、酒ナト馳走シテ、氣嫌ヲトリナガラ、事ノ次第ヲ聞クナリ、○さて何事に
 か云々、右ノ女房ガ、下婢シテ、下部ノ男ニ聞ク詞ナリ、○いかなる事とも下部は如何
 で知り申さじ云々、此ヨリ下部ノ答フル詞ナリ、ドウイフ事トモ、吾々下部ハ知り申

サズトイフ意ナリ、此處如何でトアレバ、其下知り申さんやトカハ、又ハ如何でか知り申さんトアルベシ、又申さじトアレバ、上ノ如何でヲ省キテ可ナルベシ、○關白殿ハ秀吉ニテ、我國の殿ハ家康ヲイフ、此處、下部ガ承知スル所ハ、秀吉公我國ノ殿君家康ヲ殺シタマフカ、モシクハ京都ニ引留テ返シタマハヌ時ニハ、今度都ヨリ御下リアリテ、此處ニ御イデアツバズ御方様ヲ、殘ラズ燒キ殺シ申サム爲ノ薪ニテアルトカヤ申シテ、トナリ、○本多殿の下知として云々、本多重次殿ノ下知トシテ、カヤウニ毎日々々山林ヨリ薪ヲ伐リ來リテ候フガ、一体コノ本多殿ト申ス人ハ、極メテ短氣ノ人ニテ我殿家康公ノ御歸國ヲバ、遅シクト待チ兼テ、今朝此薪ニ火ヲツケヤウカ、晩方ニ燒キ立テヤウカトセラレ候フテ、井伊直政殿ガ、大久保忠世殿ガ、今暫ク待タレヨト制シタマヘバコソ、今マテハマツ火ヲ附ズニ居リマス、トナリ、○痛はしや美しき都上るふの云々、痛はしやハイト氣ノ毒ノ意ニテ、都上るふハ都上臈ニテ、上臈ハモト宮女ノ故役ノモノヲイヒタルナレト、此處ハ大政所ヲ始メ、京都ヨリ附キ來リタル女

房ドモヲイフ、即チ氣ノ毒ノコトヤ、美シキ京上臈ガ、今ニモ燒カレテ、灰ヤ土ニナリ畢ラムコトノ無情サヨ、ト下部ドモハ申シ居リ候、ト此處マテガ下部男ノ詞ナリ、女房達にかくといへば、あな悲しや、その本多といふ男が、日々に参りて、ねをろしげなるこねにて、家康より茲につけ参らせて候、御用の事あらば、承りなんすといふを、今思ひ合すれば、三河守殿の初て御参ありし時、仙千代丸といふ兒の御供したるを、殿下の御覽じて、あれは家康がうちにて、三奉行とかいふうちの、鬼作左衛門といふものゝ子ぞ、と仰ありしかば、おそろしく、鬼も子を生むにや、鬼の子は如何なるものによ、と物越に、人々の見たりしに、其親の鬼ならば、さあそはあらめ、さればこそこれへ参る度毎に、家康返り候はんどの事は、いまた御沙汰も聞は候はぬや、とおとひもいひしぞ、けさも、このふもいひしぞ、待遠にや思ふらん、あはれ家康とくしてかへさせたまへかし、となきくどきて、此由を大廳へ申しければ、

あな悲しや云々、此より下家康とくかへさせたまへかしマテ、女房ノ詞ナリ、ア、悲

シヤ、ソノ本多トイフ男ガ、毎日參リテ、恐シサウナルコソチ聲音ニテイフニハ、主人家康ヨ
 リ此處ニ附ケ置カレテ候フ、御用ノ事アラバ、何事ニテモ承ハリマシヨウ、トイフ、トナ
 リ、○三河守殿の初て御參ありし時仙千代丸といふ兒の御供したるを云々、三河守殿
 は、即チ上ニイヒタル秀康にて、秀吉ノ養子トナラレシ時ニ、從四位下左少將兼參河
 守トナリシナリ、仙千代丸ハ重次ノ子ニテ、後ニ飛騨守成重トイフ、秀康、秀吉ノ養子
 トシテ、京都へ上リシ時、御供トシテ、コレニ附キ從ヒテ、秀吉方へ參リシナリ、此處
 ハ即チ、女房ドモ、思ヒ合スレハ、參河守殿始メテ秀吉方へ參リシ時ニ、仙千代丸御供
 トシテ來リシヲ、秀吉御覽シテ、アレハ家康カ内ニテ、三奉行トイフ中ノ、鬼作左衛門
 トイフモノ、子デアルゾ、ト仰アリシカバ、トナリ、三奉行トハ、參河國ノ奉行役ニ
 テ、重次ト、高力清長、天野康景トノ三人、コレニナリシナリ、當時ノウズ諷ニ、佛ホトケ高力、鬼
 作左、カレコレヘンナシ天三郎、トウタハレタル、即チ是ナリ、天三郎ハ天野三郎兵衛
 ヲツ、メタルナリ、○おそろしく云々、ア、恐シヤ、鬼作左ノ子トイフガ、ソモ

ソモ鬼モ亦子ヲ生ムニヤアラム、全体鬼ノ子トイフモノハ、ドノヤウナルモノニヤア
 ラム、ト物越ニ女房ドモが見タリシニ、トナリ、物越トハ、簾ナトヲ隔テ、透キ見ヲ
 シタルサマナリ、○其親の鬼ならばさこそはあらめ云々、其親が鬼ナラバソレト同シ
 ク其子モサヤウニ鬼ニアラム、トナリ、○さればこそ云々、鬼デアルカラコソ、ソノ重
 次ガ此方へ參ル度に、主人家康返り候ハントノ事ハ、未タ此方へハ御沙汰モナキカ、イ
 カバ、ト一昨日モ昨日モ今朝モイヒシゾヤ、定メテ彼ハ主人家康ノ歸國ヲ待遠ニ思フ
 ナラン、トナリ、○あはれ家康とくしてかへさせたまへ云々、ア、家康ヲハ、早く此方
 へ歸サセたまへ、サモナクバ、魂作左ガ、如何ナル事ヲ爲出スカモ知レズ、甚タ危儼ナ
 リ、ト女房ドモ泣キ口説クツキテ、此次第ヲ大政所ニ申シアゲケレバ、トナリ、
 大に驚きなげきたまひて、日々に御消息ありて、徳川殿をどくかへさせ給へ、こなたの
 ありさまのいふせき、いつの世にかは忘るべき、などありし事ども、こまかくと仰遣は
 されし程に、ほそなく御歸國まし、大廳オホマントコロ歸りのばらせたまひければ、女房だち涙

を流し、なまげなくも御母上を、下したまひしものかな、鬼本多とかやが、かくこそいふ
 たれどこそ計らうてなむらひつれ、今は朝日の姫君をまゐらせたまへば、徳川殿の御た
 めにも、大廳は御母上にて候を、如何に鬼なればとて、己が主の事しらぬ事や候べき、う
 れにかく辛き目を見せ參らせて侍れば、はやく徳川殿に仰せられて、如何なる罪にも
 わはせて、大廳の御恨みをも晴させたまへ、ととり／＼に訴へければ、

大に驚きなげきたまひて云々、大政所大に驚き歎きて、毎日秀吉方へ文通アリテ、家
 康ヲバ、一日モ早ク此方へ歸サセたまへ、トナリ、御消息ハオトツレニテ、即チ文通ノ
 コトナリ、○こなたのありさまのいぶせき云々、いぶせきハ悒鬱ノ意ニテ、思ガ晴レ
 ズ、氣ガ塞リテ、心配スルコトヲイフ、此儘居テハ、何時燒キ殺サル、カ知ラス、此方
 ノ有様ノ心配苦勞、イツノ世ニカ忘ルベキ、決シテ忘ル、時ハアラズナト、岡崎へ預
 ケラレテ、重次ニ威赫サレン事ドモヲ、委シク文通アリシ間ニ、トナリ、○ほどなく御
 歸國まし／＼、家康三河ニ歸リシナリ、○大廳歸りのぼらせたまひハ、大政所、京都へ

歸リ上リシナリ、○なまげなくも云々、下大廳の恨みをも晴させたまへマテ女房達ノ
 秀吉ニ申ス詞ナリ、無情ニモ御母上大政所ヲ三河ニ下シタマヒシモノカナマアトナ
 リ、○鬼本多とかやが云々、鬼本多トカ申スモノガ、家康ヲ京都ニ留メラル、上ハ、直
 ニ大政所ヲ燒キ殺シ奉ルベシト申シテ、其様ニ取計ラヒテ候ヒシ、トナリ、○今は朝日
 の姫君をまゐらせたまへば云々、只今ハ秀吉公ノ妹君、朝日の姫君ヲ養女トシテ、家
 康ノ北ノ方ニ進ラセタレハ、大政所ハ即チ家康ノ爲ニモ母上ニテアレハ、彼ノ本多ガ、
 イカニ鬼ナレバトテ、己ガ主人ノ家康ノコトヲ、知ラヌトイフコトノアルベキカ、ト
 ナリ、○それにかく辛き目を云々、ソレニ大政所ニ對シテハ、カヤウニ辛キ目ニ違ハ
 セ奉リタレハ、早ク家康公ニ仰セラレテ、カノ本多ヲバ、イカナル罪ニモアハセテ、大
 政所ノ恨ヲハラサシメタマヘト、ナリ、○とり／＼ハヒトリ／＼トイフ意ニテ、女房
 ドモ各自ニ訴ヘタルナリ、○家康はよき者ども云々、秀吉ノ詞ナリ、秀吉笑ヒテ、家康
 ハヨキ家來ドモ、大勢召シ使ヒタリ、自分モンノヤウナ家來ヲバ、大勢ホシクアルゾ

ヤトバカリイヒテ、座ヲ起チシ、トナリ、
此條、前段、下部男ノ口ヲ借リテ、鬼作左ノ恐シキ行ヲ叙シ、後段、女房ノ口ヲ借リテ、
更ニ一層恐シキ行ヲ叙シ、恐怖ノ餘リ、遂ニ家康ノ歸國ヲ促スコトヲ叙シタリ、筆ツ
カヒイト〜巧妙ナリ、

又

一説に、同き廿日、關白殿、駿河の國府の城に入りたまふ時、徳川殿、長久保の御陣より
参りたまひ、御對面の儀ありて、重次此所に参りて、關白殿御家人あまた居並びたる所に
て、徳川殿の御後より参りて立はたかり、大に聲をいからして、やあ殿よ殿、あつばれ不
思議を振舞ひたまふよ、國をも保たんとする人が、我が城を打明けて、暫しも人に借すこと
やある、その氣にては人の借らんといはんには、一定北の方をも借したまはんするよな、
と罵り〜立歸る、

同き廿日關白殿云々ハ、天正十八年三月廿日、關白豊臣秀吉、北條氏政を追討ノ時、海

道ノ諸城ヲ借ル、爲ニ、駿河ノ國府城ニ入りタマヒシ時ナリ、○徳川殿長久保の御陣
より云々、家康秀吉ノ加勢トシテ、同國長久保ニ陣取リシカバ、其陣ヨリ參會シタル
ナリ、○關白殿御家人あまた居並びたる所にて云々、秀吉ノ家人等、大勢居並びタル
所ニテ、重次吾ガ主人家康ノ後ヨリ参リテ、ナリ、○立はたかりハ立ヒロガリテナリ、
○やあ殿よ殿、コノ下、北の方をも借したまはんするよなマテ、重次ノ詞ニテ、殿よ殿
トハ家康ヲ呼ビカクル辞ナリ、○あつばれ不思議を云々、あつばれ、ハあはれトイフ
辞ニ、カラ入レタルニテ、嗚呼ノ意ナリ、不思議を振舞ひたまふよトハ、妙ナ事ヲナサ
ルコトヨ、トナリ、○國をも保たんとする人が云々、一國ノ主タルモノガ、我ト我ガ居城
ヲ打開ケテ、暫時モ他人ニ貸シ渡ストイフコトノアルベキカ、トナリ、○その氣にて
は云々、城ヲ他人ニ貸スヤウナ氣ニテハ、モシモ他人ガ君ノ妻君ヲ借シテクレトイハ
レン時ニハ、必ズ貸シナサラウヨナ、ト惡口シナガラ立チ歸リヌ、トナリ、

徳川殿、人々に打向ひたまひ、今の老人が申したるやうを、聞きたまひてこそ候らめ、あ

の老人と申すは、本多作左衛門重次とて、家康が累代の家人、家康が幼きより仕へぬ、年若きうちより、弓矢うち物取ては、人にも知られて候ひしが、今は見たまひし様に、年もいたう寄て候、されば家康も不便のものに存すといへども、天性我儘なる根性にて、人をばはふ蟲とも思はず、人々の聞きたまふ所にてだに、家康をかく事がましう申す、まして只二人うち向ふたる時の事、思ひやり給ふべし、常には如何にも候ひなん、いかでけふしもかゝる奇怪をばふるまふべき、人々の思ひ給はん所、耻しう候、と仰せければ、今の老人が申したるやうを聞きたまひて云々、コレヨリ下耻しう候トイフマデ、家康ノ詞ナリ、今の老人トハ重次ヲサシテイフ、此時重次六十二歳ナリ、今アノ老人ガ申シタ話ヲ、オキ、ナサレタテアラウ、トナリ、○弓矢うち物、うち物ハ大刀ヲイフ、武藝ニツイテハ世人ニモ其名ヲ知ラレテ候、トナリ、○年もいたう寄て候、いたうハイタクニテ、タイサウニ、トイフ意ナリ、○根性、性質トイフニ同シ、○はふ蟲、這フ蟲ニテ、昆虫ナリ、人ヲバ昆虫ホトニモ思ハズ、トナリ、○人々の聞きたまふ所にてだに云

々、アナタ方ノオキ、ナサル所ニテサへ、主人ノ拙者ヲバ、カヤウニギヨウサンニ惡口ヲ申スナリ、況ンヤ他人モキ、ヲラデ、只彼ト二人相對座シタル時ハ、イカナルヒドキ事ヲ申スカ、御察シ下サレヨ、トナリ、○常には如何にも候ひなん云々、平生ハドウテモアレ、今日トイフ今日ニ當リテ、客人ノ中ニテ、イカデカヤウナ奇怪千万ナル無禮事ヲバイタスコトゾ、貴君方ノ心ニオボサレンコト、甚タ赤面ノ至リナリ、ト家康困リテノベタルナリ、
 在アあふ人々、一同に、此人の事、久しく承ウケり及ぶといへども、見及びしは、今こそ始なれ、誠マコトに聞しにまさりて候ものかな、事新しうは候へども、かゝる御家人の候事、奥ゆかしう覺オシて候、と色代シキダイせしと云、
 在アあふ人々、此座ニ在リ合フ人々ニテ、秀吉ノ家人ドモナリ、○此人の事久しく云々、コレヨリ奥ゆかしく覺オシて候マテ、家人一同ノ詞ナリ、重次ノ直言剛膽家トイフコトハ前以テ久シク聞キ及ビ居タレト、目前ニ親シク見及ビタルハ、今日ガ始メテナリ、

トナリ、○誠に聞きしにまさりて候ものかな、今親シク目前ニテ、ソノ舉動ヲ見レバ、是迄聞キ居タル噂ヨリ、モ一層マサリテアルコトヨマア、トナリ、○事新しうは候へどもトハ、事改メテ申スヤウナレドモ、ノ意ナリ、○かゝる御家人の候事云々、家康公ニハ、重次ノヤウナ、直言不敵ノ御家人ヲ、御持チナサレテ居ラル、コト、羨マシク存ジマス、トナリ、○色代ハ、一同互ニ目禮シテ退ク意ナリ、

按ずるに、重次、此度海道の城に修理の奉行たり、此城借したまふ事、いかて知らざるべき、然るにかく京家の人々の集りし所にして、思ふやうに云ひちらしたる事、誠にさる智ふかき人なり、重次にわらすしては、及ぶまじ、されば此説あやまるべからざるにや、重次此度云々、秀吉、北條追討ノ事ニ付テ、東海道ノ城々ヲ修理スル爲ニ、重次ソレガ奉行役ヲツトメタリ、コノ城ヲ修理スルコト、モト々々秀吉ニ貸ス爲ナレバ、其事ヲ知ラヌ理ハナシ、トナリ、○然るにかく京家の人々の云々、ソレニカヤウニ秀吉ノ家人下モノ集リタル席ニテ、遠慮會釋モナク、思フマ、ニ言ヒ散シタルコト、誠ニ武士

ノ身ニツイテ、智慮深キ人ナリ、トナリ、サテ秀吉ハ、京都ニ居リシ故ニ、其家人ヲバ、京家ノ人々トハイヒシナリ、○重次にわらすしては云々、カヤウノ事、重次デナクテハ、出来ヌコトナラム、トナリ、

前條ハ、重次ノ剛情ナル行ヲ記シ、此條ハ重次ノ剛情ナル言ヲ叙ベタリ、主人ニ對シテ放言スルサマ、見ル如シ、而シテ上方大名ドモノ、オノツカラ膽ヲ奪ハル、所、筆ノ外ニアリテ妙ナリ、

去し天正三年三月に、徳川殿、御背中に、疔といふもの出来て、既に危く見えさせ給ひしかば、内外の醫療、術を尽しけれども、そのしるしなく、唯弱りに弱らせたまひ、みつからもこれまでと思召しけるにや、宗徒の御家人等めし集めて、御跡の事ども仰せねかる、人々周章いふに及ばず、士民百姓等に至るまで、その程々に従ひて、祈らぬ神佛もなく、立てぬ願もなし、

徳川殿、家康公ナリ、○疔病名ナリ、○内外の醫療云々、内ハ徳川氏御内ノ醫者、外ハ

他國ヨリ雇ヒタル醫者ニテ、其等ガ醫藥手當ヲ尽シタレトモ、平癒ノ功能ナク、日増ニ弱リタリ、トナリ、○みづからもこれまでも思召しけるにや云々、家康自分モ、生命是マテナリト思召シケルニヤアラム、一族宗徒ノ家人等ヲ召集メテ、死後ノ事ドモヲ遺言セラル、トナリ、○人々周章云々、人々ノ周章狼狽ハ、言フマテモナク、トナリ、その程々に従ひて云々、程々ハ身分々々ニテ、士ハ士、百姓ハ百姓ト、其身分々々ニヨリテナリ、祈らぬ神佛もなく云々、國中ノ神佛ニ對シテ、祈ラヌモナケレハ、願ヲ立テヌモナシ、トナリ、何レモ主君家康ノ病氣全快ヲ願ヒテナリ、

重次、御枕に取つきて、泣くく申しけるは、殿も定めて覺えさせたまひなん、重次が、むかし此病をうけしに、たち所にしるし得し良醫の候、彼を召して見せ試みたまふべしと申す、諸醫既に手をつかね、家康また死を決す、この上、醫療其詮なし、且は命をしまに似たり、とて用ゐたまはず、

殿も定めて覺えさせたまひなん、コレヨリ見せ試みたまふべしトイフマテ、重次ノ詞

ナリ、重次家康公ノ病臥シタマヘル枕ニ取付テ、泣キナガラ申スナリ、○たち所にしるし得し良醫、即座ニ平癒ノ効驗ヲ得タリシ良醫アレバ、ソノ醫者ヲ召シテ、診察サセタマヘ、トナリ、○諸醫既に手をつかね云々、コレヨリ命をしまに似たりトイフマテ、家康ノ詞ナリ、我が病ニツイテ、諸ノ醫者モ、モハヤ平癒ノ見込ナク、見限リテ手ヲ束子、自分モ亦死ヲ覺悟シタリ、サレバ此上醫療シタトテ、ソノカヒナク、且ハ武士トシテ、命ヲ惜シムニ似タレバ、方々醫者ニ見スルニ及バズ、トテ重次ノ諫言ヲ用井ズ、トナリ、

重次大に怒て、かほど大事の腫物、かるくしく思召し侮つて、事急なるに臨めばこそ、諸醫も術盡きぬれ、それにまた、良醫して治しまゐらせんとするをも、用ゐたまはず、失せたまはんおと、御心がらとはいひながら、あつたらしき命かな、諸醫術盡きぬと申す上は、彼等いかでか治しまゐらすべき、年老たる重次が、御跡にさがつての御供かなふべからず、さらば御先へ參らん、とて御前を罷り立つ、

かほどハコレホトニテ以下御先へ參らんマテ重次ノ詞ナリ、○腫物ハ即チ疔ナリ○
 失せたまはんこと云々、疔ノ腫物ヲ侮リ、醫者ノ治療ヲモ用井ズシテ、死シタマハ
 コト、御自分ノ御心カラトハイヒナガラ、トナリ、○あつたらしき命かな、マコトニ惜
 シキ御命デアルコトヨ、トナリ、○年老たる重次が云々、君ガ御命ヲ捨テタル後、年老
 イタル拙者ガ、御後ニ殘リテノ御供ハデキヌ故ニ、サラバイツン拙者ハ御先へ冥途へ
 參ラント申シテ、家康ノ御前ヲ起チテ退出シタリ、トナリ、

徳川殿、大に驚かせたまひ、あれ止めよ、と仰せければ、近く侍らふ人々、走り出て引ど
 め、仰せらるべき旨あらせられ候、といふ。重次大に聲を怒らして、最期の暇乞てま
 かり申す者を見苦しい殿原の止めやうや、と罵つて出んとす。されば候、その人を止
 めよとの御使が、おこそ止めぬと申せとは、おどなくも候はぬ本多殿、といはれ、げに
 はさも候、とて御前にまゐる。

あれ止めよ、アノ重次ノ退去ヲ引キ止メヨ、ト家康ノ詞ナリ、○仰せらるべき旨あら

せられ候、近侍ノ詞ナリ、君ヨリ仰セラルヘキ旨アルニヨリ、再ビ御前へ參レ、トナ
 リ、○最期の暇乞てまかり申す者を云々、武士ガ最期ノ御暇ヲ乞フテ退出スル者ヲ
 バ、君達ハ引止ムルカ、甚タ醜シキ君達ノ止メウヤヨ、ト重次ノ詞ナリ、殿原ハ君達ト
 イフニ同シ、○されば候、以下本多殿トイフマテ、近侍ノ詞ナリ、○その人を止めよと
 の御使が、最後ノ暇乞シテ退出スル人ヲ、引止メヨトノ仰蒙リタル使者ガ、トナリ、○
 おこそ止めぬと申せとは云々、止めぬノぬハぬノ誤ナルベシ、こそノ結ハぬナレバナ
 リ、君ノ仰ヲ以テ、止メヨトアルヲ、止メ得ヌト申セトイハル、ハ、大人シクモナキ本多
 殿デアルヨ、トナリ、○げにはさも候、重次ノ詞ナリ、ナルホトサヤウニモ候フコト
 ヨ、ト申シテ再ヒ家康ノ御前ニマ井ル、トナリ、

徳川殿、汝は物に狂ひてかくはいふか、家康いまだ死してぬに、たどひ家康が命終る
 ども、汝が世にあらんを頼みにこそ死すべけれ。又汝等も如何にもして、一月も世に残
 りて、若き者ども控して、我家の絶えざらん様を計らんとは思はずして、詮なき死の供

せんとする事やある、と仰せければ、

汝は物に狂ひて云々、以下事やあるトイフマテ、家康、重次ニ對シテノ詞ナリ、其方ハ
狂氣シテ、カヤウニイフカ、家康イマタ死シ切ラヌニ、ヨシ家康ガ命盡ルトモ、其方ガ
此世ニ生キテアラシテバ頼ミニシテ死スベキナリ、又其方達モ、イカニモシテ一日ナ
リトモ、此世ニ生キ残りテ、若輩トモヲ制シテ、我ガ徳川家ノ斷絶セヌ様ヲ取計ラハ
ントハ思ハズシテ、カヒナキ死供セントスルコトアルベキヤ、トナリ、詮なきハモト
爲ンナキニテ、死シテモシヤウノナキ、ノ意ナレト、此處ハカヒナキノ心ニテカキタ
リ、

いや、夫は人に依ての事に候、重次も今少し年だに若く候はんには、仰せまでも候
はず、夫死せん人の御供、その詮なし、重次若年の昔より、こゝかしこの軍に従て、眼射
られ、指落され、足切られて、負はぬ手も候はず、人のかたはといふ程のかたは、重次が
身ひとつに餘つて、世に交らん事叶ふべき身ならず、殿の御情ふかければこそ、當家に

ては人に恐れも恭はれも仕つれ、殿のなくならせ給ひなば、他人までも候まじ、先づ御
聲の北條殿、我國々を取らんとしたまはんには、わかき人々が行すゑ、久しう仕へんと頼
みきつたる主に、忽ちに別れて、氣おくれし、はかしくしき矢の一筋をも射出す事かな
ふべからず、當家亡されん事、また踵をめぐらすべからず、重次それまでながらへて、あ
の年寄たるかたは者は、徳川殿の譜代にて、何がしといはれし家人なるが、いかに惜し
き命なれば、かく世には耻をさらすらん、どうしろ指さ、れん事、老の耻、何事かこれに
すぎ候べき、此比までも、武功の家の人々、御當家に召されて、さらぬ人にも手をつか
ね、膝を屈めしを、世にもおはれに思ひしが、今は此老人めが、身の上になつて候と存す
れば、殿におくれ參らせんが悲しきばかりにも候はず、我身の果もあさましきに因て、
御先に死する事にて候、と申す。

いや、コレヨリ下御先に死する事にて候トイフマテ、重次ノ詞ナリ、いや、ハ
否々ナリ、〇年だにハ年サヘナリ、〇仰せまでも候はずオツシヤルマテモナシ、トナ

リ、○犬死せん人の御供その詮なし、犬死ハ徒死ニテ、家康ノ徒死ヲアザケリテイヒタルナリ、君ノヤウナ徒死ヲスル人ノ、死供ヲスルハ、更ニソノカヒナシ、トナリ、○負はぬ手も候はず、手ハ瘻ナリ、手足顔等、負ハヌ瘻モナシ、トナリ、○人のかたはどいふ程の云々、世間ノ人ノ片輪トイフホトノ片輪ハ、拙者ガ一身ニ餘リテ、世人ニ交際セシコトモ叶ハズ、トナリ、○殿の御情ふかければこそ云々、君ノ御情深クアレバコソ、當家ニテハ世人カラ怖恐モセラレ、崇敬モセラルレ、トナリ、○殿のなくならせ給ひなば云々、君御逝去ニ及バ、他人マテモナシ、御親類ノ聳君、北條殿、直ニ我カ國々ヲ奪ヒ取ラントセンニ、若キ人々ガ、此先長ク仕ヘント頼ミ切ツタル主君ニ、忽ニ御別レ申シテ、氣後レシテ、シツカトシタル一本ノ矢ヲモ敵ニ向テ射出スコト能ハサルベシ、トナリ、○當家亡されん事云々、サレバ當家、他人ニ滅サレンコト、踵ヲ廻スマテモナク、直様ノコトナリ、トナリ、○重次それまでながらへて云々、拙者、當家ノ滅亡マテ存命シテ、世人ヨリ、アノ老イボレタル片輪者ハ、徳川殿譜第ノモノニテ、

本多トイハレシ家人ナルガ、イカニ惜シキ命ナレバトテ、カヤウニ世上ニハ耻辱ヲ曝スナラント、後指サ、レテ、嘲リ笑ハレンコト、老後ノ耻辱、何事カ之ニ過グルモノアルベキ、トナリ、○此比までも武功の家の人々云々、近來マテ、武功アル家ノ人々、御當家ニ召抱ラレテ、然アラヌ武功モ身分モナキツマラヌ人ニ對シテモ、手ヲ束子膝ヲ屈シテ仕ヘ居ルヲ見テハ、世ニモ氣ノ毒ニ思ヒシガ、今ハ此事、恰モ我が身ノ上ニ來テ候フト思ヘバ、君ニ死ニ後レマ井ラセムガ悲シキバカリニアラズ、我身ノ果モ自ラ淺マシクアキレ申スニヨリテ、君ノ御先ニ冥途ヘハ參ルコトニテ候フト申ス、トナリ、
 汝がいふ所、おどわり至極せり、さらば醫療の事は、汝が心にまかすべし、天命既に至りて、家康空しくならんども、汝もまた家康が心にまかせ、いかなる耻を見つべしども、一日も生殘て、後の事よきに計ふべしと存するや、いなや、と仰せければ、重次が申すむねに任せられんには、重次いかで又仰をや背くべきと申す。さらば醫師めさせよ

とて召さる。醫師やがて参りて、御灸治オキウヂよろしかるべし、と申せば、重次艾とつてする。御灸の痛み覚えさせ給はねば、艾を増し加ふる事多くして、後いさゝか痛ませたまふよし仰せければ、御薬をつけて参らせ、御薬湯をも進め奉しに、其夜の半ナカバに、御腫物潰れて、膿水血、おびた、しく流れ出て、御惱み立ち所に輕カサませたまへば、重次は嬉し泣きに、弊をかぎりに泣く。御前伺候の人々も、感涙を共に流しけり。此人かゝる奉公の事ども、世に傳ふること多し。盡く記すシルに暇あらず、大畧をしるすのみ。

汝かいふ所云々、以下存するやいなやトイフマテ、家康ノ詞ナリ、汝ガ言フトコロ、尤モ至極ナリ、然ラバ醫者ノ治療ヲ行フコトハ、凡テ汝ガ心次第ニ任スベシ、トナリ、○天命既ニ至リテ云々、天命既ニ至リ盡キテ、家康死スルコトキハマルトモ、汝モ亦家康カ心ニ任セテ、我が死後イカナル耻辱ヲ見ルトモ、一日モ我カ跡ニ生キ殘リテ、後ノ事ヨキヤウニ取計フベシト思フカ、思ハヌカ、イカバ、トナリ、○重次が申すむねに云々、下仰をや背くへきマテ重次ノ詞ナリ、拙者ガ申ス旨ニ任セタマフナラバ、拙者イ

カデマタ君ノ仰言ヲバ背キ奉ルベキ、トナリ、○さらば醫師めさせよ、家康ノ詞ナリ、然ラハ其方ノ心ニ任スレハ、醫者ヲ召寄セヨ、トナリ、○御灸治よろしかるべし、醫師ノ詞、灸ヲスエテ、治療スルガ宜シカルベシ、トナリ、○艾、モグサナリ、○膿水血、血ノ混シタル、少ミ汁ナリ、○立チ所、即座トイフニ同マ、此文、重次切諫ノサマヲ叙シテ、一語一句、皆肺肝ヨリ流出ス、此筆ニアラザレハ、此誠ヲ寫ス能ハズ、諫臣ノ真心マコトヲ叙シタル、古今ノ名文トイフベシ、

大久保忠隣

さて忠隣は、二月二日近江國に越き、南光坊の僧正に就て、一紙の告文を捧ぐ。大御所くり返し、御覽じて、とかくの仰出さる、旨もなければ、忠隣重て又訴ふる事もなし。かくて配所に年経て後、預人掃部頭直孝が時に至て、ある日對面の序ツイデに、罪なくて空しく成給はんこそいたはしけれ、申披きたまふべき旨あらば、直孝が身に替て執シツし申へきにて候、と勸む。

忠隣ハ、徳川氏譜第ノ家人、大久保七郎右衛門忠世カ嫡子ニテ、初メ新十郎ト稱シ、十一歳ノ時ヨリ、家康ニ近侍シ、各所ノ戦争ニ從テ勳功ヲ立テ、相模守ニ叙爵シテ、小田原ノ城主トナリ、幕政ニ參與シテ、威權ハナハタ盛ナリ、執政本多佐渡守正信、コレヲ忌ミ、讒言ヲ以テ罪ニ陷レ、終ニ所領ヲ収メテ近江國ニ流サレ、井伊兵部少輔直勝ニ預ケラレ、一族皆縁坐セラレヌ、○二月二日、慶長十六年ナリ、○南光坊ノ僧正、天海ニテ、當時幕府ニ大勢力アリシ僧ナリ、○一紙の告文、冤罪申シ披キノ一封ノ上告文ナリ、○大御所、家康公ナリ、○どかくの仰出さる、旨云々、上告文ニ對シテ、何トモ仰セ出サル、旨ナシ、トナリ、○預人掃部頭直孝が時に至テ、直孝ハ直勝ノ弟ナリ、直勝病身ユエ、直孝弟ヲ以テ家ヲ繼グ、即チソノ直孝ノ時代ニナリテノ意ナリ、○ある日對面の序に、忠隣ト直孝ト對面ノ時ニナリ、○罪なくして空しく成給はんこと云々、以下執し申べきにて候、マテ直孝ノ忠隣ニ對シテイフ詞ナリ、君ハ冤罪ヲ以テ空シク此配所ニ朽果テタマハハンコソ、御氣ノ毒ニ存ズレ、モシ上ニ對シテ申シ披キタマフヘ

キ旨アラバ、拙者カ身ヲ以テ、御身ニ代リテ、執持チ仕ルベシト勸告シタリ、トナリ、忠隣聞テ、御芳志の程、山よりも高く、海よりも深し、たゞし忠隣罪なからんには、如何てかゝる身とは成るべき、たとひ申し披くべき旨ありとも、大御所既にかくれさせ給ひ、今に至テ御免し蒙りなは、大御所聞召し誤らせたまへばこそ、當代には御免しあれど、世の人申し候ひなん、さあらんに於ては、將軍家、御父の過ちあらはさせ給ふにこそ候へ、たとひ下を隣みたまふ御惠を深からめ、何ぞ御孝行とは申すべき、忠隣またたのが罪まぬかれんとて、さしも當代の太祖にて、終に御過ち無かりし御事を、世の人に疑はしめ、將軍家の御不孝を勸めまゐらせんこと、更に本意にあらざ、とても身はかくなりはてゝ侍るをや、只此儘にこそ候べけれ、といひしかば、直孝重ねていひ出ぬべき言葉もなく、感涙にひせび、立出しが、忠隣終に配所にてはかなくなるこそ哀なれ。

御芳志の程云々、コレヨリ下只此儘にこそ候べけれトイフマテ、忠隣ガ直孝ニ答フル詞ナリ、有リガタキ御志ノ程ハ、山海ヨリモ高ク深シ、トナリ、○忠隣罪なからんに云

々、自分ハ罪ナクアラシニハ、ドウシテカヤウナ配流ノ身トハナラム、ヨシ罪ナクシテ申シ披キスベキ旨アリトモ、トナリ、○大御所既にかくれさせ給ひ云々、家康公既ニ薨去セサセタマヒテ、今ニナリテ拙者罪ナキ由ニテ御赦免ヲ蒙リナバ、家康公、拙者ガ罪ヲ聞キ誤マラセタマヒケレハコソ、當代ノ秀忠公ニ於テ、御赦免アルナレト世人ハ申シナム、トナリ、○さあらんに於ては云々、然アラムトキニハ、秀忠公ヤガテ御父ノ過失ヲ顯ハシタマフコトニゾナル、ソレニテハ、タトヒ下ヲ慙ミタマフ御惠コソ深クアラフナレ、御父ノ過失ヲアラハシテハ、子タルモノ、道、イカテ孝行トハ申スベキ、トナリ、○忠隣またねのが罪まぬかれんとて云々、自分マタ我カ罪ヲ免レントシテ、家康公ハサヤウニモ將軍家ノ太祖ニワタラセラレテ、終ニ一モ御過失ナカリシ御事ヲハ、世人ニハアルヤウニ疑ハシメ、之ニ加ヘテ、秀忠公ノ御不孝ヲモ、併セテ勸メマ井ラセムコト、更ニ我ガ本意ニアラズ、トナリ、さしもノシハ助字ナリ、○とても身はかくなりはて、侍るをや云々、マシテ我身ハ、トテモカクテモ、カヤウナモノニ

成リ果テタルモノヲヨ、只、コノマ、ニシテ居ラム、ガマヘタマフナ、トナリ、○忠隣は終に配所にて云々、忠隣配所ニ蟄居スルコト十五年、寛永五年六月廿七日、七十六歳ニテ終ニ其處ニ身マカリケリ、
忠隣ノ冤罪タルヤ明ケシ、而シテ同僚ノ証明ヲモコトワリテ、堅ク君ニ對スル忠義ノ志ヲ執リテ動かズ、今ノ主従、父子、兄弟、朋友、相訴フル世ノ中ニ比ベテハ、道義ノ相去ルコト、イクバクゾヤ、此文纔ニ忠隣ノ精神ヲ叙シタルニ過ギザレド、亦以テ今世ノ輕薄社會ヲ警戒スルニ足リナム、

鳥居忠政

むかし忠政が父、元忠を打たりし、雜賀孫市重次は、其後水戸中納言家にぞ侍らひけるある時重次、中だちをもて、忠政が許へいひ送りけるは、重次むかし元忠の御最期に参りあひ、其時の御物具を家に傳へ訖んぬ、先考の御形見に御覽せんために、返し参らせたく存すれ、といふ。忠政大きに悦び、なからん父が形見、これに過ぐべからず、給て一

目見候ばや、と答ふ。

忠政か父元忠を打たりし雜賀孫市重次云々、鳥居氏ハ、徳川家譜第ノ家人ナリ、家康
奥州征伐ノ時、元忠伏見城ヲ守リテ、石田三成等ノ爲ニ攻メ陷サレ、終ニ豊臣秀頼ノ
足輕大將雜賀孫市重次ガ爲ニ首ヲ取ラレタリ、然ルニ重次ハ後徳川氏ニ降リテ、水戸
中納言頼房ノ家人トナリタリ、コレヲイフナリ、○中だち中間ニ立チテ双方ヲ執リ持
ツモノ、即チ媒介者ナリ、○重次むかし云々以下存ずれマテ重次ノ忠政ヘ言ヒ送ル詞
ナリ、重次以前伏見ノ戦ニ、御父君元忠殿ノ御最期ニ參リ會ヒ、ソノ時ノ甲冑一切ヲ
賜ハリテ、拙者ガ家ニ傳ヘ畢リヌ、先君ノ御形見ニ御覽ナサル爲ニ、君方ヘ返納シタ
ク存ズル、トナリ、考トハ既ニ死シタル父ヲイフ、○なからん父の形見これに過ぐべ
からず云々、忠政ノ答詞、今ハ此世ニナキ我父ガ形見、何ヨリモコレニ越スモノナケ
レバ、頂戴シテ、一目見申サバヤ、トナリ、
重次みつから携て、彼館に向へ、忠政門外に出迎て、重次を奥の居間へ請ず、亡父に再び

對面の心地し侍る、とて涙を流し、ありし甲冑太刀、押板の上にかきするて、是を拜す。

かくて今日重次を饗せしやう、誠に善盡し美盡しけり。

重次みつから云々、重次自ラ元忠最期ノ時ノ太刀甲冑ヲ携ヘテ、忠政ノ館ニ參向シタ
リ、トナリ、○亡父に再び對面の心地し侍る、忠政ノ詞ナリ、亡父元忠ノ遺物ヲ見テ、
再ビ此世ニテ、亡父ニ對面スル心地ス、トイヒテ、涙ヲ流セリ、トナリ、○ありし甲冑
太刀云々、重次ノ持參セシ、亡父ノ遺物タル、甲冑太刀ヲバ、押板ノ上ニ搔キ居エテ、
亡父ニ對面スル心地ニテ、忠政コレヲ拜セリ、トナリ、かきするノかきハ、附詞ナリ、
○かくて今日云々カヤウニシテ、重次ヲ饗應セシ有様ハ、眞ニ善美ヲ盡シタリ、トナ
リ、

明日重次がもとに、使者を立て、昨日の見參を禮謝す。また重次が御芳志に依て、父が
最期に帶せし物具、再び見て侍る事、返すぐも悦び候ひぬ。忠政が家に傳へし父が形
見に見るべき者、猶少からず。見苦しうは候へども、此物具、重次の御家に留めて、御名

譽と共に、御子孫に傳へられん事、弓矢取ての道に候、能き御遺誠にもや候べき、とて、甲冑、太刀、刀、悉く返しぬ。

昨日の見參を云々、忠政ヨリ使ヲ以テ、昨日重次ノ、ワザ、亡父ノ遺物ヲ持參シテ、見參セラレシコトヲ、禮謝シタリ、トナリ、○重次カ御芳志によりて云々以下能き御遺誠にもや候べきトイフマテ、忠政ノ詞ナリ、芳志ハカグハシキ志ニテ、有リ難キ御志ニヨリテ、トイフ意ナリ、即チ重次ガ有リ難キ御志ニヨリテ、父元忠ガ最期ニ帶ビタル具足ヲバ、再ビ見候フコト、クレ、モ悦ビ候ヒヌ、トナリ、○忠政ガ家に傳へシ父ガ形見に見るべき者云々、我家ニ傳へタル父ガ忘レ形見トシテ見ルべき遺物、右ノ具足ノ外ニ、尙マダ多クアレバ、見ニククハアレド、此具足ハ君ニ返シ奉レバ、君ガ家ニ留メテ、君ガ我カ父元忠ヲ討取リタル名譽ト共ニ、君ガ家ノ子孫ニ傳ヘラレンコト、武士ノ道ニツイテ、能き遺誠ナラン、トイヒテ、甲冑、太刀、刀トモ、殘ラズ重次ノ方ニ返シタリ、トナリ、御遺誠トハ、子孫ニ遺ス誠ナリ、

それより後、毎年の冬、綿厚く入たる衣、四五領、使者にて持たせ、遙々と、常陸國に送り遣し、音信を通ずること、忠政一期の程、終に怠らず。水戸殿此由を聞召し、大に感じたまひ、年毎に、忠政が使者の來るべき期に臨ては、必ず道梁をも修理せさせ、重次にも、客のまうけすべき魚鳥やうのもの給ひけり。何れも、年々に止む事なき事に候ひけるよし、鳥居が家の古侍の、申せしを承りぬ。

それより後毎年の冬云々、コレヨリ後、毎年々々、冬毎ニ忠政方ヨリ、綿ヲ厚ク入レタル衣服、四五領ツ、使者ニ持タセテ、常陸ノ國ノ水戸ナル、重次ガ家ニ贈リ遣シテ、忠政一代ノ間ハ、此事ヲバ、終ニ怠ラズ行ヒケリ、トナリ、領ハエリニテ、衣服ヲ數フルニハ、エリ數ヲ以テスレバ、幾枚トイフベキヲ、何領トハイヘリ、○必ず道梁をも修理せさせ云々、水戸中納言殿、忠政ノ行ニ感シテ、毎年忠政ノ使者、水戸ニ來ル時ニ臨ミテハ、必ず有司ニ命ジテ、道路、橋梁ナドヲモ修理サセ、重次ニモ、忠政方ヨリ來リシ使者ヲ饗應スル爲ノ、魚鳥等ノ物ヲ賜ヒケリト、ナリ。まうけハ馳走ノ用意ナリ、

○何れも、年々に云々、忠政ノ贈物スルコトモ、重次ノ饗應スルコトモ、水戸公ノ世話ナサルコトモ、毎年々々止ムコトナク行ハレタリシト、鳥居家ニ仕ヘ居タル、年老イタル士ガ申セシヲ、承リシ、トナリ。

雜賀重次ハ、忠政ガ父ノ讎ナリ、而シテ其交情カクノ如シ、古ノ武士、公私ノ道ヲワキマヘタル潔白ノ精神、叙シ得テ、其文亦簡潔ナリ、

阿部正次

對馬守重次、十一月二日、御暇賜テ、夜を日につぎて、馳のぼる程に、同八日、大坂に着て父の病を見るに、既にかうよと見えしかば、今夜重次、此所の奉行城番の人々に向ひ、父のいたはり、晨夕を待つ可らず、こゝに身まかり候はんは、御座所を穢し參らするの恐れ少からず、速に私の別業に移し、終焉の事を謀んと存するは如何に、と問ひしかば、かねてより面々も、此事を存じ候ひき、御計ひ尤も然るべしと、皆同一に答ふ。

阿部正次は、伊豫守正勝が長子ニテ、徳川氏譜第ノ家人ナリ、備中守ト稱シテ、老中ト

ナリ、小田原城ヲ領ス、寛永三年、大坂城代トナリテ、任ニ赴キ、正保四年十一月、病ニカ、リヌ、是ニ於テ、二日ニ、其子重次看病ノ爲メ、御暇ヲ賜ハリテ、晝夜兼行ニテ、江戸ヨリ大坂ヘ馳セ上リ、同ク八日ニ到着セタルナリ、○父の病を見るに既にかうよと見えしかば、重次大坂ニ着テ、父正次ガ病氣ヲ看ルニ、モハヤカクヨトテ、死際ニ見えシカバ、トナリ、○今夜重次此所の奉行城番の人々に向ひ、今夜ハ到着ノ其夜ナリ、奉行城番ハ、大坂ノ町奉行、大坂ノ城番ニテ、何レモ城代ノ次ニ屬スル役人ナリ、重次ソレノ役人ニ對シテ、協議ヲスルナリ、○父のいたはり晨夕を待つべからず云々、以下終焉の事を謀らんと存するは如何にトイフマテ、重次ノ詞ナリ、いたはりハ病勞ノ意、即チ父正次ノ病勞甚シクシテ、其命朝夕ヲ保タザルベシ、ソレニ此處ニテ、身退リ死ナムニハ、城中、即チ將軍家ノ御座所ヲ穢シ奉ル恐少クカラズ、トナリ、○速に私の別業に移し云々、依テ一刻モ早ク、私宅ナル別莊ニ、ソノ病体ヲ移シテ、サテ死去ノコトヲ謀ラムト思フガ、諸君ハイカド思召サル、ヤトナリ、終焉トハ、命コ、ニ終ル

トイフ意ニテ、死ノコトヲイフ、○かねてより面々も云々以下、尤然るべしマデ、奉行城番一同ノ詞ナリ、面々は奉行城番ノ人々モ、トイフ意ニテ、此等ノ人々モ、預め城中ニテ、死去チサルコトノ、不都合ナルコトヲ思ヒ居タレバ、貴説ノ如ク、御病体ヲ、私邸ニ移サル、コトノ、御計策、尤モヨロシカルベシ、トテ皆一同ニ賛成シテ、重次ニ答ヘシ、トナリ、

重次、父が枕に寄添て、泣くく、此由を申しければ、正次、全く汝が諫むる所を禦ぐにあらず。た、し聞く所の如きは、正次が所存に、聊か違ふ所あれば、重て人々と謀りて義の當らん所に従はんと思ふなり。

重次父が枕に寄添て云々、重次、父正次ガ病臥シタル枕下ニ寄り添フテ、泣ナガラ、右ノ奉行等ト、協議シタル事ノ次第ヲ、申シケレバ、トナリ、○全く汝ガ諫むる所を禦ぐにあらず云々、以下正次ノ詞ナリ、城中ヲ引拂フテ、私邸ニ移ルコト、一切汝ガ諫言を拒ムニアラネト、但シ今聞ク所ノ詞ノ如キハ、拙者カ思フ所ト、少シク相違スル所ア

レバ、令一應重テ、奉行城番等ト協議シテ見ヨ、拙者ハ何處マテモ、義ノ當ラム、道ノ至當ナル所ニ從テ、進退セムト思フナリ、トナリ、

正次、初め此所に罷上りし時、將軍家、御前近く召され、そもく大坂の城は、五畿の内において、近くは王城を鎮護し、遠くは南海、西海、山陽、山陰の要路に當りて、數十州の鎮たり。汝は當家累代の舊臣にして、慶長元和の戦功、他に異なるを以て、わが代官として、此城の事を司らしむる所なり、と仰せ下されしかば、正次不肖の身を以て、かゝる重職に在らん事、如何で其任に堪ふべき。さりながら、世既に泰平に屬し、當時何の憚りか候べき、若しくは又如何なる竊盜偷盜など起て、城垣を窺ひ候はんは、正次が身命のあらん限り、城をば守て、人手には渡すまじく候ま、た、これを以て、奉公の節と仕るべきにて候、と答へ奉りて、罷りのばり候ひき、されば正次が一息も息の續きあらん程は、此城を、誰にか渡し候べき。

正次初め此所に罷上りし時云々、ナホ正次ノ詞ノツ、キナリ、罷上りトハ、參リ上ル

意ニテカキタルナレド、モトハ罷^カルトハ、退キ下ル意ニテ、參ルトハ、進ミ上ル意ナリ
 後世マ井ルト、マカルト、詞混交シテ、參ルトイフベキ所へ、罷ルトカクコトニナリヌ
 サレト此處モシ強^シテ、江戸地ヲマカリテ、大坂城ニノボル、トイハ、古意ニ叶フベキ
 カ、サテ正次最初、コノ大坂城ニ參上^マリシ時、將軍家光公御前近ク召サレテ、ソモ
 大坂城ハ、畿内ニアリテ、近クハ王城、即チ皇宮ヲ鎮メ護^マリ、遠クハ南海、西海、山陽、
 山陰諸道ノ要路ニ當リテ、數十州ノ鎮ノ城タリ、汝正次ハ、吾ガ徳川家代々ノ舊臣ニ
 シテ、慶長元和ノ間、上ハ關ヶ原ノ戰ヨリ、下ハ大坂ノ役ニ至ルマテ、各所ノ戰功、他
 人ニ勝^スレタルヲ以テ、吾ガ將軍ノ代官トシテ、コノ大坂ノ城ノ事ヲバ、一切掌ラシム
 ル所ナリ、ト仰セ下サレシカバ、トテ、そもくトイフヨリ、司らしむる所なりトイヘ
 ルマテ、將軍家ノ詞ナルヲ、正次ウツシテイフナリ、○正次不肖の身を以てかゝる重職
 に在らんこと云々、不肖トハ、ニズトテ、子ノ親ニ、肖ザルトイフヨリ、愚拙ナルコト
 ヲイヘリ、而シテ此處ハ、謙遜シテ、不肖トイヘルナリ、即チ正次愚拙ノ身ヲ以テ、大

坂城代ナドイヘル、カヤウナ重職ニ在ラムコト、イカデ其任ニゾ堪ヘラルベキ、然シナ
 ガラ、天下既ニ泰平ニ治リタレバ、唯今ハ、何憚ルベキモノアラズ、而シテ又、万一ニモ、
 イカナル盜賊ナドカ起リテ、城ノ垣ヲ窺^カハムモノアラム場合ニハ、正次ガ命ノアラム
 限リハ、コノ城ヲ堅ク守リテ、決シテ他人ノ手ニ渡スヤウノ事ハ致サハルニヨリ、唯
 コレヲ以テ、奉公ノ節トハ致スベキニテ候、ト答ヘマツリテ、コノ大坂城ヘハ參リ上
 リタリ、サレバコノ正次ガ、生キテ息ノアラム間ハ、此城ヲ誰ニ渡サムヤ、トテ、正
 次不肖の身を以てトイフヨリ、奉公の節と仕るべきにて候トイフマテ、正次ノ、當時
 將軍ニ答ヘタル詞ヲバ、ウツシテイヘルナリ、
 又正次茲に死したらんには、君のましまさん所を、穢し申すの憚りあるに似たれども、
 凡そ城を高くし、池を深くするといふ事は、事危きに臨みて、戰士死を以て守るべき爲
 なれば、ましましむらを積み、壘を増し、血をしたみて、水を深くする事、古より其例少か
 らず。もし死を以て忌むべくんば、城きづくことなからんには、若くべからず。これら

の事を以て思ふに、人々の議せらるゝ所、正次が素懐に同じからざるに似たり。然れども、正次若かりし時だに、我が智の、人に及ばざる事を、自ら知りなき、況んやいま老耄の期、既に至り、老病只今身に逼りて、身心更に明かならず、正次が所存、ひとり義に當らんとも覺ゆず、すべからく、人々の議せらるゝ所、正次が思ふ所を注進し、はや馬を以て申參らせ、御裁斷を仰かるべうもや候、といひしかば、重次も、人々も、宣ふ所、ことわり至極せり。さらば飛脚を以て、此由を申さるべし、と議定す。

又正次こゝにて死したらんには云々、又拙者、此城中ニテ死シテアラムニハ、將軍家ノ、マシマサム、御座所ヲ、穢シ申サムノ、憚リアラムニ似タレドモ、トナリ、○凡そ城を高くし池を深くするといふ事は云々、凡ソ城ヲ高ク築キ、隍深ク堀ルコトハ、事危急ナル場合ニ臨ミテ、戦争ヲスル武士ガ、死ヲ決シテ守ルベキ爲ナレバ、死骸ヲ積ミテ、城壘ヲ増シ、血ヲシタミテ、隍水ヲ深クスルコト、昔ヨリ其例多シ、トナリ、玄しむらば突群ノ意ナレド、此處ハ死骸ヲイヘリ、コ、ノ語ハ、戰士城ヲ枕トシテ、討死ヲナ

シ、我が屍ヲ以テ、城ノ堀ヲ増シ重テ、我カ血ヲシタミテ、隍ノ水ヲ増シ深カメテ、討死シタル後マテモ、城ヲ固ク守ルトイフ、タトヘニ、イヒタルナリ、○もし死を以て忌むべくんば云々、武士ガ城ヲ守ルトイフコトハ、カクコソアルベキニ、モシ死ヲ以テ城ノ爲ニ忌ムベクハ、固ヨリ城ヲ築クコトナクアラムニ若カズ、トナリ、○これらの事を以て思ふに人々の議せらるゝ所云々、以上述フル所ヲ以テ考フルニ、重次及ヒ奉行人等ノ議セラル、所、拙者ガ意見ト同シカラサルニ似タリ、トナリ、素懐トハ、素ヨリ懐フ所トテ、從來ノ意見トイフ意ナリ、○然れども正次若かりし時だに云々、サレト、拙者年若クアリシ時ニテサへ、自ラ我が智惠ノ他人ニ及バサルコトヲ知リニタリ、マシテヤ今老耄、即チ老ボレタル時期、既に至リテ、老病只今、目ノ前ニ身ニ迫リ、身モ心モ、更ニ老穢シテ、分明ナラサレバ、拙者ガ思フ所、ヒトリ義ニ當リ居ラントモ覺ユズ、トナリ、○すべからく人々の議せらるゝ所正次が思ふ所を注進し云々、爲スベクアラムコトハ、奉行人等ノ議セラル、所ト、拙者ガ思フ所トヲ注進シ、驛馬ヲ以テ、江

戸政府ノ方へ申シ進ラセ、將軍家ノ御裁斷ヲ仰ガルベクモ候ラヤ、トイヒシカバ、トナリ、此迄ガ、正次ノ重次ニ答ヘシ詞ナリ、はや馬トハ、驛場々々ヨリ、次ギ替フル馬ニテ、迅速ニ使命ヲ達スル爲ニ、用井ル馬ナリ、○重次も人々も宣ふ所ごとわり至極せり云々、重次モ、奉行城番等ノ人々モ、正次ノ言フ所、道理至極ニテ、一點ノ異議ヲ入ルヘキ筋モナケレバ、飛脚ヲ以テ、此事ノ次第ヲ、將軍家ノ方ニ上申スベシト議シ定メタリ、トナリ、飛脚トハ、走り使ニテ、當時ノ郵夫ノ名稱ナリ、

同十日戌の時ばかりに、飛脚到來し、將軍家、事のよしを聞召し、御感殊に斜ならず、正次が所存、御旨に違ふ事なし、尤も神妙の至りに思召し、只その儘に候ふべし、と仰せ下され、同じき十二日、飛脚馳せかへり、正次仰を傳へ聞きて、感涙に堪へず、わつか一日を経て卒す、如何に思ふ所や有けん、遺言して、淀川の邊にて火葬し、骨をも灰をも、同じく水中に沈めけり。

同十日戌の時ばかりに飛脚到來し、戌の時ハ、昔ノ五ツ時ニテ、今ノ午後八時頃ナリ、

飛脚江戸ニ到來シテ、上申ニ及ビシ、トナリ、○事のよしを聞召し云々、將軍家正次意見ノ上申ヲ聞召シテ、御感殊ニ一通リナラズ、トナリ、○正次が所存御旨に違ふ事なし云々正次、ガ意見、將軍家ノ御旨ニ違ハザルノミナラズ、却テ神妙ノ至ニ思召シテ、唯正次ガ意見ノ通りニ成スベシ、ト仰セ下サレタリ、トナリ、○十二日飛脚馳せかへり、飛脚大坂ニ馳セ歸リ、正次將軍家ノ仰ヲ傳へ聞キ、感涙ニ咽ビ、其間僅ニ一日ヲ隔テ、十四日ニ卒リタリ、トナリ、此時七十九歳ナリ、○如何に思ふ所や有けんハ、ドウ考ヘシニヤ、トナリ、○遺言して云々、子重次等ニ遺言シテ、淀川ノ邊リニテ火葬シ、骨ヲモ、灰ヲモ、諸共ニ合セテ、淀川ノ水中ニ沈メタリ、トナリ、

正次死ニ臨ミテ、其言正々堂々タリ、文能ク之ヲ寫シテ、亦正々堂々タリ、

阿部重次

重次殉死の事、皆人不審しあへり。此事のよし、後に世にも漏れけるなる。將軍家のかくれさせたまひし時、對馬守重次、堀田加賀守正盛に向ひ、いざさらば、同じ冥途の御

供に候べし、といひければ、正盛大に驚きて、對州何事にか御供したまふべき。若君い
また御幼稚なり、人々は一人も多く世にありて、御成長のほど、天下の政事を助け奉ら
れんこと、御供し奉るには、大にまざるべけれ、と制す。

重次殉死の事云々、重次、將軍家光ニ仕ヘテ、老中兼小性組番頭トナリ、岩槻ノ城ヲ賜
ハリテ、深ク信任セラル、慶安四年四月廿日、家光薨シ、其夜殉死セリ、時年五十歳ナ
リキ、殉死ハ、主君ノ供死スルコトヲイフ、サテ重次殉死ノコトハ、當時殉死スルニモ
及バザルベキニト、皆人イブカシク言ヒ合ヘリシニ、後ニ至リテ、殉死スベキ事ノ理
由、世間ニ漏レ聞エタリ、トナリ、○將軍家のかくれさせたまひし時、將軍家光公ガ薨
去セラレシ時、トナリ、○堀田加賀守正盛、正盛ハ、幼ヨリ家光公ニ仕ヘ、双ナキ寵臣
ニテ、小姓組番頭ヨリ、老中トナリ、侍從ニ任シ、下總佐倉ノ城ヲ賜ハリ、近習出頭ト
ナリテ、威權甚盛ナリシカ、家光公薨去ノ日、四十六歳ニテ、殉死セリ、○そのころは
同く冥途の御供に候ふべし、重次ノ詞ナリ、いざハ俗ニサアトイフコトニテ、誘ヒ出

ス意ナリ、冥途の御供ハ黄泉ヘノ御供ニテ、殉死仕ルベシトイフコトヲ、婉曲ニイヒ
ナシタルナリ、○正盛大に驚きて云々重次共ニ殉死仕ルベシ、トイヒケレハ、正盛イ
タク驚キテ、對馬守殿ハ、何ノ爲ニカ、冥途ノ御供ハ爲サルベキ、御世繼ノ若君、未タ
御幼稚ニマシマセバ、御家人ノ人々ハ、一人タリトモ、多ク此世ニ生キ殘リテ、若君御
成長ナサル間、天下ノ政事ヲ輔佐シ奉ラムコソ、却テ冥途ノ御供スルヨリハ、イタク
勝ルベクアレ、トイヒテ、殉死ヲバ制止シタリ、トナリ、サテ若君ハ、四代將軍家綱ニ
テ、十一歳ニテ職ヲ繼ゲリ

諸老また制して、加州の宣ふやふに存ず、重次ひとり君の御恩を受け給ひしのみにあら
ず。これに侍ふ人々、誰かは御恩の者ならざる。對州も加州も、一所に候はんには、皆
々同じ道にこそ向ふべけれ。さらば、誰かあつて、一人生殘て、若君の御行方をば、見奉
るべき此事ゆめく然るべからず、といふ。

諸老また制して加州の宣ふやうに存ず云々、加州以下、然るべからずトイフマテ、諸

老ノ詞ナリ、諸老中モ、亦重次ノ殉死ヲ制止シテイフヤウ、某等ノ意見モ、亦加賀守殿ノ言ハル、ヤウニ存ズ、君一人將軍家ノ御恩ヲ受ケタマヒシバカリニアラズ、此處ニ侍フ人達、誰トテ將軍家ノ御恩ニ預ラヌモノアラザル、モシモ御恩ニ預リタルモノハ、必ズ冥途ノ御供スベシトテ、對馬守殿モ、加賀守殿モ、一所ニ殉死シタマハムニハ、此處ニ侍フ人達モ、皆同シク冥途ノ御供ニ從フベキナリ、然ラバ、誰アツテ一人跡ニ生キ残りテ、新將軍家ノ御行末ヲハ、見届ケ奉ルモノアルベキゾ、因テ君ハ、是非トモ殉死ヲハ思ヒ止マリタマヘ、トナリ、ゆめくトハ、決シテ此事ヲスルナ、ト懇切ニイフ意ナリ、

此時、重次申しけるは、重次が御供仕るべき事のよし、誰かは知召さるべき、止めたまふもことわりなり。さりながら、重次が今迄かく世に承らへ候はんとは、昔は思ひもよらざりき。一とせ駿河大納言殿の御事候ひしに、重次御使を承り、仰せ下さる、旨ありし時、重次畏て、珍しからぬ申事にて候へども、年をる命をば、君に奉り置きし上は、御心

易く思召さるべし、と申さつて、高崎へまかり向ひし事の候ふ。二たび故將軍家に參らせて候ふ命を、此後、誰か爲に惜み候ふべき、如何に人々こそ知召されずとも、重次が心の思はん所も、耻しう候、ましてや若君の御事は、人々かくてましますれば、重次が思ひ置くことも候はず。

重次か御供仕るべき事のよし云々、以下思ひ置くことも候はずトイフマテ、重次ノ詞ナリ、拙者ガ冥途ノ御供仕ルヘキ事ノ次第ハ、誰カハ知ルヘキ、サレバ制止シタマフモ、道理ナリ、トナリ、○さりながら重次が今迄云々、然シナガラ、重次ガ今日マテ、世ニ生存シテアランドハ、自分サヘ當時ハ思ヒモヨラザリケリ、トナリ、○一とせ駿河大納言殿の御事候ひしに云々、駿河大納言殿ハ、名ヲ忠長トイヒテ、將軍秀忠公ノ第二子、家光公ノ同母弟ナリ、駿河、遠江、甲斐ノ三國ヲ合セ領シテ、從二位權大納言ニ任ズ、因テ世ニ駿河大納言殿トイフ、秀忠公薨シテ後、暴行ヲ逞ウシテ、剩サヘ謀反ノ聞ドモアリケレバ、近習ノ侍廿餘人、罪ニ處セラレテ忠長ハ、封ヲ収メラレテ、上野國

高崎ノ城ニ徙サレ、安藤對馬守重長ニ預ケラレヌ、此時重次、將軍家ノ御使トシテ、高崎ニ至リ、重長ニ面會シテ、御旨ヲ傳ヘタリ、其旨ハ、將軍ノ親弟トシテ、其罪ヲ定メムコトモ、イカ、ナレバ、忠長ノ心ヨリシテ、自害アラムヤウニ、仕向ケンコトヲ、重長ニ申合メラレタルナリ、カクテ重長ハ、仰ラ畏ミタレト、サラバ御教書ヲ、ト望ミタレバ、重次、此事將軍家ノ御心ヨリ出テ、重次ガ口ニ傳ヘ、サテ君カ耳ニ入ルベキナレハ、御教書ヲ要セズトイヒシニ、重長強テ之ヲ乞ヒケレバ、重次已ヲ得ス、返リテ御教書ヲ乞フテ、ヤガテ之ヲ渡シ、忠長終ニ自害シテケリ、御事候ひしにトハ、即チ此事ヲイフナリ、○重次畏テ珍しからぬ申事にて候へども云々、畏ては畏レ入テナリ、珍シクモアラヌ申條ニテ、ハ候ヘト、年來一命ヲバ君ニ奉リ置キシ上ハ、御心配ナク、御心安ク思召サルベシ、ト申切テ、高崎城へ參リ問ヒシコトノ候フ、トテ故將軍家ニ誓ヒシ言ヲ、自ラ述ベタルナリ、○一たび故將軍家に參らせて候命を云々、一旦、故將軍家光公ニ献リテ候フ命ヲ、此後、誰ガ爲ニ惜ミ候ハム、トナリ、○如何に人々こそ知召さ

れずとも重次か心の思はん所も耻しう候云々、イカニ諸老ノ方々コソ、此次第ヲ知シ召サズトモ殉死ヲ思ヒ止マルコトハ重次ガ良心ノ思ハム所ニ對シテモ、耻シク候、マシテヤ若君新將軍ノ御事ハ、諸老方、カクテマシマセバ、拙者ニ於テハ、後々ノ事、思ヒ置クコト更ニナシ、トナリ、

と、人々に暇乞し、正盛と手に手を取り、昔今の物語しつゝ、城門を出て、互に輿に乗る時に、やがて〜といひて、宿所に歸り、腹切て死せし、となり。

人々に暇乞し云々、重次其座に在リシ人々ニ暇乞シテ、加賀守正盛ト、互ニ手ニ手ヲ取交シテ、昔々今ノ物語ヲシナガラ、城門ヲ出テ、相互ニ乗物ニ乗ル時ニ、トナリ、○やがて〜ハ、ヤガテ直ニ彼ノ世ニテ、御目ニカ、ラム、ト相互ニ言ヒ合フテ、各々私宅ニ歸リ、腹切テ死セシトナリ、トナリ、

此父ニシテ此子アリ、重次一身ヲ君ニ捧ゲテ、殉死スルノ情、叙シ去テ哀婉、

青山宗俊

宗俊始めて幕府に参りし時、昔親しき人々來り集り、悦びあへりし所を、堀田加賀守、打過ぎしが、立寄て、誰にてわたり候ぞ、と問ふ。有あふ人々、皆手を束ね、青山因幡にて候、と答へしかば、伯州の子息な、といひしに、宗俊また人々に、かく問はせ給ふは、誰人にまします、と問ふ。是こそ加賀守殿にてまませ、といふ。宗俊聞もあへず、さては勘左衛門御息に候か、といひしかば、人々皆色を失ふ。當時加賀守に向ひ、誰かはかくはふべき、さる人の子なりけり、と聞く人、みな感せられし、と古き人の物語せしを承る。

宗俊始めて幕府に参りし時云々青山宗俊ハ、人々徳川氏ノ家人ニテ、伯耆守忠俊ノ子ナリ、父忠俊、十四歳ノ時ヨリ、竹千代君(秀忠)ニ仕へ、元和元年、家康秀忠二人ノ命ニヨリテ、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝ト共ニ、竹千代君(家光)ノ傳下ナル、忠俊専ラ心ヲ盡シテ、輔導ノ任ニ當リ、或ハ色ヲ和ゲ之ヲ教へ、或ハ顔ヲ犯シテ之ヲ諫ムルコト、度々ナリシカバ、竹千代君ノ家光、之ヲ恐レ憚リヌ、寛永二年、忠俊俄ニ罪蒙

リテ、遠江國ニ配流セラレ、同二十年、終ニ配所ニ卒セリ、時年六十六、宗俊モ父ト共流サレシガ、父死シテ後、召還サレテ、御書院番頭ニ爲サレ、祿三千石ヲ賜フ、此時宗俊、始テ幕府ニ參營シタリシヲ、以前ニ懇親ナリシ人々、來り集リテ、新ニ召還サレシヲ、悦ビ祝ヒ合ヒタリシ所ヲ、トナリ、○堀田加賀守打過ぎしか云々、此所ヲ堀田加賀守正盛、通り過ギシガ、宗俊ヲ見テ、立寄テ、此ハ誰ニテ候フゾト問ヒカケシ、トナリ、○有あふ人々皆手を束ね青山因幡にて候と答へしかば、其場ニ有リ合セタル人々、正盛ノ問ニ對シテ、皆手ヲ束テ敬禮シテ、是ハ青山因幡ニテ候フ、ト答ヘシカバ、トナリ、此時正盛ハ老中ニテ、威權赫灼タリシ時ナリ、宗俊ハ元和七年ニ、因幡守ニ叙爵セリ、故ニ青山因幡トハイヘリ、○伯州の子息かといひしに、コレハ正盛ノ詞ニテ、フム伯耆守ノムスコヨナ、ト鼻ノ先ニテ、輕クアシラヘタイヒタルサマナリ、○宗俊また人々に云々、宗俊モ亦人々ニ、カク拙者ノ名ヲ問ハセナサルハ、誰人ニオイテアソパスゾ、ト問ヒ返シタリ、トナリ、○是こそ加賀守殿にてまませといふ、人々宗俊ニ教へ

テコレ與誰知ラヌ人モナキ、御老中ノ堀田加賀守殿ニマシマスゾヨ、トイヒシ、トナ
 リ、○宗俊聞もあへずさては勘左衛門御息に候かといひしには云々、宗俊、人々ノ言
 フヲ聞キアヘモセズ、直ニソレデハ、勘左衛門ノ御ムスコニ候フカ、ハ、ア、ト輕ク受
 ケ流シテイヒシカバ、人々皆顔色ヲ失ヒテ、吃驚シタリ、トナリ、勘左衛門ハ、名ヲ正
 利トイヒテ、モト金吾中納言秀秋ノ家來ナリシガ、後、春日局ノユカリニヨリテ、幕府
 ニ仕へ、御書院番トナリ、大坂ノ合戦ニ、水野隼人正忠清ガ手下ニ屬シテ、高功セシニ
 ヨリ、七百石ヲ賜ハリテ、僅ニ御使番トナリ、叙爵サヘモ得ザリシ、賤シキ人ニテアリ
 シナリ、然ルニ、宗俊ガ父忠俊ハ、大坂合戦ノ時ニハ、御書院番頭ニテ、水野忠清ト互
 ニ先ヲ争ヒテ、勳功ヲ立テ、後ニハ三代將軍ノ太傅トナリテ、岩槻城五万石ヲ領シタ
 ル家柄ナレハ、宗俊カクモイヒシナリ、○當時加賀守に向ひ誰かはかくはいふべきニ云
 々、正盛ハ、カク賤シキ家ノ子ナレト、當時ハ宿老職ニテ、殊ニ御近習出頭トテ、威權
 威大ナル時ナレバ、コレニ對シテ、誰カ宗俊ノ如ク、平等ノ言語ヲ放ツベキモノアラ

ム、然ルニ宗俊始メテ罪ヲ免サレテ、召還サレタル席ニテ、權貴ヲ避ケザル一言ハ、サ
 スガニ伯耆守トモイハレシ、然ルベキ人ノ子ニテアリケリ、ト聞ク人毎ニ皆感心セラ
 レシ、ト老人ノ話サレタルヲ、聞キタリ、トナリ、

因州ノ一言、凜乎トシテ侵スヘカラズ、此文小品ノ上乘、寸鐵人ヲ殺スノ概アリ、
 又

此時、左大臣家、宗俊を御前に召され、汝が父、我が幼きより、家を輔け、其忠を盡し、其
 誠を抽きんですとといふ事なし。然りといへども、我いまだ年若くして、事の情を辨へる
 こと明ならず。當時はさも思はざりき、今こそ思合はざるれ。罪なくして配所にて死
 せし事、返すくも不便の至りなり。せめては彼の亡魂の恨みを、慰めんがために、と
 て、信州小諸の城を以て、汝に賜ふ所なり。汝また父が心を以て心として、竹千代に仕
 ふべし、と仰せもあへず、御涙に咽はせたまひければ、宗俊も感涙に堪へかね、出す詞も
 なく、御前を罷立つ。伺候せし人々も、みな袂を去ぼりし、といふなり。

此時左大臣家云々、慶安元年閏正月、宗俊信濃國小諸城三万石ヲ賜ハリヌ、此時トハ即チコレヲイフ、左大臣家ハ將軍家光公ナリ。汝ガ父我ガ幼きより云々、コレヨリ以下、竹千代に仕ふべし、トイフマテ、家光公ノ詞ナリ、其方ガ父忠俊ハ、我ガ幼年ノ時ヨリ、我ニ傳保トシテ、我ヲ教導シ、我ガ家ヲ輔佐シテ、忠ヲ盡シ、誠ヲ拔キ出テズ、トイフコトナシ、サレトモ當時、我未タ年若クシテ、事情ヲ辨明スル能ハズ、折角ノ諫言モ、耳ニ逆ヘテ、聽キ取リテ、其方ガ父ノ忠誠モ、當時サヤウニモ有難シト思ハサリシガ、今ニ至リテゾ、始メテ後悔シテ、其方ガ父ノ諫言教誡、一々身ニ染ミテ思ヒ合ハサル、ヨ、當時一時ノ怒ニ任セテ、流罪ニ處シタレト、其罪アリシニアラズ、罪ナクシテ配所ニ没シタルコト返スト、モ不愆ノ至ナリ、因テセメテノコトニハ、其方ガ父ノ亡キ魂ノ恨ヲ、慰メムガ爲ニモト思ヒテ、今般其方ニ、小諸城三万石ヲ下シ遣ハセバ、其方モマタ、父忠俊ガ、我ヲ輔翼シタル忠誠ノ心ヲ以テ、其方ノ心トシテ、世子竹千代ニ奉仕スベシト、仰セ果モセズニ、御涙ニ咽ビタマイケレバ、トナリ、竹千代ハ、四代

將軍家綱公ニテ、家康公以來、代々ノ幼名ナリ、家光公、幼少ノ時、毎夜微行シテ角力ナト見歩キタルヲ、忠俊傳職ニアリテイタクコレヲ諫メ、又或時ハ鏡ニ對シテ、化粧シタルヲ、忠俊鏡ヲ奪テ、庭ニ抛チテ、サテ諫言シタルナト、屢々公ノ意ニ逆ヘ、事累リテ、終ニ罪ニ及ビシナリ、サレトコレニヨリテ公ノ行モ改マリテ、後ニハ全クノ明君ニナラレシナリ、此等ノ前功ヲ思ヒ合セラレテ、右ノ恩典ハアリケルナリ。○宗俊も感涙に堪へかねて云々、將軍モ涙ニ咽ビタレハ、宗俊モ有ガタナミダニ堪ヘズシテ、何トモ御禮ノ申上グル詞モナク、感涙ヲオサヘテ、將軍ノ御前ヲ退出シタレハ、御前ニ伺候セシ人々モ、同シク涙ニ袂ヲシボリタリ、トナリ、

安藤重長

寛永日記等の諸記を合せ見るに、寛永九年十二月、駿河殿、高崎の城に渡らせたまふ。明る十年九月、阿部對馬守重次、將軍家の御使として行向ひ、右京進重長に逢て、御使の旨を傳ふ。駿河殿、初め罪宥められたまひ、重長に召預けらるゝ事、既に終んぬ。されば

も猶御心改らせ給はず、よからぬ御振舞ひ、世に漏れぬる事少からず。きつと其罪を定めさせたまはん事は、さすがに親しき御中なり、いかてか仰も出さるべき。此上は重長如何にも計らひて、彼の御心より起りて、御自害あらん様に仕るべき者なり、どのべたり。

駿河殿ハ駿河大納言忠長ニテ、將軍家光ノ弟ナリ、○高崎の城、上野國ニテ、安藤對馬守重信、元和五年ニ此城賜ハリテ、五万石ヲ領ス、同七年、重信卒シテ、其子右京進重長、繼ギ領ス、○將軍家、三代家光公ナリ、○駿河殿初め罪宥められたまひ云々、コレヨリ御自害あらん様に仕るべき者なりマテ、阿部重次上使ノ赴旨ヲ演ブル詞ナリ、駿河殿忠長卿、初メ罪宥メラレテ、重長ニ預ケテ、事、既ニ決定シタレドモ、今以テ御改心ナク、不良ノ舉動、世間ニ漏レ聞ユルコト多シ、因テ必然ト其罪ヲ決定センコトハ、不良ノ舉動ハアリナガラ、サハサスガニ將軍家トハ、御兄弟トイフ、親シキ血族ノ御中ナレバ、イカテカ決罪ヲ仰セ出サルベキ、此上ハ、重長ドウトモ取計ヒテ、忠長卿

自身ノ御心ヨリ起リテ、御自害アラムヤウニ、致スベキ者ナリ、ト演述シタリ、トナリ、重長畏リ承リ、暫しはものをもいはず。やゝありて後、重次に向ひ、重長かゝる仰を蒙ること、尤も不幸の至なり。さりながら、などか仰をば背き候べき。御教書をや帶したまふらん。さらば拜し奉るべし、と望む。

重長畏り承り云々、重長上使ノ赴旨ヲ拜承シテ、暫時ハ黙シテ居タリシガ、稍々シバラクアリテ、後ニ重次ニ向ヒテ、トナリ、○重長かゝる仰を蒙るは尤も不幸の至なり云々、コレヨリ下、拜し奉るべし、トイフマテ、重長ノ詞ナリ、某カヤウナ仰ヲ蒙ルコト、最モ不幸至極ナリ、然アリナガラ、何トテ君ノ仰ヲバ背キ奉ルベキ、但シ君ノ仰トアラバ、御教書ヲ御持參アルナラム、アラバマツソレヲ拜シ奉リ、而シテ後御受ケ仕ルベシ、トテ、御教書ノ拜受ヲ望ミシ、トナリ、御教書トハ、將軍ヨリ出ル命令書ヲイフ、タトヘハ天子ヨリ出ルヲ、敕旨、敕書トイヒ、皇后、太子ヨリ出ルヲ、令旨トイフ如シ、

重次聞て此事君の御心より出て、重次が口に傳へ、御身が耳に入るべき事なれば、御教書を下し給はるべき事にあらず。また重次荷も執政の事に加る身として、此御使を承る、何をか疑ひたまふべき、といふ。

重次聞て此事君の御心より云々、此事トイフヨリ下、何をか疑ひたまふべき、マテ、重次ノ詞ナリ、コノ仰セ言ハ、將軍家ノ御心ヨリ出テ、重次ガ口ニ傳ハリ、サテ直ニ君ガ耳ニ入ルベキコトナレバ、御教書ヲ下シタマハルベキニアラズ、又重次、カリソメニモ、執政ノ列ニ加ハル身トシテ、コノ上使ヲ承ル上ハ、君ハ何ヲ以テカ重次ヲ疑ヒナサルベキ、トイヒシ、トナリ、

重長重て、重長が申す所、わ殿を疑ひ參らするにもあらずまして仰を輕んじ奉るにも候はず。ももく此殿は、大相國の御寵子、將軍家の御愛弟、親しくも貴くもわたらせたまひ、古にあつて、六議の中其二つを兼ねさせたまふ御身なり。たとひいまかく罪蒙らせ給ふとも、よのつね人臣の例に准じ難し。されば執政の重臣、仰を傳へ給ふとも、口

づから述べられん事は、重長たやすく領掌に及ぶべからず。只願くは御筆を染められて下し給はるべきよしを、よきに執し給はるべし、といひ切てければ、重次力なく引かへして、此由を申す。やがて自から御筆を染められし御教書を帶して、これを渡す、さてこそ重長領掌をばしてけれ。

重長重て重長か申す所云々、重長か申す所、トイフヨリ、よきに執し給はるべし、トイフマテ、重長ノ詞ナリ、重長カ申ス所、君ヲ疑フニモアラズ、況ヤ將軍家ノ仰ヲ輕ン奉ルニモアラズ、トナリ、わ殿ハ吾殿ノ意ニテ、他人ヲ敬フタイフ詞ナリ、○此殿は大相國の御寵子云々、コノ駿河殿忠長卿ハ、前大將軍秀忠公ノ御寵愛ノ御子、今將軍家光公ノ御親愛ノ弟君ニテ、親シクモ貴クモアラセラル、トナリ、大相國トハ、太政大臣ノコトニテ、秀忠公、生前ニ太政大臣ニナラレシ故ニ、カクイフ、○古にあつて六議の中其二つを兼ねさせたまふ御身なり、大寶ノ古律ニ、六議アリ、議親、議故、議賢、議能、議功、議貴トテ、コノ六議ノ中ニ入ルモノハ、死罪ヲ犯ストイヘトモ、奏請シテ、其

罪ヲ滅贖セラル、ナリ、忠長ハ、將軍ノ親弟ニシテ、且ツ大納言ナレハ、議親ト、議貴トノ二ヶ條ヲ兼ネ持テタル御身分ナリ、サレハタトヒ今カク罪ヲ蒙ラセタマフトイヘトモ、尋常普通ノ人臣ノ例ニ准ヘ難シトナリ、○されは執政の重臣仰を傳へ給ふも云々然アレバ、執政ノ重臣タル君ガ、將軍家ノ仰ヲ傳ヘタマフトモ、御教書ニヨラズシテ、口カラ述ヘラレンコトハ、某ニ於テ容易ニ承知申サレズ、唯願クハ將軍家親シク御筆ヲ染メラレテ、御教書ヲ下シ給ハルベキ由ヲ、ヨキヤウニ執リ成シタマハルベシ、ト言ヒ放チタリケレバ、トナリ、○重次力なく引かへして云々、是ニ於テ重次已ヲ得ズ一旦江戸へ引還シテ、此次第ヲ將軍家ニ申シ上ゲ、御親筆ノ教書ヲ帶シテ、コレヲ重長ニ渡シ、サテ始メテ重長承諾ヲ申シタリ、トナリ、かくて月を越て後、十一月六日の朝に至りて、重長、大納言殿のわたらせ給ふ所を守る侍に下知して、殿のねはします庭に、縁の間少し引のきて、厳しく鹿垣を結ひわたす。殿みつから御出ありて、何故にかくはするぞ、と尋ねさせたまひしに、重長が侍畏り

て、公よりの仰にや候はん、精きことは存せず、と申す。

重長大納言殿のわたらせ給ふ所を守る侍に云々、重長、忠長卿ノ居タマフ所ヲ守護スル武士ニ命令ヲ下シテ、其居タベフ庭ニ、縁側ノ間少し離ラシテ、嚴重ニ鹿垣ヲ結ヒ渡サシム、忠長卿自ラ縁側ニ出テ、何故ニカヤウニハ鹿垣ヲ結ヒ渡スゾ、ト尋テラレシニ、右ノ武士畏リテ、是ハ公邊、即チ幕府ヨリノ仰ニヤ候ハン、サレドモ某ハ委細ノ事ハ存シ申サズ、ト申シタリトナリ、鹿垣トハ、獵夫ガ鹿ヲ狩ル時ニ、其鹿ノ脱レ去ラヌヤウニ、庵末ナル垣根ヲ結フナリ、罪人ヲノガサヌヤウニ、圍ヲシタルヲ、カクイヘリ、

障子引建て、入らせたまひて後は、出させたまはず。日も既に暮れぬ。近く召仕る、女房達三人を、宵より、皆御暇給はりて、たのが局々に下さる。御傍にはべるもの、女の童たゞ二人あり、酒温めて參らせよ、と仰せられしに依て、御前を立て、やがて提子もちてまゐる。御盃を取上げたまひて、めすこと二たびに至りて、今少し温めてまゐらせよ、

とあれば、一人の童には、汝は着取りて來れ、とありしかば、同しく御前を立て、御酒、御肴、もち來て見れば、白き御小袖の上に、黒き御小袖に御紋つきたるを打掛て、伏させたまひしが、御小袖、悉くあけに染みて事切れさせたまふ。二人の女の童は、大に驚き走り出て、かくと告しかば、配所の御供に侍ひし人々、走せ參りて見るに、御わき刀にて御頸の半、つき貫かせたまひ、前の方へれし切つて、うつぶしに伏させたまひぬ。御年は廿八にぞならせたまひける。

障子引建て云々、忠長卿ノサマナリ、○近く召仕る、女房達云々、御前近く召使はるる女房達三人を、初夜より、皆御暇下サレテ、各ガ部屋々々ニサゲラレシ、トナリ、○女の童、十二三歳ノ女兒ニテ、小間使ナリ、○酒温めて參らせよ、忠長卿ノ女童ニ命スル詞ナリ、○提子、ヒサゲニテ、酒瓶ナリ、○めすこと、飲ミタマフコトナリ、○今少し温めてまゐらせよ、コレ亦忠長卿ノ詞ナリ、○汝は着取りて來れ、コレモ同上、○御酒御肴もち來て見れば、二人ノ女童ノサマナリ、○白き御小袖の上に云々、此段、忠長卿

自害ノコトヲ叙ベタルニテ、自害ノコトヲ言ハズシテ、其様ヲアラハサレタリ、即チ下ノ御小袖悉くあけに染みてノ一句ニテ、流血淋漓ノ有様ヲ見セタル、イト工ナル筆ツカヒナリ、あけハ紅ニテ、事切れハ息絶エタルサマナリ、○配所の御供に侍ひし人、忠長卿ノ、コ、ノ配所ニ伺候セシ御供ノ人々ナリ、○御わき刀にて御頸の半つき貫かせたまひ云々、わき刀ハ脇差ナリ、此段自害シタル有様ヲ、委シク叙ベタルナリ、うつぶしハ前伏ニ伏シタルサマナリ、

また御事あるべき五三日前より、御寶物ども、長持に入れさせたまひ、御手ずさみに書せたまひし、反古やうの者と、同しくればします所の庭にして、悉く燒棄させたまひき。此程より、かく思召たせ給ひしにやなど、世には傳へぬ。詳なる事をば、誰か知るべき。もし此等の事、誠ならんには、重長が申せし言葉、今又一月を越ん程を待て、其後御心つかせたまふやうに計ひしは、深き心ありとぞ見ゆし。其事も、皆空しくなりぬれば、あはれなりし事なり。今の世、誰かかゝる仰うけて、一月をこゝん程を、その事とな

く打過ぐべき。誠に重長は、ゆゑしき人にこそ。

また御事あるべきは、又自害の御事アルベキノ意、○五三日前ハ五日三日以前ノ意ナリ、○長持ハ長櫃ニテ、今モ長持トイヘリ、○御手ずさみ、ハ御手遊、マタハ御慰ミニノ意ナリ、○反古字ナリ画ナリヲ書キ散ラシタルモノヲイフ、○ねはします所の庭にしては塾居シテ居ル所ノ庭ニ於テナリ、寶物モ反古類モ、庭前ニ於テ、一度ニ燒キ棄テタリ、トナリ、○此程よりかく思召た、せ云々、右ノ事ニヨリテ見レバ、御自害ノ事ハ、既ニ三四日前ヨリ思ヒ立テタマヒシニヤアラムト世間ニハ言ヒ傳ヘタリ、トナリ、○此等の事誠ならんには云々、前ニ述ベタル世間ノ傳聞ニシテ、果シテ眞實ナラシニハ、トナリ、○今又一月を越ん程を待て云々、重長ガ上使ニ對シテ、申セシ詞ハ、今又更ニ一ヶ月ヲ越シテ、其後忠長卿自身カラ、心ツキタル様ニ取計ラヒシハ、重長深慮アリシト見エタリ、トナリ、九月ニ上使來リシヲ押返シテ、十一月ニ取計ラヒニカ、リテ、此後尙一ヶ月モ日ヲ延ベント計リタルナリ、サレドモ忠長卿早ク察シテ、

日延ノコトモ、皆空シクナリシハ、哀ナルコトナリシ、トナリ、○ゆゑしき人ハモト忌々シキ人トテ、忌ミ嫌フ意ナレト、後ニハコレヨリ轉マテ、常人ノ及バサル、イラキ人トイフヤウニナレリ、後世ノ人ハ、カヤウナ君命ヲ受ケテ、一ヶ月ヲ越サム間ヲバ、何事トナク言ニモ色ニモアラハサズシテ、月日ヲ打過スコト出來ベキヤ、サレバ重長ハマコトニイラキ人ニコソアレ、トナリ、

此文、末段、貴人自殺ノ處、マコトニ手際ニカ、レタリ、市川團洲ノ演劇ヲ見ルガ如シ、

板倉勝重

天正十六年、徳川殿 駿河の國府に移り住ませたまふに至りて、多くの御家人の中を擇びたまひて、勝重して、此所の町奉行に任せらる。初め勝重を召され、此職の事、仰せ下されしが、其任に堪へざるよしを、固く辭し申しけれども、更に御許しなく、勝重、さらば宿所に罷り歸り、妻にて候ものと謀りてこそ、御返事をば申すべけれ、と申す。徳川殿笑はせたまひて、さもありなん、罷り歸りて相謀れ、と仰せ下さる。

板倉勝重は、足利泰氏ノ二子、板倉五郎義顯ノ後胤ナリ、父ヲ木工右衛門尉忠重トイフ、松平主殿助伊忠ニ仕フ、勝重幼キ時ニ僧トナリ、三河國夏山トイヘル所ノ禪院ニ住メリ、徳川家康ノ家人、永井善右衛門ノ薦ニヨリ、家康ニ召サレ、還俗シテ板倉四郎右衛門尉勝重ト名ノリヌ、○駿河ノ國府に移り住ませ云々、家康三河ヨリ、此所ニ移リ住ミタルナリ、國府ハ後ニハ駿府マタハ府中トイヒテ、今ノ静岡ナリ、○此所の町奉行、駿府ノ町奉行ニテ、町奉行ハ、府内ノ行政、及ヒ司法ノコトマテ掌ル役ナリ、○初め云々、コレハモトヘ立ち戻リテ、勝重召出サレテ、始メテ町奉行ヲ仰セ付ラルルコトヲ書ケルナリ、○其任に堪ヘざるよし云々、勝重、町奉行ノ重任ニ堪ヘザル由ヲ申シテ、辞退シタレト、許可ナカリシ、トナリ、○さらば宿所に歸りて云々、勝重辞退シタレト、許可ナキニヨリ、然ラバ我が宿元ニ歸リテ、我が妻ト相談シテ、御請スベキヤ否ヤノ御返事ヲ申スベシ、ト申シタルニ、家康笑ヒテ、成程サヤウニモアルベキコトナラム、尤次第ノコトナレバ、汝ガ家ニ歸リテ、能ク汝ガ妻ト相談セヨ、ト仰セラ

レタリ、トナリ、

妻は、勝重が歸るを迎へて、悦ぶべき事ありと告知らす人あり、如何なる幸や候ふ、といひけるに、勝重、物をもいはず、ほくそゑみて、衣裳ぬき棄て、坐になほり、妻に打向ひ、されば、今日召されし事、餘の儀にあらす、此度御座所を移さるゝに依て、彼の町の奉行たるべきよしを仰せ下さる、如何にも叶ふべからざる旨を辞し申せども、御許なし、さらば我が家にかへり、妻に謀り候はん、と申して、罷り歸りぬ。さて御事は如何にや思ふ、といふ。

妻は勝重か歸るを迎へて云々、勝重が妻は、夫が召サレテ歸ルヲ迎へテ、今日ハ當家ニ悦ビ祝フベキコトアリト、妾ニ告ゲ知ラスル人アルガ、ソレハ御身ニハ、如何ナルメテタキ幸福ガゴザルカト、勝重ニイヒケルニ、トナリ、○勝重物をもいはずほくそゑみて、勝重、何トモ言ハズニ、唯アザワラヒテ、トナリ、ほくそゑみトハ、冷笑ノ意ナリ、○坐になほり、ハ更ニスワリ直スナリ、○されば今日召されし事餘の儀にあらす云々、

以下、如何にや思ふマテ、勝重ノ詞ナリ、さればトハ悦ぶべき事あり云々如何なる幸や候ふト、妻ノ間ヒカケタル詞ヲ受ケテ、サレバヨ、トイヒシナリ、今日徳川殿へ召サレシハ外ノ事ニアラズ、今般、殿ノ御居所ヲ駿府ニ移サル、ニヨリテ、其所ノ町奉行ヲツトメヨト仰セ下サレタルニヨリ、如何イタシテモ、拙者ガ身ニテハ、其職ニ叶フベカラサル次第ヲ申シテ、辞退シタレドモ、御容ナキニヨリ、然ラハ余儀ナキニ付、拙者カ家ニ歸リ、妻ニ相談イタシテ、御返事申シ上ゲントイヒテ、退出シタルナルガ、サウシテ、其方ハ、此事御請スベキヤ、御断リスベキヤ、ドウ思フヤ、トイヒシ、トナリ、御事トハ、妻ヲサシテ呼ブ詞ナリ、

妻は大に驚きて、あな淺まし、わたくしおどなどならば、夫婦はかるといふ事もこそあれ、公にて、かゝる事やのたもふべき、まして是は、仰せ下さるゝ所なり、殊に其職に堪へ堪へは、御心にこそあるべけれ、みづから如何で知り候ふべき、といへば、

あな淺まし云々、以下、如何で知り候ふべきマテ、妻ノ詞ナリ、あなハ、ア、ト云フニ

同ヒク、歎息ノ詞、淺ましハ、アキレルトイフ意、わたくしおどハ、私事ニテ、一家ノ私事ナラバ、夫婦相談スルトイフコトモアレド、天下ノ政事ニ關係スル、公事ニテ、妻ニ相談スルナトイフコト、イカテノタフベキ、トナリ、○まして是は仰せ下さるゝ所なり、是は徳川殿ヨリ、仰せ下サル、所ナレハ、マシテ夫婦相談ニ及ブベキ、トナリ、○其職に堪へ堪へは御心にこそあるべけれ云々、町奉行ノ職ニ堪ヘルト、堪へザルトハ、君ガ御心一ツニアルコトナレバ、妾自ラハ、イカテ堪へタマフト、堪へタマハザルトヲ知り候ハン、トイへバ、トナリ、

勝重。いや、我この職に堪へ堪へは。我心一つのみにあらず、御身の心による事にて侍るぞ。まつ心を沈めてよく聞きたまへ、古より、今に至り、異國にも、本朝にも、奉行頭人などいはるゝものゝ。其身を失ひ。其家を亡さぬは稀なり。或は内縁に就て訴を断る事、たはやけならず、或は賄賂に因て、理を別の事、わたくし多し。これらの災は、婦人より起る所あり。我もし此職奏らん後は、親しき人のいひよらん事なりとも、訴訟

の事、執りたまふまじきか、僅の贈もの參らせて候事ありとも、苞直のもの、受けたまふまじきか、これらの事を初として、ねことは、勝重の身の上、如何なる不思議の事ありとも、さし出てもものたまふまじきよし、固く誓ひ給はざらんには、勝重此事に任ずる事は、如何にも叶ふべからず。さればこそ御身と謀るべしとは申したれ、といふ。

いやく、我々の職に堪へ堪へとは我心一つのみにあらず云々、以下、御身と謀るべしとは申したれ、といふマテ、勝重ノ詞ナリ、否々、我コノ町奉行ノ職ニ堪ヘルト、堪へサルトハ我心一ツバカリニアラズ、マタ其方ノ心ニヨルコナルゾ、故ニマツ篤ト心ヲ鎮メ落付ケテ、能ク我ガ言フコトヲ聞キタマヘ、トナリ、○古より今に至り異國にも本朝にも奉行頭人などいはるゝもの、云々、昔ヨリ今ニ至リテ、漢土ニテモ、日本ニテモ、奉行職ヤ頭人役ナドイハル、モノ、其身ヲ失ヒ其家ヲ亡サヌモノハ寡シ、トナリ、奉行ハ町奉行ヲ初メトシテ、訴訟ナトヲ掌ル長官ヲイヒ、頭人ハ引付頭ニテ、鎌倉室町時代ニアリテ、民事ノ訴訟ヲ裁判スル役人ヲイフ、此等ノ役人ガ、身ヲ失ヒ家ヲ亡

スハ、皆裁判ノ不公平ナルニヨルナリ、○或は内縁に就て訴を斷る事はやけならず云々、内縁は妻方ノ縁ヲイフ、即チ奉行頭人ナトイハル、モノガ、或ハ妻方ノ縁ニ就テ、訴訟ヲ裁斷シテ、ソノ判決公平ナラズ、或ハ賄賂ニ因テ、理非ヲ判斷スルコト、私曲多シ、トナリ、賄賂ハマヒナヒニテ、内々ノ贈物ヲイフ、○これらの災は婦人より起る所あり、以上述べタル災害ハ、皆婦人ヨリ事起ルナリトテ、此一句一篇ノ一骨子ナリ、○親しさ人のいひよらん事なりとも云々、拙者モシ、此町奉行ノ職ヲウケタマハラン後ハ、タトヒ惡意ノ人ヨリ頼マレタル事ニテモ、訴訟ノ事ニツイテハ、其方ハ決シテコレヲ執リ成シタマフコトヲセザルカ、又ハ少シバカリノ贈物ヲ持チ來ルモノアリトモ、賄賂モノニ屬スルモノハ、其方決シテコレヲ受ケタマハザルカ、凡此等ノ事ヲ初メトシテ、其方ハ、勝重ガ身上ニツイテハ、如何ナル不思議ノ事アリトモ、差出ロラシテ、決シテ縁ヲ入レザル由ヲ、固ク誓約シタマハヌ間ハ、拙者此職ヲウケタマハルコトハ、ドウニモ叶フ能ハズ、其故ニ、其方ト相談スベシト、殿ノ御前ニテモ申し

タルナリ、トイヒシ、トナリ、苞直ハ、包ミ物ニテ、即チ賄賂トシテ贈ル物ヲイフ、
 妻、つくづくうち聞て、誠にのたまふ所、ことわりこそ侍れ。みづからは、如何なる誓
 ひをも立てなん、とく参りて、畏カシコまらせたまへ、といふ、勝重大に悦びて、神にかけ佛に
 かけて、かたき誓をたてさせて、此上は、思ひ置くことなし。さらば参らん、とて衣裳ひ
 きつくろふて出つ。袴ハシロの後腰ウシロをもぢりて着たり。妻うしろさまに見て、はかまのうしろ
 あしう候、といひて、立寄てなほさんとす、

妻つくづくうち聞て誠にのたまふ所ことわりこそ侍れ云々、誠に以下、畏カシコまらせ
 たまへトイフマデ、妻ノ詞ナリ、妻ハ夫ノ言フコトヲ、シツト聞テ、ノタマフトコロ、誠
 ニ道理至極ニ候フ、自分ハ、ドノヤウナル誓約ヲモ立テ申サンニヨリテ、早ク殿へ参
 リテ、仰セノコトヲ承知シ奉リタマへ、トイフ、トナリ、畏カシコまるトハ、恐入ルトイフ意
 ナレト、君命ヲ承知スルコトヲイフ、○神にかけ佛にかけ云々、勝重妻ニ、神佛ニ誓ヲ
 カケテ、堅キ誓約ヲ立テサセテ。サテカク堅キ誓ヲナシタル上ハ、モハヤ心配スルコ

ト更ニナシ、然ラバ此ヨリ殿へ参リテ、御請仕オウカシラントイヒテ、衣裳ヲ引ツクキ繕ツクフテ、ワザ
 ト袴ハシロノ後腰ノ所ヲ、ヨリモヂリテ、着テ出テタリ、トナリ、○妻うしろさまに見て云々、
 妻ハ夫ノ出テ行クラ送リテ、其姿ヲハ、後ウシロノ方ヨリ見レバ、袴ハシロノ後腰ヨレモヂレタル
 ヲ見テ、聲ヲカケテ、袴ハシロノ後腰、悪シク候フ、トイヒテ、立寄リテ、コレヲ改メ直サント
 シタリ、トナリ、

勝重、聞きもあへず、さればこそ、我が妻に謀らんと申せしは誤アヤたざりけれ。勝重が身
 の上の事、如何なる不思議ありとも、さし出て物いはじと誓ひしは、今の程ぞかし。早
 くも忘れ給へりな。この定シヤウならんには、勝重、職うけ給ること、叶ふべからず、とて、ま
 た衣裳ぬき捨てんとす。

さればこそ我が妻に謀らんと申せしは云々、以下うけ給ること叶ふべからずマテ、勝
 重ノ詞ナリ、ソレソノ通り、口出クチダシヲスレバコソ、拙者ガ妻ニ相談セント申シタルハ、
 間違マチガハザリケレ、トナリ、○勝重が身の上の事云々、拙者ガ身上ノコト、ドノヤウナル

不思議ノコトアリトモ、口出シハセヌト誓約シタルハ、ツヒタツタ今ノ間ゾ、トナリ、かしハ附ケ詞ニシテ、意味ナシ、○早くも忘れ給へりな、今ノ誓約ヲ、早ヤ既ニ忘レテシマヒシヨナ、トナリ、なハ、親切ニイフ詞ナリ、○この定ならんには云々、直ニ誓約ヲ破ル如キ、カヤウナキマリナランニハ、拙者ハ、殿ヨリ仰セラレタル役儀ヲ、御請申スコト叶ハズトイヒテ、前ニツクロヒ着タル、登城ノ禮服ヲ、脱キ捨テヤウトシタリ、トナリ、

妻大に驚き悔て、さまざまの怠状まゐらす。さらばその言葉、いつまでも忘れたまふな、といひて、御前に参る。徳川殿、如何に、汝が妻は、何とかいひし、と仰せければ、妻にて候ものが、慎みて承れと申侍る、と申す。さこそはあらめ、とて、大に笑はせたまひし、となり。

さまざまの怠状まゐらす、誓ヲ破リタルニ付、色々ノ詫ビ状ヲ、夫ニ入レタリ、トナリ、怠状ハ、即チアヤマリ状文ナリ、○さらはその言葉いつまでも忘れたまふな云々、コ

レハ勝重ノ詞ニテ、然ラハ詫ビ状ニイヒケル詞ハ、何時マテモ、決シテ忘レタマフナ、トイヒテ、家康ノ御前ニ参レリ、トナリ、○如何に汝が妻は何とかいひし、コレハ家康ノ詞ニテ、ドウデアツタ、其ノ方ガ妻ハ、何ト申シタカ、トナリ、○妻にて候ものが慎みて承れと申侍る、コレハ勝重ノ詞ニテ、愚妻ニ相談イタシタル所、愚妻ニ於テハ、慎テ御請イタセト申シマシタ、トナリ、○さこそはあらめ、家康ノ詞ニテ、イカサマサヤウニ申シタデアラウ、トイヒテ、大ニ笑ハセラレシトナリ、さこそはあらめとて大に笑はせたまひしト書キ止メタルハ、前ニ徳川殿笑はせたまひてさもありなん、トイフニ、照應シタルナリ。

此文、一場ノ談話ヲ叙シタルナレト、首尾相應シテ、能ク其体ヲナセリ、國文ハトカク冗漫ニ流レテ、体ヲ具フルモノ寡キガ、此文ノ如キハ、最モ模範トナスニ足ル、

又

勝重頻に職を辞しけるに、將軍家、今暫くかくて候へ、いまだ汝に代りて、此職をさむべ

き人なし、と仰せられて、御許オシコロシあらず。なほ請ふこと止まざれば、されば汝に代るべき人を選びて薦めよ、いまだ其人を得ず、と仰せ下さる。

勝重、慶長六年ヨリ京都所司代トナリ、伊賀守ニ任ズ、當時關原合戦ノ後、天下草創ノ初ニテ、士民タ、武威ニノミ服シテ。イマタ徳ニナツカズ、マシテ豊臣家、京近キ所ニアリテ、都鄙ノ内、サスガニ昔ヲ忍ブモノ猶少カラカズシテ、人心定マラズ、勝重一人職ニアリテ、上ハ皇家ヨリ、縉紳諸司ノ事ヲ執リ行ヒ、下ハ神職、寺務、農工商ノ事ニ至ルマテ、皆悉ク此職ニテ統スべ掌リテ、言ハン方ナキ繁劇ノ職ナレト、事一ツトシテ滞トコロホリナク、物一ツトシテ缺カクルナク、天下皆ソノ能ベツヲ稱セズトイフモノナシ、カクテ大坂ノ兵起リシニモ、勝重京都ヲ守護シテ、事無カリケリ、元和五年ニ至リ、齡ヨハヒ既ニ傾キシカバ、頻ニ辭職ヲ願ヒ申シタルナリ、○將軍家今暫くかくて候へ云々、將軍家は、秀忠公ナリ、秀忠公、勝重ニ、汝今暫ク。従前ノ通り、所司代ノ職ヲツトメテ居レヨ、未ダ汝ニ代リテ、此職ニ就イテ、事ヲ處理スベキ人物アラズ、ト仰セラレテ、辭職ノ御許

容ナシ、トナリ、○なほ請ふこと止まされば、將軍家ノ御許ナキニモカ、ハラズ、勝重、辭職ヲ請フコト、猶モ止マザレバ、トナリ、○されば汝に代るべき人を選びて薦めよ云々、ソレナラバ、汝ニ代リテ、所司代ノツトマルベキ人物選ビテ、推舉セヨ、吾ガ方ニテハ、イクラ搜シ選ビテモ、イマダニ其人物ヲ得ズ、ト仰セ下サル、トナリ、勝重都に候ひて、多くの御家人ゴケモンの事、如何て知るべき。此程の人の中に、などか其人のなかるべき。よく人々に御尋ねあるべきにて候。さりながら、なほも勝重に進め申せど侍らんには、子にて候ふ周防守重宗は、密夫の首さるべき者には候はず。もし彼を以て、父が闕に補せらるべく候や、と申しければ、將軍家、大に悦ばせたまひ、重宗を召して、京職に補せられ、勝重御免を蒙る。

勝重都に候ひて云々、以下父か闕に補せらるべく候や、トイフマテ、勝重ノ詞ナリ、勝重最初ヨリ、久シク京都ニ在リテ、江戸府下ノ、多クノ御家人ノコト。誰ガ人物ナルヤ否ヤ、ナドノコトハ、イカデ知ルベキヤ、府下ノ多クノ御家人ノ中ニテ、何トテ所司代

ニナルベキ人物ノナカルベキ、篤ト人々ニ御尋テアリテ、御選ビニナルベキニテ候フ、トナリ、御家人トハ、コニテハ、譜代ノ大名、并ニ旗^{ハタ}下ノモノヲサシテイヘルナリ、○さりながらなほも勝重に進め申せと侍らんには、然ハアリナガラ、強テ尙モ勝重ニ、後任者ヲ撰擧セヨトアランニハ、トナリ、○子にて候ふ周防守重宗は密夫の首^{カミ}とるべき者には候はず、拙者ガ子ノ宗重ハ、密夫ノ首ヲ、切ルベキホトノ者ニハ候ハヌ、トナリ、密夫ハ、間男^{マナトコ}ニテ、徳川氏ノ法律ハ、密夫奸婦姦通罪ハ斬罪ニ、處スルガ例ナレト、カ、ル罪料ハ、人理上、モト秘密ニスベキモノナレバ、カ、ル罪人出テタリトテ、直ニ其罪ヲ發^{アズ}キテ、刑場ニ引出シ、公然宣告シテ、斬罪ニ處スルハ、循吏ノナスベキ業ニアラズ、重宗ハカヤウノ者ニハ候ハズ、トナリ、○もし彼を以て父か闕に補せらるべく候や云々、愈々後任ノ人物ナキトキニ於テハ、モシクハ重宗ヲ以テ、拙者ガ職ノ補闕ニイタサルヘクヤ、ト申シテケレバ、トナリ、もし、マタハ候やナト、斷然ト言ヒキラスハ、吾ガ子ヲ撰擧スル故ニ、カクボカシタイフナリカ、ク申シタルニ、秀忠公、イタ

ク悦ビテ、直ニ重宗ヲ召シテ、京都所司代ニ補セラレ、サテ勝重ハ、辭職ヲ聞届ケラレシナリ、

重宗辭し申しけれども、子を知るは父に若かずといふことあり。汝が父の薦^{スセ}にてあれば、辭する所あらじ、と仰せ下されしかは、力及はず。重宗なくく父に向ひ、重宗はいかで此職に堪へ候ふべき。なさけなくも御推擧に預り候ふものかな、と怨みかこつ。勝重打笑ふて「れことは、世話を知りたまはぬよな。爆火を子に拂ふといふ事は、此父が事にて候ぞ、と答へしと云ふ。

子を知るは父に若かず云々、以下辭する所あらじマテ、將軍ノ詞ナリ、重宗就職を辭退シタルニ、秀忠公、古ノ語ニモ、子ヲ知ルハ父ニ若カズトテ、子ノコトヲ知ルニハ、他人ヨリモ、父ニ限ルトイフコトアリ、汝が就職ハ、汝ガ父ノ推擧ナレハ、是ヨリ安心ノコトハアラ子バ、更ニ辭退スルニ及バズ、ト仰せ下サレシカバ、重宗、今ハ辭退スルニモ力及バズシテ、將軍家ヘハ、遂ニ御請ケ申シタリ、トナリ、○重宗なくく父に向

ひ云々、重宗表向ハ、已ヲ得ズ、御請ケラ申シタルモノ、泣キナガラ父勝重ニ向ヒテ
 小子イカデ此要職ニ堪ヘ申スベキ、無情ニモ御推舉ニ預リタルモノカナ、トイヒテ、
 怨ミ託チタリ、トナリ、かなトハ歎息ノ意ヲ込メタリ、かこつトハ自ラ恨ム意ナリ、○
 ねことは世話を知りたまはぬよ、勝重ノ詞ナリ、ねこトハモト御事ニテ、人ヲサシテ
 イフ詞、コ、ニテハ、汝トイフニ同シ、其方ハ世間話ヲ知リナサラヌヨナ、トナリ、○
 爆火を子に拂ふといふとは云々、世間ノ諺ニ、爆火ヲ子ニ拂フトイフコトアルハ、即
 チコノ父、拙者ノコトニテアルゾ、ト答ヘシトイヘリ、トナリ、爆火ハハ子火ニテ、火
 ノハ子タル時ニハ、傍ニ子ガ居タルニモ拘ハラズ、アハテ、其方ヘ打拂フトイフ意
 ニテ、勝重ガ、極メテ面倒ナル要劇ノ職ヲ、重宗ニ譲リタルコトニタトヘタルナリ、サ
 テ所司代トハ、モト鎌倉時代ニ、侍所カハラドコロノシヨシ々司トイフ職アリテ、兵刑ノ事ヲ掌リシガ、足
 利時代ニハ、京都室町ニ幕府アリケレバ、コ、ニ此職ヲ置キ、又所司代トテ、所司ノ下
 役ニ、代理ヲスルモノヲ置キタルガ、後ニハヤガテ本職トナリテ、織田豊臣ノ時代ニ

ハ、所司代ヒトリ、兵刑ノミナラズ、近畿一切ノ行政マテヲモ掌ルコトニナリ、徳川氏
 ニ至リテハ、其例ニヨリテ、所司代ヲ置キ、禁裡ウツリ、公家ウツリ、宮方ウツリ、門跡、并ニ近畿一切ノ政
 ヲ總ベ行ハセシナリ、

板倉重宗

文理簡明、ヨク伊賀守ノ精神ヲ書キアラハセリ、

此人の職にありし時の名譽、天下の稱する所、また擧げて數ふべからず。其要を取て、一
 條をこゝに註す。重宗職に任じて後、毎日に決斷所に出づるに、西面の廊下にして、遙
 に拜することありて、決斷所に至る、此所には、茶磨チヤウス一ツをすゑ置き、明障子アカリシヨウジを引たて、
 ろの内に坐し、手つから茶ひきながら、訴ウツタヘを聞分つ。

重宗ハ、勝重ノ嫡男、將軍家ニ近仕シテ、御小姓組番頭トナリ、元和六年、三十五歳ニテ、
 父ガ後ヲ繼ギテ、京都所司代トナリ、職ニ在ルコト凡三十餘年、人ノ敬フコト神明ノ如
 ク、愛スルコト父母ニ似タリ、後ニ下總國關宿城五万石を賜ハリヌ、○毎月に決斷所に

出づるに云々、決斷所ハ、二條城内ニ在リテ、訴訟ヲ裁斷スル所ナリ、西面の廊下ハ、西向ノ廊下ニテ、所司代司應ヨリ、決斷所ニ至ル廻廊ノ道ナリ、西向トハ、即チ西山ナル愛宕山ヲ遙拜シテ行クサマナリ、○此所には茶磨一つをすゑ置き云々、此所は、決斷所ヲイフ、明障子ハ、紙張ノ障子ヲイフ、決斷所ニ、茶磨一箇ヲ居エ置キテ、紙障子ヲ引立テ、自分ハ、其内ニ坐リテ、手ツカラ茶ヲ磨キナガラ、訴訟ヲ聞分クル、トナリ、人皆此事どもを不審しわへり。されども問ふことも得ならず。はるか年経て後、問ふ人ありしに答へて曰く、まづ決斷所に出づる時は、西面の廊下にて拜することは、愛宕の神を拜するなり。多くの神の中に、殊に愛宕は靈驗あらたなりと聞きし程に、所願ありて、かくは拜しぬ、その所願といふは、今日重宗が訴をことわらんには、心に及ばん程は、わたくしの事あらじ、もし過らて、わたくしの事あらんには、たち所に命を召され候へ、年頃深く頼みまゐらする上は、少しも私心あらんには、世に承らへさせ給ふな、と日毎に祈誓するにて候ふ。

人皆此事どもを不審しわへり、重宗ノ西向廊下ニテ、遙拜スルコトヲ、誰モ皆不思議に思ヒ合へり、トナリ、○されども云々、然レトモ、ソレハ何ノ爲ナリヤト問フコトモ成シ得ズシテ、久シク年立テテ後ニ、問フ人アリシニ、トナリ、○答へて曰く云々、以下かくは坐を隔つるにて候トイフマテ、重宗、或人ノ問ニ答ヘテイフ詞ナリ、愛宕の神ハ、愛宕山上ニ祭ル神ニテ、山ハ上嵯峨ニ在リテ、二條城ノ西面アタレリ、祭神ハ火ノ神カゲツチ神カゲツチニテ、伊弉册神ヲ合祀ス、初メ鷹ヶ峯ニアリシヲ、光仁帝ノ朝ニ、當山ニ移シ祀リヌ、○多くの神の中に云々、愛宕ノ神ハ、多クノ神ノ中ニテモ、格別ニ靈驗顯著ナリト聞キタリシ、問ニ、願フ所アリテ、カヤウニハ遙拜スルナリ、トナリ、○その所願といふは云々、ソノ願ヒトイフハ、今日拙者ガ、訴訟ヲ裁斷セムニ、心ニ及ブダケハ、私曲ノ事アルコトナク、モシモ誤テ、私曲ノ事アラム時ニハ、直様拙者ガ一命ヲ取上ゲタマヘ、愛宕ノ神ハ、年來深ク信仰シテ、頼ミ奉ル上ハ、拙者ニ於テ、裁判上、少シニテモ、私曲ノ心アランニハ、此身ヲシテ、世ノ中ニ生長サレタマフナ、ト毎日所誓イ

タスコトニテ候、トナリ、

また訴を判つとの明ならぬは、我が心の、事にふれて動くが故なり、と思ひなしぬ、よき人は、自ら動さざらんやうにこそあらめと、重宗、それまでの事は叶ひ難く、たゞ我が心の動くを、静なるをを試するには、茶をひきて知る。心定まりて静なる時は、手もそれに應じて、磨の環ること平にして、さしられて落つる所の茶、如何にも細かなり。茶の細かに落る時に至りて、我が心も動かぬと知り、其後やうやくに訴を判つ。

また訴を判つことの云々、又訴訟ヲ判断スルコトノ、明瞭ナラヌハ、我心ガ事ニ觸レテ動ク故ナリト思ヒ成シヌ、トナリ、○、よき人は自ら動さざらんやうにこそ云々、賢明ナル法官ハ、自ラ心ヲ動かサツランヤツニスルニテアラシクナレト、拙者ハトテモソレマテノ事ハ及ビ難シ、唯我ガ心ノ動クト、静カナルトヲ試験スルニハ、茶ヲヒキテ始メテコレヲ知ルナリ、自ラ心ヲ動かサヌトイフコトハトテモ出来ヌ、トナリ、○心定まりて静なる時は云々、心定マリテ静ナル時ハ、茶ヲヒク手モ、ヤガテンニ應

テ、磨ノメグルコト、平ニシテ、轆ラレテ落ツル引茶ノ粉、イカニモ細ヤカナリ、引茶ノ粉ノ細ヤカナリ落ツル時ハ、即チ我ガ心モ動かヌナリト知リテ、其ノ後漸クニ心落着キテ、ユルリト訴訟ヲ判断ス、ユルリト訴訟ヲ判断スレハ、是非曲直、其間ニ自ラ分明ニナルナリ、トナリ

また明障子を隔て、訴を聞くことは、凡そ人の面貌を打見るに、憎さげなると、憐がましきとあり。かたましきあり。其品多くして、いくらといふ數を知らず。見る所の誠しきと思ふ人の云ふ事は、誠と聞かれ、かたましきと見ゆる人のなす事は、何にても皆詐りと見ゆ。又あはれがましき人のうつたへは、まげられたる所あるよと思はれ、にくさげなる人のあらそひは、ひがことならんと思はれ。これらの類は、我が目に見る所に、心の移されて、彼が言葉を出さぬ内に、はや我が心の中に、邪ならん正からん、まがらん、直からんと思ひ定むる程に、訴の言葉を聞くに至りては、我か思ふ方に、其事聞きなすこと多し。うつたへのなるに及びては、あはれがましきに、にくむべきあり。にくさげ

なるに、おはれなるあり。誠しきに、偽りかたましきが多きこと、此たぐひ殊に多し。

また明障子を隔て、訴を聞くことは云々、又紙障子ヲ隔テ、訴訟ヲ聽クコトハ、凡ソ出廷スル人間ノ面貌ヲ見ルニ憎サウナル面ツキト、憐サウナル面ツキト、頑曲ラシキ面ツキトアリ、其種類イト多クシテ、其數幾許トイフヲ知ラズト、ナリ、かたましきハ、頑クナニ曲レルナリ、○見る所の誠しきと思ふ人の云ふ事は誠と聞かれ云々、見ル所ノ面ツキノ、誠ラシキト思フ人ノ陳述ハ、誠ト聽カレ、頑曲ラシキ面ツキト見ユル人ノ所爲ハ、何事ニテモ詐僞ト見ユ、又憐レサウナル人ノ訴訟ハ、全ク他人ヨリ枉ゲラレテ、冤罪トナル所アルヨ、ト思ハレ、憎サウナル人ノ諍訴ハ、必此者ノ訴訟、非事ナラント覺ユル、トナリ、○此等の類は我が目に見る所に心の移されて云々、以上舉グル所ノ、此等ノ類ハ、我目ニ見ル所ニ、ヤガテ心移サレテ、訴訟人ノ詞ヲ出サヌ内ニ、早クモ我が心中ニ、彼ハ邪ナラン、是ハ正カラン、彼ハ曲ナラン、是ハ直ナラント豫メ思ヒ定ムル間ニ、訴訟ノ詞ヲ聞クニ至リテハ、是非モ、我が心中ニ思ヒタル

方ニノミ、聞キ成スコト多シ、トナリ、○うつたへのなるに及びては云々、愈々訴訟ノ詞ヲ聞キ取リテ、判決ノ成ルニ及ビテハ、今マテ憐レサウナルモノニ、惡ムベキ事アリ、憎サウナルモノニ、憐ナル事アリ、誠ラシキモノニ、詐僞頑曲ナルガ多キコト、此類特別ニ多シ、トナリ、

人の心を知り難き、容を以て定めんこと、叶ふべからず。古のうつたへを聞くには、色を以て聴くおとあり。それは覆はるゝ所なき人の事なるべし。重宗が如きは、見る所に就て、心ねははるゝ事多し。またさなきだに、訟の庭に出でんには、恐しかるべきに、まして生殺を掌る人を見ては、まはゆく、いふせくて、おのづから云ふべきことも、得いはで、罪にも科にもあふ人あらんと思へば、所詮、互に面を見も、見られもせぬには若しと思ひて、かくは坐を隔つるにて候、と答へしとなり。

人の心の知り難き容を以て定めんこと云々、人ノ心ノ量リ知リ難キコト、外貌ヲ以テ決定スル能ハズトナリ、○古のうつたへを聞くには色を以て聴くことあり云々、文武

天皇ノ時ニ、定メラレタル、大寶ノ獄令ニ、凡ソ察獄ノ官ハ、先ツ五聽ヲ備ヘヨ、トアリテ、五聽トハ、一ニ辭聽トテ、其言ヲ出スヲ觀ルニ、不直ナレバ、煩フヲイヒ、二ニ色聽トテ其顔色ヲ觀ルニ、不直ナレバ、赤面スルヲイヒ、三ニ氣聽トテ、其氣色ヲ觀ルニ不直ナレバ、喘グヲイヒ、四ニ耳聽トテ、其聽聆ヲ觀ルニ、不直ナレバ、惑フヲイヒ、五ニ目聽トテ、其眸子ヲ觀ルニ、不直ナレバ、眊然タルヲイフ、ヨ、ニテハ、即チ第二ノ色聽ヲイフ、昔ニハ色聽トイフコトアレドモ、ソレハ物ニ覆ハル、所ナキ、賢明ナル法官ノスルコトナルベシ、拙者ノ如キハ、愚鈍ノモノナレハ、見ル所ニ就テ、心覆ハルルコト多シ、ト謙遜シテイフナリ、○またさなきだに訟の庭に出でんには云々、又サヤウニアラサルモノニテサヘモ、召喚サレテ法庭へ出テンニハ、恐ロシクアルベキ上ニマシテ、裁判ニヨリテハ、生ストモ、殺ストモスル、其判決ヲ掌ル法官ヲ見テハ、ソノ出廷人タルモノハ、眩ユク、悒鬱クテ、自然申立テンコトモ十分ニ言ヒ得ズシテ、罪ニモ墮チ、科ニモ逢フ人アラント思ヘバ、ツマリ互ニ面ヲ見モセズ、見ラレモセズニ、

シクハナシト思ヒテ、カヤウニ障子ヲ引立テ、坐ヲ隔ツルナリ、ト重宗ハ答ヘタリ、トナリ、まはゆくとハ、出廷人法官ヲ見ルニ恐シクテ、正視スル能ハサルヲイヒ、いふせくハ、コレモ恐懼シテ、氣ガモチノスルヲイフ、見も見られもせぬハ、出廷人ノ方ニテ、裁判官ヲ見モセズ、裁判官ノ方ヨリモ、マタ出廷人ハ見ヌ方ヨシ、トノ意ナリ、そもく日々に神明に祈りて、私なからんことを盟ひ、まつ我心を内外より養ふて、正しくなして、其後に訴を聴き、政をなす。是しかなから、君に事ふるに力を盡せしが致す所なれば、古の循良の吏といふとも、如何で此人に過くべき。

そもく日々に神明に祈りて云々、此段ハ、著者白石ガ、論贊ノ詞ナリ、ソモく重宗ハ、毎日愛宕ノ神ニ祈リテ、職掌上ニ、私曲ナカラシメテ誓ヒ、我心ヲ内外ヨリ養ヒテ、潔白正直ニシテ、サテ後ニ、訴訟ヲ聽キ、政治ヲ行フハ、是サヤウニハアリナガラ、其原ヲタ、セバ、全ク君ニ事フルニ、カヲ盡スヨリ致ス所ナレハ、古ノ循良ノ吏トイハル、人ニテモ、イカテ此重宗ニ超ユル人アルベキヤ、トナリ、一地方ヲ能ク治ムル

モ、其徳ハ、一天下ヲ統フル大君主ニ歸スルモノナレハ、地方官ノ人民ヲ愛スルハ、即チ君ニ仕フル忠義ヨリ出ルナリ、

又或る人の云ひしは、此人、官、反、内、貨、來の五つともに備はりしかば、訴を聞くことの明なること、むべなり。但しかほどの人にも、反の一事をば、人の疑ひ受けしこと、一度ありき。誠につゝしむべきことなり。一とせ質物の訴ありしに、都に代々質取る商人の、古法を引き出し例として、殿はいまだ此事は知し召さぬ、などいひしことあり。其後ある人、盗みし物を質とす。かのあき人とり置きぬ。其事顯はれて、盗人罪にふす。かの質とる商人も、それに座せられて、一族盡く誅せられぬ。この罪死にあたらす。されば此商人は、はぢがましく云ひし事ある反報にや、と京童の云ひしなり。これより外には、三十餘年がうち、行ひし所の政事、人の咎むることあらざりき。後世には、有がたき賢臣なり、といひしを承りき。

又或る人の云ひしは此人官反内貨來の五つともに備はりしかば云々、官、反、内、貨、

來トハ、モト書經ノ呂刑ヨリ出テタル語ニテ、官ハ官威ニテ、政府ノ威光ヲイヒ、反ハ反報ニテ、爲返シヲイヒ、内ハ女謁ニテ、奥向ヨリ頼ミ込ムコトヲイヒ、貨ハ賄賂ニテマヒナヒスルヲイヒ、來ハ請求ニテ、請ヒ頼ムコトヲイフ、或人ガ言ヒタルコトニ、コノ重宗ハ、右ノ五ヶ條ヲモ心得テ、裁判ヲ行ヒタレバ、ソノ明察公平ナルコトハ、尤モナリ、トナリ、○但しかほどの人にも反の一事をば人の疑受けしと一度ありき云々、但シコレホトノ人ニテモ、右ノ五ヶ條ノ一ナル、反ノ一事ニ付テハ、人ノ疑ヲ受ケシコト、一度アリキ、トナリ、○一とせ質物の訴ありしに云々、或ル時、質物ノ訴訟アリシニ、京都ニテ、昔ヨリ代々質屋ヲ業トスル商人、コノ關係ニテ、出廷シテノ辨論ニ、質屋規則ノ古法ヲ引キ出シテ、コレヲ先例トシテ、裁判官ノ重宗ニ向ヒテ、閣下ニハ未タ此事ヲ知シ召サヌヨ、ナト辱カシメテ言ヒシ事アリ、トナリ、○其後ある人盗みし物を質とす云々、其後ニ至リ、或人盗ミタル物ヲ、右ノ質屋ニ質入シタルニ、右ノ商人、ソレト知ラズニ取り置キタルガ、右ノ盗ミタル事件、發露シテ、盗人伏罪シタルニ

右ノ質取り置キタル商人モ、ソノ罪ニ連座シテ、一族殘ラズ死刑ニ處セラレタリ、トナリ、○此罪死にわたらず云々、此商人、連座ノ罪ハ、實ハ死刑ニアラズ、然ルニ、ソノ死罪ニ處セラレタルハ、此商人、サキニ重宗ヲ辱カシメテ言ヒタル反報、乃チ爲返ニヤアラント、京童ガ、口サガナクモ言ヒシナリ、トナリ、○これより外には云々、コノ反報事件ノ外ニハ、三十餘年ノ間、重宗ガ行ヒシ政事ニ付テハ、人ノ批難スル事ハ、一ツモナク、後ノ世ニハ、二人ト有リガタキ賢臣ナリト、人ノ語リシヲ、承リキ、トナリ、サテ重宗父子ノ定メツル政法、後人コレヲ収録シテ、板倉政要トイヒ、以テ法官ノ模範トセリ、

重宗ノ政績、一條ヲ取來リテ、縷々叙シ去リヌ、蓋シ白石最モ意ヲ致シタル文ナリ、嗚呼法律闇黒ノ時代ニ當リテ、コノ明法官アリ、今日法文整備ノ世ニ在リテ、此法官アラズ、イカニ文明ノ盛事ヲ極ムルナラム、ト講ヲ了リテ、抹茶一碗、坐ニ古ヲ懷ヒヌ、

伊丹順齋

此人、農を務め商を通じ、民と共に利を同しうしける名、天下の人の語り傳ふる事、誠に多し。たとへば當時商人の抽分の料として、黄金を公に奉りて、甲斐の國の御領より出る小紙を、一人して買て商ふ者あり。然るにまた富める商人ありて、職につきて、今までの人が奉りしより、黄金一千兩を増して奉るべし、某に小紙買ふことを、許し給ふべき由を、望み請ふ。人々此事然るべき事なり、許すべしといへば、入道順齋、まつ待ちたまへ、といひて聞かず。

伊丹順齋ハ、本名ヲ播磨守康勝トイヒテ、大將軍家康ニ仕ヘ、御納戸頭ヨリ、御留守居トナリヌ、中頃松平右衛門大夫正綱ト共ニ、郡國ノ吏勢、貢賦ノ出納等ヲ掌リ、寛永十九年三月、始メテ勘定頭三人ヲ置カル、ニ及ビ、康勝選バレテ、其第一ニ居リ、年老テ頭ノ毛悉ク禿ゲケレバ、自ラ入道シテ、順齋ト號ス、○此人農を務め商を通し云々、順齋ハ農業ニモ、商業ニモ、能ク通シテ、其事務ヲ執リ、人民ト其利ヲ同ウシケル名譽、後世ニ語り傳ヘシ美談、イト多カリシ、トナリ、○當時商人の抽分の料として云々、抽分トハ

字書ニ、抽^ハ拔也、引也、トアリテ、何分ノ一ヲ抜キ取ル意ニテ、税、即チ運上金ノコトナリ、甲斐ノ御料地ヨリ産出スル小紙ヲ、一手販買スル故ニ、コレニ對シテ、運上金ヲ、幕府ニ差出スナリ、小紙ハ俗ニイフ鼻紙^{ハナカミ}ノコトナリ、○職につきて今迄の人の奉りしより云々、前ニ既ニ一手販買ノモノアリタルニ、又富メル商人アリテ、其筋ノ係リノ役人ニ就テ、前ノ商人ヨリモ、税金千両ヲ増加シテ、上納スル故ニ、是非トモ小紙販賣ノコトヲ、私ニ特許シタマハレト、右ノ富商、請ヒ出テタリ、トナリ、○人々此事然るべき事なり云々、政府ノ人々、此事然ルヘキコトナレハ、許可スヘシト評議シタルニ、順齋、許可ノコト、今暫ク待チタマヘ、議スベキコトアリ、トテ聽キ入レズ、トナリ

此望み請ふ商人は、執政の人々にも知られたる者なれば、内々執政にも此由を申して、望み請ふこと止まず。三年の後、執政の人々、順齋に向ひて、甲斐の御領より出る紙の事、望み請ふ者あり、同職の人々、許すべしとあれども、わざの獨用のぬといふは、ま

ことか天下の富より見る時は、千兩の黄金、誠に少しきなりといへども、これを以て、國用を足す時は、豈資なしとせんや、如何で許したまはぬぞや、といひけるに、

此望み請ふ商人は云々、コノ一手販賣ヲ望ミ請フ富商ハ、執政ノ人達ニモ知ラレタルモノナレバ、内々執政ニモ申シ頼ミテ、頻ニ望ミ請ヒシ、トナリ、○三年の後執政の人々順齋に向ひて云々、三年程歴テ、内々頼マレタル執政ノ人達、順齋ニ對シテ、甲斐ノ小紙ノコト、更ニ税金ヲ増シテ、一手販賣ヲ望ミ請フモノアリ、同僚ノモノドモ、何レモ皆許可スベシト決議シタルニ、君一人賛成セザルトイフハ眞實カ、天下ノ富ヨリ見ル時ハ、千兩ノ黄金、マコトニ少シトイヘ、之ヲ以テ國用ヲ補充サンニ、イカデ資益ナシトセンヤ、然ルヲ君ハ、何故ニ許シタマハヌゾヨ、トイヒケルニ、トナリ、

順齋是を聞て、今より後、偷盜の起り候はぬ政だに候はんには、如何にも許しなん、と答ふ。人々心得ず、如何なる事ぞ、といへば、本朝にて、唐土より、殊に勝れたる者は、紙の品なり。中にも小紙といふ者は、高きより卑きに至て、一日も無くてかなはぬ者にて、

其價の賤ければこそ、世の助けとはなれ、望み請ふ者が、今までの商人が奉りしより、千兩の金を増して奉らんといふは、此千兩の金、いづくより出づべき。此紙をあきなふに、價を増して、其利を得て奉らんとするに候はん。彼まの價を増して商ふを、又それを買て商ふ人、いくらもあらんに、是も同じく利を得てあきなはんとせんには、こゝに加はり、かして増して、後には價甚だ貴くなりなむ。

今より後偷盜の起り候はぬ政たに候はんに云々、此ハ順齋ノ詞ニテ、今ヨリ以後、竊盜ノ起ラヌ政治サヘアランニハ、トウトモ此事ヲ許可スベシ、ト答ヘタルニ、執政ノ人達合點ユカズシテ、ソレハ如何ナル理由ゾ、ト問ヘバ、トナリ、○本朝にて唐土より殊に勝れたる者は紙の品なり云々、以下人々能く心せさせたまへトイフマデ、順齋ノ詞ナリ、我國ニテ、外國ヨリモ、殊ニ勝レタルモノハ、紙類ナリ、其中ニモ、特ニ小紙トイフ者ハ、上下貴賤ノ人ヲ論セズ、一日モ此品ナクテハナラヌモノニテ、其價安ケレハコソ、世間ノ助トモナルモノニテアレ、トナリ、○望み請ふ者が今までの商人か奉りしより

云々、今コノ販賣ヲ望ミ請フモノガ、從來ノ商人ヨリモ、税金千兩ヲ増シ納メントイフハ、此千兩ノ金、何處ヨリ出ツベキ、即チ此紙ヲ販賣スルニツイテハ、定價ヲ増シテ、其利ヲ得、得タル利ノ中ヨリ、千兩ヲアマシテ、上納セントスルコトナラム、トナリ、○彼まの價を増して商ふを云々、彼ノ商人、定價ヲ増シテ、販賣スルヲ、又ソレヲ買フテ、更ニ販賣スル商人、幾人モアランニハ、何レモソレノ利ヲ得テ販賣セントスルニ、ソコニテモ價ヲ増シ、コ、ニテモ價ヲ加ヘテ、後ニハ小紙ノ價、非常ニ高クナラム、トナリ、

凡そ一帖の紙價、一二錢を増したらんには、資ある人の患となるには足らず、貧賤の人、一日に得る所の利、誠に少し。僅に一錢二錢を重ねて、妻子をも養ふ。かくあさましき者とても、今日までは、小紙やうの者を、常に用ゐられり。値忽に増したればとて、更に何物を以てか是に代ふべき。然らばみれ等も、又おのれが商ふ者、なにもあれ、その値を増して、其得る所の利を以て、小紙をも買ふより外の事あらじ。凡そ一物の値ます

時は、万物の値、同じく貴くなる事、甚し。物々の値、貴く成るに至て、求めんとして得ざる時は、或は飢る、或は寒ゆ。飢るとこゝゆるとの極りには、必ず死す。死すれども守る所を失はぬは、士より上の方の事にて、下の方の者は、飢ても死す。寒ても死す。盗みしても死す。死は共に一定なり。同じく死する命ならば、如何にもして、一日も世に在らまほしく思ふは、賤さがならひなり。さてこそ盗は起る事にはべれ。

凡そ一帖の紙價一二錢を増したらんには云々、凡そ小紙一帖ノ價ヲバ、一錢二錢増シタリトテ、財産アル人ノ爲ニハ、心配トナルニハ足ラテド、貧シク賤シキ人ハ、一日ツトメテ得ル所ノ利益、實ニ少ナクシテ、僅ニ一錢ヤ二錢バカリヲ搔キ集メテ、妻ヤ子ヲ養フナリ、カヤウニアハレニ淺マシキ者トイヘトモ、今日マデハヤハリ富者ト同様ニ、小紙ノヤウノ者ヲ、平生使用ヒ來レリ、サレバ今俄ニ其價増シテ、高クナリタレバトテ、他ニハ更メテ、何物ヲ以テコノ、小紙ニ代用スベキヤ、シテ見レバ、又銘々ガ商フモノ、何物ニテモ、ヤガテ小紙ノ増價、ニ準ジテ、ソノ商ヒ物ノ價ヲ増シ、シカシ

テ、ソノ得ル所ノ利ヲ以テ、右ノ小紙ヲ買フヨリ外ノ手ハナキナリ、トナリ、○凡一物の値ます時は云々、凡ソ一ノ物ノ價、増ス時ニハ、コレニ隨テ、万ノ物ノ價同シク貴クナルコト甚シク、カク物品ノ價、貴クナル場合ニ、買ヒ求メントシテ、其價貴キガ爲ニ、買ヒ得ザル時ニハ、人民、或ハ飢エ、或ハ凍ユ、ウ、ルト、コムユルトノ極度ニハ、人間必ス死ス、死ニ至テモ、己ガ守ル所ノ恒ノ道ヲ失ハズシテ、其行ヲ濫タサヌハ、士分ヨリ以上ノモノ、スル事ニテ、士分以下ノ者ハ、飢エテモ凍エテモ、盜賊シテモ、死スルコトニテ、既ニ死トイヘバ、死ニ二ツハナケレバ、同シク死スル命ナラバ、ドウニモシテ、一日ナリトモ、世ニ生キテアリタク思フハ、賤シキ者ノ人情習性ナリ、是ニ於テカ、竊盜トイフモノハ世ニ起ルナリ、トナリ、

是はたゞ農と商との事のやうに候へども、士の召仕ふ婢僕従者等も、物の値たつとくして、求て得ねば、盗む事多し。かく偷盜の世に行はれん時に至ては、如何なる政を以て、是を止め給はんや。是等の盜は、皆貧しきと賤しきとより起る事にて候ふが、それより

も又かく民にゆるして、利を争はしめ、其利、上に歸する様にし給はんには、天下其風に靡き隨て、よき人は、共に利を争ひ、各其欲する所を得んと思はん。是等は、盜せぬ盗人にて、其禍は、盜するより猶深し。當代既に天下の富を保たせたまへば、世の實、悉く御寶ならざるはなし。且は上の費をだに省かせ給はゞ、一年の内に積む所の御寶、幾千万兩の事にてか候べき。それにわづか千兩の金を増んとして、民を苦しめ、世の風を濫り給はんは、身の肉むらをとぎて、飢を救ふに、腹の滿つるとき、即ち身の終る時に同じかるべし。大略天下の物、あたひ貴く成り行くは、國郡に、抽分の多くあるが致す所なり。入道既に年老たり、頓て死し候ふべし。相構へて、此後もかゝる事申す者ありとも、人に能く心せさせたまへど、いひければ、人々深く感じける、となり。

是はたゞ農と商との事のやうに候へども云々、以上述べタルコトハ、唯農商ニツイテノヤウニハアレドモ、士ノ召使フ婢僕、及ヒ家來ナドモ、物價騰貴クナリテ、購ヒ求ムルコト出來ネバ、盜ヲナスコト多シ、カク、農商ハ勿論、士分ノ婢僕ニ至ルマテ竊盜シ

テ、盜賊ノ世ニ行ハレン時ニ至リテハ、君等執政ノ方々ハ、如何ナル政治ヲ以テ、コレヲ止メントハシタマフヤ、是等ノ偷盜ハ、モト皆貧シキト賤シキトノ二ツヨリ起ルコトニテ、ソレヨリモ、又カヤウニ公然人民ニ許可シテ、利ヲ争ハシメ、サテ其利、上ニ歸スルヤウニシタマハソニハ、天下一般ニ其風ニ靡キ隨テ、貴キ人モ、上下相共ニ利ヲ争ヒテ、各々ソノ欲スル所ヲ得ント思フナラン、是等ハイハ、竊盜ヲセヌ盗人ニテ、其ノ禍ハ、却テ竊盜ヲスルヨリモ、罪深キコトナリ、トナリ、○當代既に天下の富を保たせたまへば云々、當代トハ、今ノ將軍家トイフ意ナリ、今ノ將軍家、既に天下ノ富ヲ併有シタマヘバ、世間ノ財寶ハ、皆悉ク將軍家ノ財寶ニアラザルハナシ、且ハ上方ノ費用ヲサヘ、省略シタマハゞ、一年ノ内ニ、積ミ蓄フ所ノ財寶、幾千万兩ナルヲ知ラズ、ソレニ僅々千兩バカリノ金ヲ増サントテ、人民ヲ苦シメ、世ノ風俗ヲ濫リタマハシハ、タトヘバ恰モ身ノ肉ヲケツリテ、飢ヲ救フニ、腹ノ滿ル時ニ至リテ、ヤガテ自死スルト同様ナルベシ、トナリ、肉むらハ肉ノ群ガリ集リタル所ライフ、○大略天下の

物あたひ貴く成り行くは云々、大凡ソ天下ノ物品價貴クナリ行クハ、各地方ニ運上金ノ多クナルガ原因トナルナリ、拙者ハ、ハヤ既ニ老人ニナリヌ、ソノ内命モ終ルベシ、サレバ諸君達モ、能ク工風シテ、此後モ、右ノ如キヲ申シ出ルモノアリトモ、能ク注意シテ、國家政治ノ爲ニ、考ヲ盡サレタシ、トイヒケレバ、執政ノ人達、何レモ深く感心シケリ、トイフトゾ、トナリ、此文、白石、順齋ノ口ヲ假リテ、自家ノ議論ヲ叙プルアルニ似タリ、今日經濟社會、果シテ順齋其人ノ如キモノアルカ、噫、

柳生宗矩

左大臣家、御年若くましませしより、此事を好ませ給ひ、宗矩御師範に召さる。年頃たゆみなく學ばせ給ふ程に、凡其法の有る所、悉く傳はらせ給へども、宗矩には及ばせ給はず。常に御心を勞させ給ひけり。

柳生宗矩ハ、兵法ノ達人、但馬守宗嚴ガ二男ニテ、關原ノ軍後、徳川氏ノ家人トナリ、

寛永九年、始メテ大目付トナリ、一万二千五百石ヲ領シテ、但馬守ト稱ス、○左大臣家云々、二代將軍家光公ナリ、此事トハ、劍術ヲイフ、宗矩、家光公ノ劍術ノ師範役ニ召サレシナリ、○年頃たゆみなく云々、家光公、年來撓マズニ劍術ヲ修行セラレタル間ニ、凡テ法ノアル所ヲバ、悉クソノ秘傳ヲ得ラレタレト、宗矩ニハ及ブ能ハズシテ、常ニ心ヲイタメサセラレシ、トナリ、

或時、宗矩、古の人も、父が得る所、子に傳へ難しとこそ申して候ひつれ。此上は、たゞ御心に、わのつから得させ給ふより外は、あるべからむ。さりながら、宗矩も、むかし或師に附て、禪に參せし事の候ひしに、聊得る所あつて、我が術少し進み候ひき。不言の妙に至ては、禪を假りて、術をさとし候には若くべからずや、と申す。

或時宗矩云々、以下若くへからずやマテ、宗矩カ家光公ニ申ス詞ナリ、或ル時、宗矩、家光公ニ申シテ、古ノ人モ、父ガ得タル法ハ、子トイヘトモ、傳ヘ難キ所アリト申セバ、唯此上拙者ガ致ヘマ井ラヌル法ノ外ハ、御心ニ、自然ト得サセタマフヨリ外致方ナカ

ルベシ、トナリ○さりながら云々、然シナガラ、拙者モ、昔或ル禪學ノ師ニ就テ、禪ヲ修メタリシニ、ヤガテコノ禪學ヲ參ヘテ、劍法少シク進ミタリキ、トナリ、禪トハ梵語ニテ、漢譯シテ定トイフ、即チ心ヲ定ムルノ意ナリ、普通、禪定トイフハ、梵漢兩語ヲ合セ用井タルナリ、○不言の妙に至ては云々、劍術ヲ相傳スルニ、口ニ言ハズシテ、自然ノ中ニ傳ヘ得セシムルグアヒニ至リテハ、禪ヲ假リテ術ヲ悟ラシムルガ、第一ノ方法ト存ズル、ト申シタリ、トナリ、

左大臣家、大に悦ばせ給ひ、そもく汝が學びし師をば、誰といふ、我また誰に附し學ぶべき、汝すゝめ申せと、仰せられしかば、臨濟の一派宗峯の遠孫、澤庵宗彭を進む、やがて關東に請じ給ひ、宗矩此僧と共に、一家の書撰みて献り、悉く禪を假りて、術をさすとす忽に其妙を得させ給ふとあつて、澤庵同しく御歸依の僧と成にけり。

そもく汝が學ひし師をば云々以下家光公ノ詞、そもくハソレハマアノ意ナリ、汝宗矩ガ學ビシ禪ノ師匠ハ、誰ト申スカ、ニ我ハマタ誰ニ就テ禪ヲ學ブベキカ、汝ソリ禪

師ヲ進メマ井ラセヨ、ト仰セラレシカバト、ナリ、○臨濟の一派云々臨濟ハ我國先傳ノ禪宗ニテ、其門流二十二派ニ分レタリ、其一派ノ、宗峯ノ遠孫タル澤庵和尚ヲ進メタリ、トナリ、宗峯ハ紫野大徳寺ノ開山ニテ、妙超禪師トイフモノナリ、建武四年ニ五十六歳ニテ寂滅セリ、又澤庵宗彭ハ、澤庵ハ號ニテ、宗彭ハ名ナリ、但馬ノ人ニテ、曾テ大徳寺ニ住マハレシガ、寛永九年ニ江戸ニ召サレ、同十五年、品川東海寺ヲ開創シ、正保二年、七十三歳ニシテ寂滅シタリ、○やかて關東に請し給ひ、宗矩、澤庵ヲ進メタル故ニ將軍家、即チ江戸ニ招ギ寄セタマヒシ、トナリ、○宗矩此僧と共に云々、宗矩、澤庵ト協議シテ、柳生一家ノ劍法書ヲ撰ヒテ之ヲ献リ、サテ其書ニハ、悉ク禪學ヲ假リテ、劍術ノ極意ヲサトシタルニ、家光公、コレニヨリテ、忽ニ劍法ノ奥妙ヲ得タマヒヌ、トイフコトニテ、澤庵モ宗矩同様ニ、御寵愛アリテ、御歸依ノ僧トナリケリ、トナリ、歸依トハ、信仰シテ、修行祈禱等、一切ソレニ依頼スルヲイフ、

宗矩、初め此術に依て身を起しければ、世の人は、只此事にて、柳生御信敬の程淺からず

どのみ思ひけり。此人さる古兵、凡天下の大勢を能く知つて、禪をかりては術をさとし、術をかりては政事をさとし。左大臣家、常に御傍の人々に、天下の務、宗矩に學びてこそ、其大體を得つれ、と宣ひしとを聞ゆる。さればにや、宗矩年七十六歳にて、正保三年の春、病日々に重かりしに、カクシテ忝も、彼が家に成らせ給ひ、同じき三月廿六日、終に空しくなりぬれば、當時例もなき贈位の事、執し仰せられ、從四位の下にあげられて、彼の黄泉の冥暎を照らされたり。是偏に年比の、彼が輔導の功に感じさせ給ふ所にや、と有難かりし惠みなり。

宗矩初め此術に依て云々、宗矩初め劍術ニヨリテ出身シケレハ、世人ハ將軍家ハ、唯コノ劍法ノコトニヨリテ、柳生ノ家ヲ篤ク信用シナサルコト、パカリ思ヒケリ、トナリ、○此人さる古兵、宗矩ハ、然ルベキ古キ兵法家トテ、宗矩ヲ評シタル文ナリ、當時兵法トイヘハ、劍術ノコトニ限リテイヘリ、○凡天下の大勢を云々、宗矩ハ、天下ノ大勢ヲハ、能ク通覽シテ、禪學ヲ假リテ、劍術ヲ悟シ、マタンノ劍術ヲ假リテ、政事ヲ悟

シタリ、トナリ、○左大臣家常に御傍の人々に云々、家光公、常ニ御側ノ人々ニ向テ、天下ノ政事、宗矩ニ學ビテ、ソノ大體ヲ知リ得タリ、ト仰セラレシト、世ニ申シケリ、トナリ、○忝も彼が家に成らせ給ひ云々、カ、レバニヤアラム、家光公、宗矩病重クナリシ時ニ、畏レ多クモ、宗矩ノ家ニ渡ラセラレテ、親シク病ヲ視タマヒ、死去シタル時ニハ、當時先例モナキ、贈位ノ事ヲ、執リ行ハレテ、冥途ノ夜道ヲ照サレタリ、トナリ、黄泉ノ冥暎ヲ照ラスト贈位アリテ、死後ノ榮典ニ預リシコトライフ、○是偏に年比の云々、是偏ニ、年來宗矩ガ家光公ヲ輔ケ導キタル功勞ニ感ツテ、特恩ヲ下サレタマヒシニヤアラム、ト世ニト有リ難キ恩惠ナリ、トナリ、宗矩が卒せし後も、事につれては、宗矩生きて世に在らば、此事をば尋ね問ふべき者を、なぞ深く慕ひ仰せ下されしは、日比如何なる事をや尋ねさせ給ひ、また答へ奉りたりけん。誰かは又知るべき、それは人の知れる事なし。

宗矩が卒せし後も云々、宗矩が死去セシ後モ、家光公、何ツ事ノアルニツケテハ、宗矩

マタ此世ニ生キテ在ラバ、此事ヲバ尋子問フヘキモノヲ、今在ラキバイト口惜シ、ナト仰セラレテ、深ク追慕セラレシハ、此迄如何ナル事ヲ尋子問ハレテ、又宗矩ニハ、如何ナル事ヲ答ヘ奉リテアリケン、其間ノ事ハ、誰カ之ヲ知リ居ラン、今ハソレヲ知リタル人ナシ、トナリ、

た、寛永十四年、筑紫にて逆徒起りし時、宗矩かねて申せし旨に事違はざりし事のみぞ聞きは傳るふ。此年十一月十日、有馬玄番頭豊氏の家に、散樂ありて、人々多く集り見る。宗矩もこゝに行向つて、酒宴半なるに、日既に未の終りばかりになつて、宗矩か郎等來り、主を呼出して、君はいまだ知しめされずや。肥前國高來の郡の土民百姓等、悉くは耶蘇の門徒にて、守護松倉殿に叛き、有馬の古城に立籠るよし、筑紫より早馬來て、告げ申すに依て、板倉内膳正殿、追討の御使を蒙りたまひ、はや御發向候ひぬ、と申す。た、寛永十四年云々、宗矩ガ家光公ト問答シタルコト、如何ナル事ト知ル人ナケレト、唯島原一揆ノ起リシ時、宗矩ガ預メ諫メ申シタル旨ニ、事違ハザリシコトノ一ヶ條

ハカリ、世ニ聞キ傳ヘタリ、トナリ、○散樂ハ申樂ニテ、今ノ能ナリ、○有馬豊氏ノ邸ニ、能ノ催アリテ、宗矩招カレテ行キシナリ、○日既に未の終りばかり云々、未ハ時刻ノ名ニテ、今ノ午後二時ニ當レリ、終リトイヘハ、二時過ニテ、今ノ三時頃ヲイフ、○郎等ハ家來ナリ、主ハ吾ガ主人宗矩ヲイフ、○君はいまだ知しめされずや云々、以下御發向候ひぬトイフマテ、家來ノ詞ナリ、君ハ未知リタマハズヤ、肥前國高來郡ノ土民百姓、殘ラズ耶蘇ノ宗徒ニテ、藩主松倉重治ニ叛キテ、有馬ノ古城ニ立籠ル由、九州ヨリ驛馬來リテ、御城ニ告ゲ申スニヨリテ、板倉重昌、追討ノ御使ヲ蒙リテ、ハヤ御發向ニ相成リ候フ、ト申ス、トナリ、重治ノ父重政、元和元年、肥前國高來郡ノ地ヲ賜ハリテ、新ニ島原城ヲ築キ、寛永七年、重政卒シテ、重治家ヲ繼ギタリ、有馬の古城トハ原城ニテ、島原ノ西ニ在リ、有馬氏ノ舊領ナレバ、カクハイヘリ、板倉重昌ハ、周防守重宗ノ弟ニテ、當時御書院番頭ヲツトメタリ、宗矩聞て、さらぬ体にて、座に歸りて、亭主豊氏に向ひ、急ぎて宿所に歸るべき事出來て

候、足はやき馬借し給へ、といへば、鞍置で引つ立つ。急ぎ打乗て、西を指して馳せ行き、品川に至て、板倉は過しや、と問ふ。今は遙に延びさせたまふらん、と答ふ。鞍籠を合て、馳せ行き、川崎に至りて、また問へば、板倉殿は、今は二三里も隔らせたまふべし、と答ふ。日は既に暮れなんとす。せん方なくて、引返し、城に登る。日はとく暮れてけり。近く侍ふ人を以て、宗矩申すべき事あつて、伺公しぬ、と申しければ、頓て御前に召されて、何事にや参りし、と尋ねさせたまふ。

さらぬ体にて云々、さらぬ然アラヌ体ニテ、島原一揆ノコトモ聞カヌ平生ノサマニテナリ、呼出サレテ、座ヲ起チタルヲ、元ノ座ニ歸リテナリ、○足はやき馬ハ駿足ノ馬ナリ、○鞍置で引つ立つハ、豊氏、馬ノ仕度シテ、宗矩ニ貸スサマナリ、○品川ハ、東海道ノ出初ノ驛ナリ、○板倉は過しやと問ふ云々、宗矩、品川驛ニテ、板倉内膳ニハ、此驛ヲ過キシヤ、イカニ、ト問ヒタルニ驛ノ者、内膳殿ニハトウニコ、ヲ過ギテ、今ハ遙ニ先へ行カレシナラン、ト答ヒシ、トナリ、○鞍籠を合せてハ、兩足ノ籠ヲ一度ニア

フリテ、急ギ馳スルサマナリ、○せん方なくてハ、爲サン方ナク、即チ致シ方ナクテノ意ナリ、○日はとく暮れてけり、引返シテ登城シタル時ニハ、日ハトウニ暮レテシマヒヌ、トナリ、○近く侍ふ人を以て云々、將軍ニ近侍セル、御側ノ人ヲ以テ、宗矩、將軍家ニ、直接ニ申シ上ゲベキコトアリテ、伺候シタリ、ト申シケレバ、トナリ、伺公ハ公ニ伺フトテ、御意伺ヒニ出テタリ、トイフ意ナリ、○頓て御前に云々即時將軍ノ御前ニ召サレテ、將軍家ヨリ、何用ニテ参リシヤト御尋アリシ、トナリ、

宗矩畏つて、今日さる人の許に、酒もりし候ふに、筑紫にて逆徒起り、内膳正、追討の御使を承り、馳せ向ふと承りし程に、仰の旨と稱し、止めばやと存じ、馬を走せて追ひかくれど、追付かず。日暮れ候故に、此由を申さんとて、参りて候、と申す。何に因てか重昌を止めんといたしけるぞ、と仰せ下されしかば、君は只管の土民百姓等、反逆せしと思召さるれば、追討の御使、かく軽く候ひつれ。すべて宗門に付て起る軍は、大事の者に候、此定にては、重昌必討死仕るべし、如何にも謀て止めばやと存じ候ひし、と申す。

今日さる人の許に云々、以下此由を申さんとして参りて候ト云マテ、宗矩、將軍ニ啓スル詞ナリ、今日然ル人、即チコレノ人ノ許ニテ、酒宴シテ候ヒシニ、九國ニテ逆徒起リ、重昌追討ノ御使ヲ仰セ付ラレテ、直ニ馳セ向フト承リシ間ニ、拙者、將軍ヨリ仰セノ旨ナリト稱シテ、重昌ヲバ引留メ候ハント存シ、馬ヲ走ラセテ、追懸ケタレドモ、遂ニ追ヒ付ク能ハズ、且、日暮レタル故ニ、引返シテ、此次第ヲ申上ゲントテ参リテ候フ、ト申シタリ、トナリ、○何に因てか云々、將軍ノ詞ナリ、何故ニ重昌ヲ引留メントハシタルゾ、トノタマヒシ、トナリ、○君は只管の士民百姓等云々、以下止めばやと存ヒ候ひシマテ、宗矩ノ詞ニテ、君ハ、此度ノコトハ、専ラ士民百姓等ガ一揆ト、思シメサレタル故ニ追討ノ御使ヲバ、カク手輕ク、御書院番頭ノ重昌一人ニ命ヲタマヘリ、一体宗門ニツイテ、起ル軍ハ至極大事ノモノニテ候、コノキマリニテハ、重昌必定討死ヲ致スヘシ、是ニヨリテ、如何ニモ取計ラヒテ、重昌ヲ止メ申サント存シ候ヒシ、ト申シタリ、トナリ

以の外に御氣色損じ、御座を立せ給ふ、宗矩次の間に伺公して、夜更れども罷り出せず此由を聞召して、重ねて御座に出させたまひ、宗矩を召す。重昌死すべきとは、何故かくは申すぞ、とありし時、宗矩、さん候、夫兵の道は、勇を以て旨と仕る、勇士は必死を懼れず三軍の士をして、盡くに死を懼れざらしめん事は、古の能く兵を用ゐる者も及び難しと承りぬ。凡そ下愚の人、法を深く信じ候者は、我法を固く守りて死するを以て、身の悦とす。是れ百千の衆、悉く期せずして、必死の勇士と變ずるの術にて候、遠くためしを引くまでも候はず。織田殿、兵威を以て、伊勢の長島を攻めて、多くの大將を討たせ、諸卒を失ひ、年を重ねてやう／＼に城を落さる。攝津國大坂の城をば、終に落し得ず。天子の勅命をかりて、中直りして、軍は終りて候。三河國の一揆は、近く御家の事に候

以の外に御氣色損じ云々、宗矩、重昌ヲ遣ハサレタルコトヲ諫メシ故ニ、家光公、案外ニ御機嫌ヲソコナヒ、御座ヲ起チテ、内ニ入りタマヒシニ、宗矩次ノ間ニ伺候ヒテ、深

更ニ至ルマテ敢テ退出セス、トナリ、○此由を聞召して云々、宗矩ノ、敢テ退出セサル由ヲ、家光公開召シテ、再ビ御座ニ出テ就カセタマヒテ、宗矩ヲ御前ニ召シテ、サテ重昌必定討死スベシト汝ハ斷言スレト、ソレハ如何ナル理由ゾ、明ニ申セ、ト仰アリシ時ニ、トナリ○さん候夫兵の道は云々、以下おはれ宗矩御許を蒙らは追付て能くこしらへて召具して參候べしトイフマテ、宗矩ノ詞ナリ、さん候トハ、サヤウデ御座ルトテ人ノ語ヲ受ケテ、吾ガ語ヲ言ヒ出ス詞ナリ、ソレ兵ノ道ハ、勇ヲ以テ第一ノ要點トナス、勇士トイフモノハ、必ズ死トイフコトヲ恐レサルモノナリ、三軍ノ兵士ヲシテ、殘ラズ死ヲ懼レザラシメンコトハ、古ノ、軍略ニ通シテ能ク兵ヲ用井ル大將トイヘトモ、之ヲ爲ス甚タ難キト承ツヌ、トナリ、○凡そ下愚の人云々、一体下等ノ愚人ノ宗教ヲ深く信仰セル者ハ、自分ノ奉ズベキ法ヲ、固ク守リテ死スルヲ以テ、吾身第一ノ喜悅トナスナリ、是即チ百千ノ大衆、殘ラズ打合ヲセズシテ、一樣ニ必死ノ勇士ト變ズル手段ニテ候フ、トナリ、○遠くためしを引くまでも候はず云々、遠く昔ノ例ヲ引

クマテモナシ、至テ近キ例アリ、ソレハ織田信長、天下ヲ一統スヘキホトノ兵威ヲ以テ、伊勢長島ノ一向宗ノ賊徒ヲ攻メテ、多クノ大將士卒ヲ失ヒ、年ヲ費シテ、漸ク城ヲ攻メ落シタリ、然ルニ攝津圖大坂ノ城ヲハ、攻メ落スコト叶ハズシテ、天子ノ勅命ヲ假リ奉リテ、中裁ヲ行ヒ、軍漸ク終リヌ、トナリ、コレハ天正二年六月、信長本願寺ノ僧徒ヲ石山ニ攻メタルニ伊勢ノ一向宗徒敵ニ應ヨテ長島ニ據リ、大ニ兇饑ヲ逞ウシケレバ、信長諸將ヲ率井テ、之ヲ攻メタルニ、津田信廣、信成等ノ將校、多ク戰死シテ漸ク之ヲ陷レケレバ賊徒圍ヲ潰シテ、大坂ニ奔リヌ、此役十一年ノ間、兵結ビテ解ケズ、正親町天皇コレヲ憂ヒタマヒ、左大臣藤原前久、權中納言源重通ヲ遣シ、大坂ニユイテ、本願寺主大谷光佐ニ諭シテ、城ヲ致シ、兵ヲ弭メシム、信長モ亦法印友閑ヲシテ、往テ説カシム、光佐依違シテ決セズ、其徒固ク諫メケレバ、ヤガテ講和ノ誓書ヲ取交ハシテ、光佐ハ紀伊ニ奔リテ、衆皆解散シ、其子光壽、留リテ後事ヲ處分シ、城ヲ致シテ事漸ク定マリヌ、○三河國の一揆は近く御家の事に候、三河ノ一揆モ、一向宗ノ騒

亂ニテ、永祿六年十月、徳川氏ノ家人、菅沼定顯、碧海郡、佐崎ノ上宮寺ノ齋糧ヲ徵發シタルニ、寺僧大ニ怒リヌ、寺ハ一向宗ニ係レバ、本國ノ同宗、鍼碯ノ勝鬘寺、野寺ノ本証寺、土呂ノ善秀寺ノ僧ト議シ、門徒十餘人ヲ聚メテ、菅沼ノ家ヲ攻メ圍ム、定顯コレヲ懇ヘケレバ、家康、酒井正親ヲシテ、コレヲ治セシメタルニ、寺僧使者ヲ殺シヌ、是ニ於テ、正親命ヲ受ケテ、ソノ首惡ノ者ヲ誅シタルニ、四寺ノ僧、マス、怒リテ、大ニ門徒ヲ會シ、兵ヲ舉ゲテ反シ、檄ヲ傳ヘテ、コノ舉、法ノ爲ニ敵ヲ除ク、前ミ死スレバ即チ極樂ニ生レ、却キ生クレバ即チ地獄ニ墜ツ、トイヒケレバ、其徒皆コレニ誑誘セラレテ、徳川氏ノ家人、一向宗ヲ信ズルモノ、争テ皆コレニ應ジ、松平直勝、松平昌久、松平家次、酒井忠尚、本多正信、柳原清政、酒井頼次、鳥居信元、石川正俊、渡邊高綱、峰屋貞次、土屋重治、平岩善十郎、成瀬新藏等ノ家人、皆賊ニ應マテ、三河大ニ乱ル翌年ニ至リテ、條件ヲ以テ、其和ヲ許シ、事漸ク平グヲ得タリ、

去リし大坂の軍に、重昌いまだ年若く候時だにも、數十萬騎の中に、只一人選び出されて、

大事の使、承つたる者なれば、是等の凶徒を亡さんには、何事かあるべき。且は當時御使承る上は、誰か其下知に背くべきなど思召されなは、事の違ひ候はんか、重昌が、今少し位も高く、祿も厚く、また年頃重き職をも司つて、常に世にも人にも恐れ敬れて候はんには、誠に能き御使にこそ候べけれ。今の重昌の身にて、西國の大名等の軍勢を催して、城を攻めんに、一度は御使を承たるに恐れて、其下知に隨はんが、思ふにも似ず、攻めあぐみて候はんには、重昌如何に思ふとも、心に任すべからず。

去りし大坂の軍に云々、大坂ノ役、和睦成リシ時、城中ニ行キ向テ、豊臣氏ノ起請文ヲ請ケ取ルヘキ人ヲ選バレシニ、重昌年二十六歳ニテ、コノ使ニ選バレ、唯一人城ニ入リテ、家康ノ思フマ、ニ、事ヲ調ヘテ歸リヌ、コノ事ヲイフナリ、時だにも、時ニテサレモ、ソ意ナリ、カ、ル大事ノ御使ヲ承リタルモノナレバ、是等島原ノ賊徒ヲ亡サシニハ、何事カ不都合アルベキ、下ナリ。○且は當時御使承る上は云々、重昌、島原征討ノ御使ヲ承リタル上カラハ、誰カソノ下知ヲ背クベキモノアラムナド君ニハ思召

サレナバ、事大ニ間違ヒ候フベシ、重昌ガ、今少シ位モ高ク祿モ多ク、年來重キ職ヲモ
 掌リテ、常ニ世間ヨリモ人ヨリモ恐レ敬マハレテアラムニハ、此度ノ征討使、マコトニ
 適任ニ候ヘド、今ノ重昌ノ身ニテハ、西國ノ大名等、一時ハソノ指揮ニ從テ城ヲモ攻
 ムベケレト案外ニモ城陷ラズシテ、攻メ飽キタラン時ニハ、重昌大名ヲ叱咤シテ、コ
 レヲ攻メムトシテモ容易ク心ノマ、ニイクマツ、トナリ、
 其時に至りなば、御一門の人々か、さらすば、宿老の中を擇びて、重て御使に遣さる、
 よりの外あるべからず。さらんに因ては、重昌、何の面目おつてか、生て再び關東に還
 りて見參には入り候ふべき。あつたらしき御家人を失ひ候はんこと、誠に惜く候へど
 も、猶ふれよりも御使を承たる者を、士民百姓の爲に討せて候といふことは、永き天下
 の御耻辱にこそ存すれ。あわれ宗矩、御許を蒙らば、追付て能こしらへて召具して參り
 候べし、と憚る所なく申しければ、
 御一門の人々云々、一門ハ一族ニテ、將軍一家ノ人々ナリ、宿老ハ家老ニテ、故役ノ老

中ドモヌイフ、重昌一人エテ、城ヲ陷スコト叶ハヌ時ニ至リナバ、將軍御一家ノ人々
 ノ中カ、然ラズバ、老中ノ一人ヲ擇ビテ、重テ追討使ニ遣ハサル、ヨリ外ノ事アルベ
 カラズ、ヒナリ、
 〇さらんに因ては云々、さらんハ然アラシニテ、サウアランニ付テ
 ハ、重昌面目ヲ失ヒテ、復命セズ、必討死仕ルベシ、トナリ、
 〇あつたらしき御家人を
 云々、あつたらしきハ惜シキトイフ意ナリ、重昌ヲシテ、討死セサセテハ、實ニ惜ムベ
 キ御家人失フノミナラズ、一層ソレヨリモ勝リテ惜シムヘク悼ムベキコトハ、幕府ノ
 征討使ヲ、士民百姓ノ爲ニ討セタリトイフコト、天下ノ爲ニ、永キ幕府ノ耻辱ト存ズ、
 トナリ、
 〇あはれ宗矩云々、あはれハ嗚呼ニテ、嗟歎ノ詞ナリ、ア、拙者御許ヲ蒙ラバ、
 重昌ニ追ヒ付テ、能ク王風シテ、召連レテ參ルベシ、ト遠慮ナク、申シケレバ、トナリ、
 御後悔の色見せさせたまひしがと、更に夫も叶ひ難くや思召されけん、夜いたく更けた
 り、罷り歸りて休み候へ、と御暇給で、御前を退出す。後に思ひ合するに、宗矩が申せし
 所、掌を指すよりも明かにぞ候ひける。此事、宗矩密に我師にて候ふ者に語りて悔み

じ、と我師また密に某に語りて、今思ふに、宗門に附て起る軍は、大事なりといひしは、人の心付なき事なりけり、と感じ候ひき。

御後悔の色見えさせたまひしかと云々、將軍家、宗矩ノ諫言ヲ聞キテ、重昌ヲ遣シタルコトヲ悔イタル顔色見エサセタレド、今更重昌ヲ召還スコトモムツカシクヤ思サレケン、宗矩ニ對シテ、今ハ夜モイタフ深ケタレバ、吾家へ歸リテ、休息セヨ、トノタマヒテ、御暇タマハリテ、宗矩ヤガテ將軍ノ御前ヲ退出シタリ、トナリ、○後にて思ひ合するに云々、後ニナリテ思ヒ合セテ見レバ、宗矩カ諫メ申シタルコト、實ニ掌ニ指サスヨリモ容易ク、且ツ明ナル事ニテ候ヒシ、トナリ、此ハ島原ノ賊陷ラザルヲ以テ、老中松平伊豆守信綱、更ニ征討使ヲ命ゼラレタル故ニ、宗矩ガ申シタルニ違ハズ、明クレバ十五年正月元日ニ、重昌進撃シテ、遂ニ討死シタリ、此事ヲイフナリ、此處ハ著者オイフ詞ナリ、○此事宗矩密に我師にて候ふ者に云々、我師トハ、白石ガ師ニテ、白石ガ師ハ、幕府ノ儒官木下順庵ナリ、宗矩老後コノ事ヲ、順庵ニ語リシヲ、順庵マタ白

石ニ話シテ、宗矩ガ、宗教ニツイテ起ル戦争ハ、大事ナリトイヒシハ、人ノ氣ノ付カヌ事ナリ、トテ感心シタリ、トナリ、悔みしトハ、宗矩アノヤウニ益モナク御諫メ申サズトモヨカリシニ、ト後悔シテイヒシ、トイフ意ニテ、コレハ謙遜シテイヒタルサマナリ、

宗矩劍術ヲ以テ、三代將軍ヲ輔翼シ、白石學術ヲ以テ、六代將軍ヲ輔佐セリ、白石、柳生ノ傳ヲ草ス、蓋シ多少ノ感ナキ能ハズ、カ、レバ此文マタ其意ヲ用井タルサマヲ見ル、

山内一豊

昔一豊、織田家に出て仕へし初め、東國第一の名馬なりとて、安土に引來て、商ふ者あり。織田殿の家人等、これを見るに、誠に無双の名馬なり、されども價餘りに貴くして、買ふべき人、一人もなく、空しく引て返らんとす。

山内一豊ハ藤原秀郷ノ十代ノ孫、山内首藤刑部丞義通ガ後裔ニテ、但馬守盛豊ガ二男

ナリ、一豊幼名ヲ猪右衛門トイヒテ、織田信長ニ仕へ、後豊臣秀吉ニ從ヒテ、遠江懸川城ヲ賜ハリ、關原ノ戰ニハ、徳川方ノ先陣シテ、軍功ヲ立テ、土佐國ヲ賜ハリテ、土佐守ト稱ス、○安土ハ近江ニテ、信長ノ居城ナリ、○空しく引て返らんとす、東國ヨリ賣ニ來シ名馬、價高クシテ、信長ノ家人中、一人モコレヲ買フモノナカリシカバ、賣主空シク東國ニ引キ返ラントシタリ、トナリ、

其頃、一豊は、猪右衛門尉と申せしが、此馬はしく思へども、求むること如何にも叶ふべからず。家に歸りて、世の中に、身貧しき程、口をしきことはなし、一豊仕の初めなり、かゝる馬に乗りて、見參に入たらんには、屋形の御感にも預るべき者を、と獨言いひしに、妻はつくぐと聞いて、その馬の價、いかばかりにやと問ふ。黄金十兩とこそいひつれ、と答ふ。妻、さほどに思ひ給はんには、その馬もどめ給へ、あたひをば、みづからまゐらすべし、とて鏡の篋の底より、黄金十兩とり出しまゐらす。

世の中に身貧しき程口をしきはなし云々、一豊猪右衛門尉トテ、マタ貧賤ニテ、馬買

フコト叶ハサリケレバ、我家ニカヘリテ、獨言シテ、凡ソ身貧シキ程、殘念ナルコトハナシ、我身、今、出仕ノ初ナリ、サレバカ、ル名馬ニ乗リテ、殿ノ見參ニ入りタランニハ、殿ノ御感ニ預ルベキモノヲ、錢ノナキコソ殘念ナレ、ト歎息シタリシニ、トナリ、屋形ハ、館ニテ、主君ノ家ヲ敬稱シテイフ詞ナルヲ、ヤガテ主人ノコトニイヘリ、○妻はつくぐと聞いて云々、一豊ノ妻ハ、梶原氏ナリ、一豊ノ獨言ヲ、ジツト聞テ、其馬ノ價ハ、イクラ程ニヤト問ヒタルニ、一豊、黄金十兩ナリト答ヘシカバ、妻ハソレホドホシク思ヒタマハ、ソノ馬買ヒタマヘ、價ノ金ハ、妾自ラ差上グベシ、トイヒテ、鏡臺ノ下ヨリ、黄金十兩取出シテ、差出シタリ、トナリ、

一豊大きに驚き、この年頃、身貧しく苦しきのみ多き頃には、この黄金ありども、知らせ給はず。いかに心づよくは包み給ひけん、されども今此馬うべしとは思ひもよらざりき、と且は悦び且は恨む。

一豊大きに驚き云々、一豊イタク驚キテイフニハ、此年來、貧乏ニシテ、苦シキコトバ

カリ多キ頃ニハ、コノ十兩ノ黄金アリトモ更ニ知セズ、イカデカクハ剛情ニ包ミ隠シ
 タマヒシゾ、併シナガラ、此馬只今手ニ入ルトハ思ハザリシ、トテ半ハ馬ノ買ハル、
 コトヲ悦ビ、半ハ今マデ十兩ノ金ヲ包ミ隠シタルヲ恨ミタリ、トナリ、
 妻は、のたもふ所ことわりにこそ侍れ、さりながら、これはわらはが父の、此家に参りし
 時この鏡の下に入れ給ひて、あなかしこ、おれよのつねの事に用ゐべからず。汝が夫の
 一大事あらん時に参らせよ、とて賜ひき。されば家まづしく苦しむなといふ事は、よの
 つねのならひなり。これはいかにも堪へ忍びても過なまし。まことか此度都にて御馬
 揃へあるべしなぞ聞ゆ。もしさもあらんには、天下の見物なり。君また仕へのはじめ
 なり。かゝる時ならでは、屋形にも傍輩にも見知られ給ふべきよしもなし。よき馬め
 して、見参に入れ給へと思へばこそまゐらす、と云ふ。

妻はのたもふ所云々、のたもふ所以下見参に入れ給へと思へばこそまゐらすれトイ
 フマデ、妻ノ詞ナリ君ノイフ所、道理ナレド、然レドモ、コノ金ハ、妾コノ家ニ参リシ

時、父コレヲ鏡臺ニ入レ給ヒテ、ア、ツ、シメヨ、此金ハ尋常ノ用ニ費スベカラズ、汝
 ガ夫ノ一大事アラン時ニ進ラセヨ、トイヒテ賜ハリヌ、トナリ、○されば家まづしく
 苦しむなといふ事は云々、サレハ家貧シク苦シナドイフコトハ、尋常ノ習慣ニテ、父
 ノイハユル一大事ニアラズ、貧苦ナドイフコトハ、ドノヤウニモ堪忍シテ、過スコト
 叶フベシ、トナリ、○まことか此度都にて云々、此度都ニテ御馬揃アルベシナト、世ニ
 噂スルハ、眞實ノコトニ候フカ、トナリ、天正九年二月二十八日ニ、五畿内近國ノ大名
 小名ドモ、家人ヲ召連レ、騎馬ヲ引キ集メテ、天下ノ馬揃トテ、京都ニテ天子ノ御覽ニ
 備ヘタリ、コノ事ヲイフナリ、○もしさもあらんには天下の見物なり云々、モシモ世
 ノ噂ノ通り、御馬揃アランニハ、天下ノ見物ナリ、且又今ハ君ノ出仕ノ初ナレバ、カク
 アラム時ナラズシテハ、殿ニモ同僚ニモ見知ラレタマフベキ序モナケレバ、此度ヲ機
 會ニ、駿馬ニ召サレテ、主上ヨリ初メテ、殿ノ見参ニ入レタマヘ、コレガ即チ吾父ノイ
 ヒツル、夫ノ一大事ト思ヘバコソ、カク黄金ヲ出シテ、コノ馬ヲ買ヒ進ラスルニテ候

フ、トイヒシ、トナリ。

一豊やかて、其馬もとむ。程なく都にて馬揃へのありし時、織田殿、この馬御覽あつて、大に驚き給ひ、あつばれ名馬や、何者の馬ぞ、と仰ありしに、是は東國第一の馬なり、とて商人が引て参りしが、餘りに價たつとくして、誰も買ふこと叶はず、空しく引て歸るべかりしを。山内が買ひ得て候ひし、と申す

一豊云く、一豊即ち妻ノクレタル金ヲ以テ、ソノ馬ヲ買ヒタルニ、程ナク京都ニテ馬揃ノ式アリシ時ニ、一豊コノ馬ヲ引出テタレバ、信長コレヲ覽テ、イタク驚キテ、アツバレノ名馬ヨ、コレハ何者ノ所有ノ馬ゾヨ、ト御尋アリシニ、御附ノモノ答ヘテ、コレハ東國第一ノ名馬ナリトテ、商人ガ引テ参リシヲ、餘リ代價貴クシテ、誰モ買ハレズ、因テ空シク引テ歸ラントシタルヲ、山内猪右衛門ガ、買ヒ取テ候ヒシ、ト申シタリ、トナリ、あつばれハ感歎ノ詞ナリ、

信長聞召し、價貴き馬なり。當時天下に信長が家ならで、買ふべき人なし、とて奥より

はるく來りしを、空しく還したらんには、無念の至りなるべし。その山内は年頃久しき浪人と聞く。家もさぞ貧しからんに、買ひ得たる事の神妙さよ。且は信長の家の耻をもすゝぎ、且は武士のたしなみいと深し、と感給ふこと、大かたならず。これより次第に、身を起せし、といふ誠マコトにや。

信長聞召し價貴き馬なり云く、價貴き馬なり、以下武士のたしなみいと深しマデ、信長ノ詞ナリ、信長聞キテ、マコトニ價貴キ馬ナリ、當時天下中ニ、信長ノ家ニアラズシテハ、此馬買フベキ人アラマ、トテ、ハルく奥州ヨリ、此安土マテ引來リシヲ、買フ者ナシトテ空シク引キ還シタランニハ、イト残念ノ至ナルベシ、サテソノ買ヒタル山内猪右衛門ハ、年來久シク浪人シタリト聞クガ、家モ定メテ貧シクアランニ、コノ貴キ馬ヲ買ヒ得タルコト、甚神妙ノ至ナリ、且ハ信長ノ家中ニテ、價貴クテ買ハレヌトイヒテハ、甚タ家ノ耻辱ナルベキニ、ソノ耻辱ヲ雪ギ、且ハ武士タルモノ、嗜ミ心懸、イト深キコトナリ、トイヒテ、感心シタマフコト、一通リナラズ、コレヨリ一豊ハ、次

第二出身セシ、トイフハ、眞實ノコトニヤアラム、イカ、ヤ、トナリ、此文、簡潔、例ナガラ巧ニカ、レタリ、

淺野長政

文祿の初め、朝鮮の事起る。同二年六月、長政かの國に渡る。石田増田等と相議し、諸軍勢を率^ツして、晋州城を攻め落す。今年の冬、大間、朝鮮の軍はかゝしからぬを怒つて、徳川殿を初め、宗徒の大名を、名護屋の陣に集め、朝鮮の軍、今のやうならんには、いつ事定るべしとも思へず。今は秀吉みづから向はんと思ふ。三十萬の勢を、三手に押し分け、利家氏郷に大將させ、三道より向ひ、朝鮮を打ち破り、まつすぐに大明に攻め入らん。本朝の事、家康さてましますれば、心に懸^カる所なし。かた^カく如何にや思ふ、と仰せある。

淺野長政ハ、美濃源氏光衡ガ次男、淺野判官代光時ガ後胤、尾張國ノ住人又右衛門長勝ガ養子ナリ、初メ長勝、吾ガ姻族杉原助左衛門ガ二女ヲ養テ子トナシ、姉ヲ木下藤

吉ニ嫁シ、妹ヲ我ガ子長政ガ妻トス、藤吉關白秀吉トナルニ及ビ、長政、家ノ奉行トナリ、叙爵シテ彈正少弼ニ任ジ、甲斐國廿一万石餘ヲ賜ハル、○文祿の初め云々、文祿元年ニ、朝鮮征伐ノ事起リシナリ、かの國ハ朝鮮國ナリ、石田増田、石田三成増田長盛ニテ、長政ト同僚ナリ、○今年の冬大間朝鮮の軍はかゝしからぬを怒つて云々、今年の冬ハ文祿二年ノ冬ナリ、はか^カくしからぬハ、シツカトセヌニテ、征韓ノ軍、十分ニ功ヲ奏セヌヲ怒リテ、徳川家康ヲ初トシテ、宗徒ノ大名ヲ肥前ノ名古屋陣ニ集メテ、軍議セラレシナリ、○朝鮮の軍今のやうならんには云々、以下如何にや思ふマデ秀吉ノ詞ナリ、征韓ノ軍、目下ノ有様ニテ、グツ^クシテアランニハ、平定ノ事何時キマルトモ思ハレズ、因テ今ハ秀吉自分カラ軍ヲ帥^シテ、朝鮮ニ向ハムトツ思フ、ソノ方法ハ、三十萬ノ軍勢ヲ二手ニ分ケ、前田利家、蒲生氏郷ニ、左右ノ大將サセ、自ラ中軍ヲ率^シテ、三道ヨリ打向ヒ、朝鮮ヲ打破リテ、直ニ明國ニ攻メ入ラントスルナリ、我が國ノ事ハ、吾居ラストモ、家康カクテ留守シテアレバ、心配スル所ナシ、諸君ハ此事

イカゞ思フヤ、ト仰セアリシトナリ

徳川殿御氣色損じて、利家氏郷等に向ひ、日本の大名多き中に、かたゞ二人撰り出されて、一方の大將を賜はらんこと、弓矢取ての面目、何事かこれに過ぎん。そもく家康、苟も弓馬の家に生れ、戦の中に年老いぬ。今この大事に及びて、いかで人々の跡に留つて、徒に本朝を守り候ひなん。少勢には侍るとも、家康も軍勢をひきゐて、必ず一方の先陣を承るべし。かたゞの御推舉を仰ぐ所に候、と宣ひしに

徳川殿御氣色損じ云々、家康少シク不平ノ顔色ヲアラハシテ、利家氏郷等ニ向ヒテ、トナリ、實ハ秀吉ニイフベキコトヲ、殊更ニ同輩ニ向フテイフナリ。○日本の大名多き中に云々、我國ノ大名、多クアル中ニ、貴君方二人撰り出サレテ、一方ノ大將軍ノ任ヲ承ハラシコト、武士タルモノ、面目、此上ナシ、ソモく家康假初メニモ、武士ノ家ニ生テレ、戦争ノ間ニ年老イタリ、今コノ征韓ノ大事ニ及ビテ、イカデ人々ノ後ニ留マリテ、空シク我國ヲ守リ候ハン、我カ家兵少勢ニハ候ヘドモ、拙者モ軍勢ヲ率井テ、一方

ノ先陣仕ルベシ、即チ諸君方ノ御推舉ヲ仰ギ申シ候、トイヒシニ、トナリ、そもくトハ、ソレニツケテモマア、トテ、上ヲ承ケテ下ヲ起ス詞ナリ、弓馬ノ家トハ、弓ヲ挽キ馬ニ騎ルヲ以テ營業トスル家ニテ、即チ武士ノ家ナリ、
彈正少弼長政進出て、暫く候ふ徳川殿。殿下この年月の御振舞ひ、昔の御心どや思召す。年経る狐の入り替つて候を、何事か宣ふべき、と申しもはてぬに、太閤御佩刀に、手を掛けられ、やあ、秀吉が心に、狐の入かはつたるいはれ、さつと申せ。申し損じなは、しや首。うち落してくれんず、と責懸けく、仰せけるに、

暫く候云々、以下何事か宣ふべき途、長政の詞ナリ、暫く候トハ、家康殿、暫く御待下サレ、君ハ太閤殿下ノ、コノ年月頃ノ御舉動ヲバ、以前ノ御本心ト思召スカ、今ノ御心ハ、全ク老狐ノ入り替ツテ候フモノヲ、何事ヲカ眞實ノ事ヲノタマフベキ、ト申シモ、終ラヌ中ニ、トナリ、太閤御佩刀に御手を掛けられ云々、秀吉。長政ノ言ヲ聞キ終ラヌ中ニ、赫ト怒リテ、長政ヲ手討ニセムト、佩刀ヲ拔カムバカリニ、手ヲ掛ケシナリ

○やあ秀吉が心に云々、以下うち落してくれんずマデ、秀吉ノ詞ナリ、やあハ怒リテ呼ビカクル詞、秀吉ガ心ニ老狐ノ入替ツタルトイフワケ。是非トモ明白ニイヘ、モシモイヒ損ヒナバ、手前ガ首、打落シテヤルゾ、ト責ノカケ詰メカケ仰セケルニ、トナリしやトハ、他人ヲ卑シメテイフ詞ナリ、

彈正ちつとも騒がず。長政等が如きは、何百人が首刎られんにも、なん條の事か候ふべき。抑も此とし頃、よしなき軍起て、異國のみにあらず。本朝にも父を討たせ、子を打たせ、兄弟を失ひ、夫に別れ、妻に離れ、歎き苦むもの、天下に満つ。又それより兵糧の轉漕、軍勢の賦役、六十餘州が内、悉くわれ野となる。けふ御參向あらむには、五畿七道の間、竊盜強盜等、蜂の如くに起りて、やすき心も候まじ。徳川殿いかに思ひ給ふとも、如何でこれを防ぎて、動きなく御跡を守りたまふ事かなふべき。此等の事を思ひてこそ、先陣とは宣ふらめ。されば昔の御心ならんには、かほどの事、なぞ御心つきなかるべき。かゝる御心の附かせ給ふ事、これたゞ事にあらず。一定ふる狐の入かはつたるには候

はずや。賤しき者の諺に、人とならんとする籠は、必ず人に取らるゝとは、此御事にて候ぞと憚る所なく申しければ、

彈正ちつとも騒がず長政等が如きは云々、彈正ハ長政ナリ、長政少シモ騒ガス、落付キハラツテイフニハ、ナリ、以下此御事にて候ぞトイフマデ、長政ノ詞ナリ、拙者ナドノヤウナル、ヤクザモノハ、幾百人ガ首ヲ斬ラル、トモ、何程ノコトニモ候ハズ、トナリ、○よしなき軍起て、よしなきハ理由モナキ、又ハツマラヌ軍起リテ、ノ意ナリ、○異國のみにあらず云々、外國バカリニモアラズ、トテ暗ニ朝鮮征伐ノ軍ヲサス、朝鮮、并ニ明國等バカリニアラズ、我國ニモ、此軍ノ爲ニ、父ヲ敵ニ討タセ、子ヲモ討タセ、又ハ兄弟ヲシテ戦死セシメ、妻ハ夫ニ離レ、夫ハ妻ニ別レナドシテ、愁歎困苦スルモノ、天下ニ澤山アリ、トナリ、○又それより兵糧の轉漕軍勢ノ賦役云々、又ソレニツイテハ、兵糧ノ送り運ビヤ、軍勢ノ割リ付ケヤナドニテ、日本全國、コトゴトク荒レ果テテ、疲弊シ、終ニハ百姓モ困難シテ、田園ハ荒野トナル、ナリ、轉漕ハ陸ハ車ニテ轉送シ

水ハ舟ニテ運漕スル意、又賦役ハ兵糧ヲ割付ケ、兵役ヲ宛ツル意ナリ、○けふ御參向
 ありむには云々、今日殿下總督トシテ、朝鮮へ御渡リアラムニハ、日本國中ニ竊盜ヤ
 強盜ドモ、一時ニ蜂起シテ、安心モ出來申スマジ、トナリ、○徳川殿いかに思ひ給ふと
 も云々、家康留守シテ、ドノヤウニ心配スルトモ、ドウシテ此盜賊ドモヲ防ギテ、無事ニ
 跡ヲ守ルコトヲ得ベキヤ、家康ハ、實ハ此等ノ事ヲ思テ、先陣ヲ願ハムトハ申シタルナ
 ラム、トナリ、○されば昔の御心ならんには云々、シテ見レバ、殿下ハ從前ノ御本心ニ
 候ハ、コレバカリノ事ヲバ、何トテ御心付ナキコトアラシヤ、カ、ル事ノ御心付ナ
 キ御心ノツキタマヘルコトハ、コレ尋常ノゴトニアラズ、必定老狐ノ入替ハリタルニ
 候フトナリ、○賤しき者の諺に云々、卑賤ノ者ノ、平生イフ言種ニ、人ヲ取ラントスル
 鼈ハ、必ず却テ人ニ取ラル、トイフコトアルハ、乃チ殿下ノ此度ノ事ヲ申スニテ候、
 ト遠慮ナク申シケレバ、トナリ、此諺ハ、秀吉明國ヲ取ラントテ、彼地ニ渡レバ、其跡
 ニ内亂起リテ、却テ日本ノ天下ヲ失フコトニ喩ヘタルナリ

太閤、鼈にもせよ、狐にもせよ、れのが主と頼たらん者に、雜言をはく條、奇怪なりと飛
 かゝらんとし給ふを、利家氏郷、押隔て、人々御前に伺公せり。長政が首を刎られんに、
 御手を下さるゝまでも候はず。うこ罷り申せ、彈正、と云はれて、長政はさらぬ体にて
 もてなし、人々に色代して、己が陣に歸り、御使を待て、腹切らんとす。
 太閤鼈にもせよ、狐にもせよ云々、秀吉、長政ノ諺ヲ引テ諫メ罵リタル詞ヲ聞キ咎メテ、
 大ニ怒リ。鼈ニモセヨ、狐ニモセヨ、己ガ主君ト頼ミテアランモノニ向テ、罵詈雜言ヲ
 吐キ散ス段、實以テ奇怪千萬不都合至極ナリ、トテ佩刀ニ手ヲ掛ケタルマ、將ニ長
 政ニ飛ビ懸ラントシタルヲ、利家氏郷等、中ニ入リテ、其間ヲ押隔テ、トナリ○人々
 御前に伺公せり云々、以下利家氏郷等ガ詞ニテ。吾々ヲ初メ、人々君ノ御前ニ、カク
 侍ヒ居レバ、長政ガ首ヲ斬ラレンニ於テハ、御自身カラ御手ヲ下サル、マデモ候ハズ
 ト申シテ、サテ長政ノ方ニ向ヒテ、其處退出セヨ、彈正トイヒシ、トナリ、彈正トハ長
 政ノ呼名ナリ○長政はさらぬ体にもてなし云々、長政ハ然アラヌ体トテ、叱ラレタル

爲ニ、ワザト退クトイフヤウナル風体ニハナキ様ニ持テ成シテ、列席ノ人々ニ目禮シテ、自分ガ滞在セル陣所ニ歸リ、更ニ太閤ヨリノ上使ヲ待テ、腹ヲ切ラント覺悟シタリトナリ、

重ねて仰出さる、旨もなく、かゝる所に、肥後の國に逆徒起りぬ、と早馬を參らす。太閤大に驚き給ひ、徳川殿に御使あつて、長政具して御參りあれ、と仰せらる。やがて長政めしてぐせらる。太閤、肥後の國に逆徒起りぬ、汝が嫡子左京大夫幸長、追討の使たるべし、と仰下さる。長政大に悦びぬ。又徳川殿に向ひ、幸長いまだ年わかし、本多を副て給ふべし、と仰せらる。やがて彼の逆徒、國人等を討てまゐらす。軍をば出さず。長政仰を承て、肥後國に向ひ、國政を沙汰す。

重ねて仰出さる、旨もなく云々、長政ハ必太閤ヨリ御咎メノ上使ヲ賜ハルナラント待チ居タルニ、重テ何トモ仰セ出サル旨モナカリシニ、恰モ肥後國ニ、謀叛ノ逆徒起リタリト、驛馬ヲ馳セテ、名古屋ノ本營ニ注進アリシカバ、秀吉大ニ驚キテ、家康ノモ

トニ、御使アリテ、長政ヲ召連レテ、早速參營セヨト仰セラレタリ、トナリ○やがて長政めしてぐせらる云々、是ニ於テ、家康ハ、乃チ直ニ長政ヲ召連レテ、參營シタルニ、秀吉仰セラレ、ニハ、只今肥後ノ國ニ逆徒起リヌト注進アリタレハ、長政、汝ガ嫡子左京大夫幸長ヲバ追討使トシテ、コレヲ差向クベシ、ト仰セ下サレシカバ、長政案外ノ思ニテ、大ニ喜ビタリ、トナリ、○又徳川殿に向ひ云々、秀吉、又更ニ家康ニ向ヒテ、幸長イマタ年若ケレバ、汝ガ家來ノ本多忠勝ヲ、幸長ニ副ヘテ遣ハサルベシ、ト仰セラレタリ、トナリ、○やがて彼の逆徒國人等討てまゐらす云々、逆徒ハ薩摩ノ人、梅北宮内トイフモノナリ、此時、肥後國ハ加藤清正、小西行長、二人分領セシガ、當時二人トモ、征韓ノ兩先鋒ニテ、朝鮮ニ出陣タリシカバ、清正ノ家士、界善左衛門トイフモノ宮内ヲ佐敷城ニ誘殺シタリ、コレニ依テ、終ニ軍ヲバ出スニ及ハズシテヤミシナリ、○長政仰を承て云々、是ニ於テ、清正行長不在中、長政仰ヲ承リテ、肥後ノ國ニ至リテ國政ヲ執行整理シタリ、トナリ、

此文彈正直諫ノサマ、太閤赫怒ノサマ叙シ得テ見ル如シ、而シテ太閤彈正、上下ノ武士氣象、紙上ニ躍如タリ、

細川幽齋

慶長五年の秋、奥の上杉謀反の聞あつて、徳川殿、御發向の事あり。忠興御跡を慕ひて、馳せ下る。此隙を窺ひて大坂の奉行等、兵起して、徳川殿失ひまゐらせんと謀る。内府に從て、奥に下りし大名等が妻子、一々に取て質とせば、彼等みな御方に奉らんずらんとして、まづ最初に、忠興が妻子、城中に迎へんとす。かの妻、女なれど、さる者の娘なり。又日比我が夫の心の奥は知りぬ。使者度々に及べども、更に其催促に従はず。さらばさな云はせど、人々の見懲しのため、搦め取つて參らせよ、とて、軍兵を差向く。忠興が妻、家人等に防ぎ矢射らせ、自ら十歳になる男子、八歳になりし女子を刺殺して、家に火かけさせて、自害す。奉行等、案に相違し、怒なること任出し、諸大名を、内府の方人になし果せて詮なし、とて、是より後、人質とるべき沙汰に及ばず。

細川幽齋、實名ハ藤孝、足利氏ノ一族ニテ、細川二郎義季ノ後胤、實ハ同族三淵伊賀守晴貞入道宗薫ガ子ナルヲ、細川播磨守元常ノ養子トナリタリ、宗薫ハ元常ノ弟ナリ、足利將軍義晴義輝二代ニ仕へ、將軍義昭ヲ擁立シタリ、○奥の上杉ハ奥州會津ノ城主上杉景勝ナリ、徳川殿ハ家康ヲイフ、○忠興ハ幽齋ノ嫡子ナリ、家康上杉征伐ノ爲ニ、奥州ニ向ヒテ發向シタル故ニ、忠興ソノ跡ヲ追ヒテ、馳セ下リシナリ、○此隙を窺ひて云々、家康奥州ニ發向シタル隙間ヲ窺ヒテ、大坂ノ奉行石田三成等、兵ヲ起シテ、家康ヲ滅サント謀リタリ、トナリ、○内府に從て云々、内府ハ内大臣ニテ、家康此時内大臣タリ、家康ニ從テ奥州ニ下リシ各大名等ガ妻子、大坂ニ残りタリケレバ、之ヲ一人々々城中ニ取入レテ、人質トセバ、徳川方ニ附從ヒタル大名等、皆大坂方ニ參ルナラント思ヒテ、眞先ニ、忠興ガ妻子ヲ城中ニ迎へ入レントシタリ、トナリ、○かの妻女なれど云々、忠興ノ妻ハ、女ナレドモ、然ルベキ者ノ娘ナリトテ、此人ハ明智光秀ノ第三女ナリ、○又日比我が夫の心の奥は知りぬ云々、マタ前々ヨリ、我夫ノ心底ハ、能

ク知リタレハ、城中ヨリノ使者、妻方へ度々來リテ、催促ニ及ビタレド、此妻、更ニコ
 レニ從ハズ、トナリ、○さらばさな云はせぞ云々、大坂方ニテハ、然ラバ、サヤウニ勝
 手ハイハスルナ、他ノ人々ノ見テ懲リサセン爲ニ、捕縛シテ連レ參ラスベシ、ト命令
 シテ、軍兵ヲ、細川ノ留守宅へ差向ケタリ、トナリ、○家人等に防ぎ矢射させ云々、忠
 興ノ妻、家來ドモニ、敵ヲ防クベキ矢ヲ射サセテ、自ラ十歳ノ男子ト、八歳ノ女子トヲ
 刺殺シテ、我が家ニ火ヲ放チテ自害シタリ、トナリ、サテ家人等ニ防ぎ矢射サスルハ、文
 飾ニテ、事實ニアラズ、此時夫人ハ、大坂方ニ、矢一筋モ放ツヘカラズ、上ヲ犯ス罪ト
 ナリナント、固ク戒メテ、自害シタルナリ、○奉行等案に相違し云々、三成等ヲ始トシ
 テ、大坂ノ奉行等、最初ノ思案ニ相違シテ、計略行ハレザリシカバ、ナマナカナル事ヲ
 仕出シテ、却テ諸大名ヲバ、家康ノ味方ニナシ果セテ、更ニカヒナシ、トイヒテ、此ヨ
 リ後ハ、留守居ノ妻女ヲ、人質ニ取ルコトヲバヤメタリ、トナリ、

此上は、細川が城攻め落せとて、丹波但馬の軍勢差向く。然るべき兵をば、引すぐり、忠

興具し陸奥へ下る、れどなしき者共に、兵をば少し附て、豊後の國へ下して、杵築の城を
 守らす。丹後には、藤孝入道に、年老たると、幼けなき者共とばかり。残り居てはかゝ
 しく軍すべき者多からず。されども、入道さる古兵にて、少しも騒ぐ氣色もなく、宮津
 の城を棄て、田邊の城に立籠り、敵れとすと待居たり。

此上は細川が城攻め落せとて云々、人質ノ計略ハ、無効ナレバ、此上ハ、妻女ガ屈從セ
 ザル因ヲ以テ、マツ第一ニ細川ガ城ヲ落セヨトイヒテ、丹波但馬ノ軍勢ヲ差向ケタ
 リトナリ、此時細川ノ城ハ、丹後宮津ニ在リテ、忠興ノ父、幽齋コレヲ守リタリ、○
 然るべき兵をば引すぐり云々、然ルベキ役ニ立ツ兵ヲバ、撰リ拔キテ、忠興自ラ之ヲ
 引キ連レテ、奥州へ下リシ、トナリ、○れどなしき者共に云々、又大人シキ老臣ドモニ
 ハ、兵ヲ少シ附ケテ、豊後ノ國へ下シタリ、トナリ、サテ幽齋ハ曩ニ秀吉ニ從テ、光秀
 ヲ伐ツベキ由ヲ誓ヒケレバ、光秀滅ビテ後、丹後全國ヲ領シ、秀吉薨シテ後、各大名等
 分裂シタル時、忠興徳川氏ニ左祖シケレバ、其賞トシテ、豊後國杵築城ヲ加へ賜ハリ

タリ、故ニ老臣ドモヲ遣シテ、此城ヲモ守ラセシナリ、○丹後には藤孝入道に年老たると云々、宮津城ニハ、藤孝入道幽齋ニ、老人ト幼者トバカリヲ附ケテ殘シ置キケレハ、此等ノ者ドモ、留守シテ、シツカト軍スベキ者ハ、少カリシ、トナリ、○さる古兵にて云々、然レモ幽齋ハ、然ルベキ兵法ニ老練シタル經歷者ナレバ、老幼ノ役立タサル者バカリナレドモ、少シモ忙テ騒ギタル氣色モナク、悠然トシテ宮津城ヲ棄テ、同國田邊城ニ立籠リ、敵ノ攻メ來ルコト、今ヤ遲シト待居タリ、トナリ、抑も此入道ト申すは、弓矢打物取テ、堪能なるのみにあらず。さらぬ小藝にだに達せずといふ事なく、天下双なき多才多能の人なりけり。中にも敷島の道に深くすきて、古今和歌集の秘訣、悉く此人に傳れり。されば此たび我身うち死したらん後、此道長く絶えなん事を悲しみ、城に籠れる初め、相傳の書をも取集めて、大内へ献るとて、古も今もかはらぬ世の中に、心のたねをのこすことのは、といふ一首の歌をへてを參らせける。

抑も此入道ト申すは云々、ソモ、此幽齋ト申ス人ハ、武士ノ本職トスル弓矢刀劍ヲ取

テハ、其道ニ勝レタルバカリニアラス、武道ニアラス文事等ノ伎藝ニサヘモ、通達セズトイフコトナク、天下二人ト双ブモノナキ、多才多能ノ人ニテアリケリ、トナリ、○中にも敷島の道に深くすきて云々、敷島ハ大和ノ枕詞ナル故ニ、敷島ノ大和歌トツ、ケ用弁シヨリ、ヤガテ歌ノコトヲ敷島の道トハイフナリ、すきてハ好キテニテ藝道ニ心ヲ寄セテ、風流ヲ好ムモノ數寄者トイフ、幽齋ハ多藝ノ中ニモ、歌道ニ深く心ヲ寄セテ古今和歌集ノ秘訣、今ハ悉ク幽齋ニ傳ハレリ、トナリ、古今集ノ秘訣トハ、中古ヨリ行ハレタル歌道傳授ノ習慣ニシテ、タトヘハ三鳥傳ナドテ、古今集中ノ百千鳥、呼子鳥、稻負鳥ノ解ヲバ、秘傳トシテ、妄ニ人ニ説キ授ケザルノ類ナリ、サテ古今傳ノ由來ハ初メ東重胤、藤原定家ニ就テ歌ヲ學ビ、重胤ノ子胤行、定家ノ子爲家ノ女ヲ娶リテ、爲家ヨリ古今ノ歌傳ヲ受ケ、玄孫常縁ニ至リ、家業ヲ相傳シテ、古今ノ歌傳ヲ僧宗祇ニ授ク、コレヲ古今傳受ノ始トナス、宗祇コレヲ内大臣三條西實隆ニ傳ヘ、實隆コレヲ其子右大臣公條ニ傳ヘ、公條コレヲ其子内大臣實枝ニ傳ヘ、實枝コレヲ其子左近衛大將公國ニ傳

フ公國ハヤク薨シテ、其子實條、尙幼ナク、僅ニ七歳ナリシカバ、幽齋暫クコレヲ傳ヘ、實條ノ成長ヲ待チテ、コレヲ其家ニ復サント欲シ、ヤガテ迎ヘテ田邊城ニ入レ、鞠養シテ、歌學ヲ傳ヘ、未タ古今ノ秘訣ヲ授クルニ及ハスシテ、實條京師ニ歸ル、幽齋將ニ之ヲ傳ヘントシタルニ、タマノ征韓ノ役起リ、幽齋筑紫ノ行營ニ從フ、故ニ古今傳授ノ箱ヲ、孫女ノ婿右少辨鳥丸光廣ニ託シテ、我モシ此役ニ死ナバ、此箱ヲ以テ、マサニ實條ニ授クベシ、トイヒテ、人ノ國引クヤヤシマモ治リテ、フタ、ヒカヘセ和歌ノ浦波、トイヘル歌ヲ附ケ添ヘタリ、○されば此たひ我身う死したらん後云々、古今ノ秘傳、幽齋ノ身ニ傳ハリタレハ、此度ノ戰ニ、幽齋討死シタラン後、歌道ノ秘傳、長ク絶エナンコトヲ悲シミ、田邊城ニ籠レル初メ、公國ヨリ授ケラレタル相傳ノ書ドモ取纏メテ、禁裡ヘ獻納スルトテ、一首ノ歌ヲ添ヘテ上ラセタリ、トナリ、○古も今もかはらぬ云々、大意ハ古今ノ秘傳ヲ殘スハ即チソノ和歌ヅ、トナリ、此時、尙外ニ、二十一
代集、源氏物語ヲモ、合せ献リタリ

かくて丹波但馬の軍勢、雲霞の如く押寄せ、十重廿重に取巻きて、火水になれど攻めつけれども、入道ちつともひるまず、防ぎ戦ふ。かくては此城一時に攻め落さるべうも見えず、鳥丸の右大辨救使として、大坂に行き向ひ、輝元三成等に勅諭を傳へらる。
かくて丹波但馬の軍勢云々、カクテ丹波但馬ノ軍勢、雲カ霞ノ如ク、幾重ニモ田邊城ヲ取圍ミテ、水攻メ火攻メニモナレカシト、非常ニ攻メ立テタレトモ、幽齋少シモ撓マズ防ギ戦ヒタリ、トナリ、○かくて此城云々、カク攻メタレトモ、此城一時ニ攻メ落サレサウニモ見エサル所ニ、鳥丸右大辨光廣、救使トシテ、大坂城ニ行き向ヒ、毛利輝元、石田三成等ニ諭シテ、兵ヲ解カムコトノ救諭ヲ傳ヘ達セラル、トナリ、
夫れ和歌は、我邦の風として、天地開け初めしより此かた、百王の今に至るまで、其道永く傳はれり。然るにいま、古の事をも、歌の心をも知れる人、忽ちに失せなんこと、尤も朝家の歎きなり。如何にもして、彼の二位法印が恙なからん様を計るべし、と宣られたり。輝元を初として、奉行等、謹て承り、急ぎ早馬を立て、寄手の軍兵を止む。

夫れ和歌は云々、ソレ和歌ハ、我が國風トシテ、天地開闢ノ時ヨリ以來、百代ノ帝王ノ今日ニ至ルマデ、綿々トシテ、其道永ク傳ハレリ、トナリ、○然るにいま云々、ソレヲバ今ニ當リテ、古ノ事ヲモ歌ノ道ヲモ心得タル、細川幽齋ノ、忽チニ討死センコト、實ニ朝廷ニ取テノ御歎キナリ、ドウニモシテ合戦ヲバヤメテ、幽齋ガ無事ニ生キ延ビシコトヲ取計フベシ、ト詔ヲ宣ラレタリ、トナリ、二位法印トハ、藤孝出家シテ、幽齋ト號シタル後、乃チ天正十三年ニ、從二位法印ニ補セラレ、昇殿ヲユルサレタリ、○輝元を初として云々、是ニ於テ、毛利ヲ初トシテ、石田以下ノ奉行等、皆敕諭ヲ奉承シテ、急ギ驛馬ヲ丹後ニ立テ遣シ、軍兵ヲ停止シテ、田邊城ヲ解キタリ、トナリ、元より入道は、今を最後と思ひ切て戦ひし程に、寄手たやすく引て歸らん事叶ふべからず。此よし又京都に聞えしかば、三條西大納言、繪旨を含みて、丹後國に下向あつて、速丞に勅に應じて、其城を去るべしとありければ、入道畏りて、普天の下、率土の濱、王土王臣にあらずといふ事なしと承る。ましてや此微賤の身、かく眼のあたり、寵渥の辱さを

蒙るをや。さりながら、入道が年若き時ならんには、弓矢とる身の習なり。敢て死を白刃の際に決して、深く恩を黄泉の下に感ずる事もありなまし。いまは齡既に傾きぬ。たとへ此戦に死することなからんにも、餘命また幾ばくぞや。されば惜かるまじき身なるが故に、私の名譽を貪つて、如何で王命には背きまらさすべき、と答へ奉りて、頓て城を立つて、高野山に趣きける。

元より入道は云々、元來幽齋ハ、今ヲ命ノ終ト決心シテ戦ヒタル間ニ、敵ノ寄手容易ニ退陣スルコト叶ハズ、此事ノ次第、マタ朝廷ニ聞エシカバ、西三條實條、敕命ヲ奉ツテ、田邊城ニ下向シ、速ニ敕命ニ從ヒテ、大坂方バ兵ヲ解キ、幽齋ハ城ヲ去ルベシ、ト仰アリケレバ、トナリ、サテ實條ハ、此時ハ參議ニテ、大納言ニアラズ、サレバ大納言トハ、後ヨリ及ボシテ書シニヤ、ハタ此時ニハ、大納言宣光アリ、宣光ハ光廣ノ父ナレバ、モシクハ此人ニヤト思ヘト、尙實條ノ方然ルベシ、繪命ハ詔敕ニ同ジ、禮記ニ王言ハ糸ノ如ク、其出ツルヤ綸ノ如シ、トナリ、○普天の下率土の濱云々、此語、詩經ヨ

リ出テタリ、普天ノ下ニ在ル所ノ土地ハ、凡テ王土ニアラズトイフコトナク、率土ノ濱ニ在ル所ノ人民ハ、悉ク王臣ニアラストイフコトナシ、ト臣幽齋ハ承ル、況ンヤコノ微々タル賤シキ身ヲ以テ、ガヤウニ面前ニ溼ク辱キノ寵遇ヲ蒙ルニツキテハ、勅命ヲ奉ランコト、申スモ恐レ多キ次第ナリ、トナリ、○さりながら入道年若き時ならんには云々、然シナカラ、臣幽齋、年マタ若キ時ニテアランニハ、武士ノ習トシテ、死ヲ戰場ニ決シテ、恩ヲハ冥途ニ感ズルコトモアリナン、トナリ、○いまは齡既に傾きぬ云々、今ハ既ニ老年ニナリテ、タトヒ此戰ニ討死セストモ、残りノ命、幾ハクモナケレハ、惜クモアルマヨキ身ナル故ニ、私ノ名譽ヲ貪リテ、ドウシテ勅命ニ背キ奉ルベキ、救諭ニ奉答シテ、其マ、直ニ城ヲ立出テ、紀州ノ高野山ニ入リシ、トナリ、此時幽齋、六十七歳ナリ、

さる程に、上方にも軍起れりと聞わしかば、忠興寺先陣承り、又引返して、美濃の國に馳せ上り、手合の軍に打勝ち、徳川殿、程なく上り給ひ、關が原にして、東西の戰を決す。

忠興また先陣して、敵の勢を打破る。杵築の城を守りたる家人等も、大友が勢と戦て勝軍す。此時徳川殿の御爲に、家をも身をも顧みず、御方せし人も、取りかゝなりけれども、父子、兄弟、夫婦、主従、皆悉く功をも節をも盡せしと、忠興に若くはなかりけり。さればその勳賞に、此年豊前の國一圓に下し賜ひぬ。

さる程に云々、然ル間ニ、三成等、家康ヲ討タントテ、大兵ヲ上方ニ擧ケタリト風聞セシカバ、トナリ、上方トハ、畿内近邊ヲイフ、○手合の軍は先鋒ノ會戰ヲイフ、○大友が勢と戦て云々、豊後ノ國主大友義統ハ、朝鮮征伐に功ナクシテ、封ヲ奪ハレシガ、此度石田三成ニ誘ハレテ、兵ヲ擧ケ、舊領ヲ復サントシタルヲ、細川ノ家來ドモ、杵築ヲ守ルルガ、コレト戰テ勝チタルナリ、○御方せし人も取りかゝなりけれども云々、此時徳川氏ノ爲ニ、一家一身ヲ顧ズシテ、御方トシテ盡力シタル大名ドモ、銘々多カリシガト、一族悉ク功ヲ立テ節ヲ盡シタルハ、忠興一家ニ及ブモノナシ、トナリ、父子ハ、父藤孝ハ上ニ見ル如ク、子ノ忠利、關ヶ原ニ功ヲ立テ、兄弟ハ忠興ノ弟興元、關ヶ原ノ

合戦ニ、福知山城ヲ攻メ落シ、夫婦トハ忠興夫婦ニテ、夫人節ニ死スルコト上ニ見え
タリ、

かくて天下悉く徳川殿に歸して後、慶長八年の春、征夷大將軍の宣旨蒙らせ給ふ。此時
忠興參議に任じ、從四位下に叙す。されば此時、草創の業は、既に成りぬれども、柳營の
儀は、いまだ備らず。こゝに彼の藤孝入道は、世々の公方に仕て、しかも當時の有職な
り。丹後の國を出でしより、都にのぼり、仁和寺の邊に幽かなる栖居して籠り居たり。
徳川殿、此人に就きてこそ、前代の事をも問ひ、當世の禮をも講ずべけれ、とて、永井右
近大夫直勝を御使として、武家の規式、悉く受け傳へさせ給ひたり。されば當世の禮節
は、内々此入道の定め申されし事ども多かりしとぞうけ給はる。

征夷大將軍の宣旨蒙らせ給ふ、コレハ家康ノコトナリ、○草創の業は天下ヲ創タル業
ハトナリ、○柳營の儀、征夷府の儀式ナリ、○公方、足利將軍ノコトナリ、公方トイ
フ名稱ハ、三代義滿將軍ノ頃ヨリ言ヒ初メタリ、○有職ハ、物知リニテ、古實家、乃チ

古代ノ制度儀式等ニ明カナルモノヲイフ、○仁利寺ハ嵯峨ノ御室ノ御所ノアル所ナ
リ、○前代の事をも問ひ云々、鎌倉室町時代ノ先例トモ問ヒ、又ハ當世ノ禮節ヲモ講
究スベシトテ、トナリ、○武家の規式云々ハ幕府ノ規則儀式、悉ク幽齋ヨリ受け傳へ
タリ、トナリ、○されば云々、徳川幕府ノ禮節ハ、内々幽齋入道ノ規定シタルコト多カ
リシ、トナリ、
幽齋、前代ノ有職ヲ以テ、柳營ノ禮節ヲ創定シ、白石、中世ノ碩儒ヲ以テ、幕府ノ制度
ヲ改正セントシテ成ラズ、此文ヲ草スルニ當リ、先生感慨イカ、アリツラン、

金吾秀秋

此年二月、いまだ隆景が薨せざりし内、秀秋廿三歳にして、朝鮮を討たんと大將軍を承
て、宗徒の大名、あまた引具し、都合其勢十六万三千人、五月廿二日、大坂を立て、同七月
二日、朝鮮に押渡り、釜山の城に入る。明れば慶長三年正月四日、蔚山の後卷し、直先に
進み、秀秋が手にかけて、馬武者十三騎切つて落す。凡そ討取る所の首、一万三千二百

三十八、太閤に獻る。此使者、同月廿四日、伏見の城に馳せ參る。太閤、軍のやうを聞召して、御感斜ならず。

金吾秀秋ハ實ハ木下肥後守家定ガ四男ニテ、太閤秀吉ガ北政所ノ甥ナリ、童名ヲ辰之助トイフ、初メ北政所、子ナキヲ憂ヒ、辰之助ヲ養テ、秀吉ノ子トナシ、名ヲ秀秋ト改ム、小早川隆景、請フテ吾ガ世嗣トナシテ、遂ニ家ヲ讓リヌ、秀秋左衛門督トナリ、中納言ニ任ズ、因テ金吾中納言ト稱ス、金吾ハ執金吾トテ、漢ノ官名ナレド、吾ガ衛門府ト、職掌同ジキヲ以テ、カクイヘリ。○此年二月云々、慶長二年ナリ、秀秋征韓ノ總大將ヲ承ハリシハ、再征ノ役ニテ、前度ノ總大將ハ浮田秀家ナリケリ、○後卷ハ、背後ヨリ圍ミ攻ムルナリ、○馬武者ハ、騎馬ノ部將ナリ、○軍のやうハ、戰爭ノ様子ナリ、○御感斜ならずハ、御感一通ナラズナリ。

石田治部少輔三成、密に申しけるは、金吾殿の御振舞ひ、誠にゆゝしうも聞ゆさせ給ふ。去ながら、既に御代官として向はせ給ひし御身の、自ら釜山の城を出で給ひ、深く敵の中に入りて戦はせ給ひしむとの体、輕忽にこそ存ずれ。敵もし其隙を伺ひて、釜山城を攻め取て候はんには、本朝の通路、自在なるべからず。この後は、斯る御振舞、しかるべからざる旨を、仰下さるべうもや候はん、と申しければ、太閤實にもと思召す御氣色にて秀秋が功を賞し給はず。

密に申しけるは、三成、内々太閤ニ、秀秋ノ事ヲ讒言シタルナリ、金吾殿の御振舞以下、仰せ下さるべうもや候はんマデ、即チ其言ナリ、○ゆゝしうハモト忌々シクトイフ意ナレド、此處ニテハ、普通ハツレテ、イラク聞エタリ、トナリ、○去なからハ、借字ニテ然アリナガラナリ、○御代官トハ、秀吉ニ代リテ、征韓ノ清軍ヲ統帥スル官トイフ意ニテ、總大將、即チ元帥トシテ、朝鮮ニ向ヒシコトイフ、○輕忽にこそ存ずれハ、元帥自身ガ、釜山ノ本營ヲ出デ、深く敵地ノ中ニ入りシテイタラクハ、甚タ輕躁ノ次第ト思フ、トナリ、○本朝の通路云々、敵兵ニ、釜山城ヲ取ラセテハ、我國ノ往來、自由ナルベクアラズ、依テ以後ハ、カヤウノ御舉動ハ、決シテ然アルベカラサル旨ヲ、秀

秋ニ仰セ下サルベキガ然ルベキト存ズ、ト申シケレバ、秀吉ナルホド道理ト思ヘル氣色ニテ秀秋ガ勳功ヲ賞セズ、トナリ、

秀秋、太閤の仰蒙て、城を築くこと九箇所、軍勢を籠め置いて、同三月十七日、釜山の港に船を泛べ、四月四日、大坂に着き、明くれば五日、伏見の城に参らる。秀秋に随ふ所の七人の軍奉行、并に加藤左馬助嘉明、同じく参る。伏見に在合ふ大名、悉く参り集ひ、秀秋の凱陣を賀し申さる。太閤やがて御出ありて、御對面訖つて後、太田飛彈守一正、秀秋の軍し給ひしやう、一々に陳じて、感じ申す。太閤、いやしく、大將軍の、自ら諸軍と功を争つて、輕々しく軍せんこと、然るべからず。我秀秋を差向けしこと、返すべくも後悔に及びき、と仰せらる。

城を築くこと九箇所云々、朝鮮ニテ築キタルニテ、此城へ軍兵ヲ籠メ置クナリ、○七人の軍奉行ハ、太田飛彈守一正、熊谷内藏允直盛、早川主馬首長政、箕和泉守、福原右馬助長堯、竹中伊豆守、毛利民部大輔高政ノ七人ナリ、○凱陣ハ、凱旋トイフニ同シ、

○御對面ハ、秀秋ニナリ、○大將軍の自ら云々、コレハ前ニ三成ガ、秀秋、太閤ノ代官トシテ、朝鮮ニ渡リシニ、自ら釜山の城を出で給ひ、深く敵の中に入れて戦はせ給ひしことこの体、輕忽にこそ存ずれ云々、ト讒言シタルヲ、秀吉眞ニ受ケテ、カクハ後悔ニ及ビキ、トハイヒタルナリ、
秀秋聞きもあへず、よの常の御使ならんには、幼弱の身、なご辞し申さではあるべき。追討の御使なればこそ、仰をば承れ。然るに今人々の聞き給ふ所にて、御後悔の旨を承るこそ口惜けれ。秀秋が不覺の事あらむには、軍奉行の人々、只今御前にて、眞直に申し、速に秀秋が首を召されて、御憤を散せられんやうには計らうべし、と押返し、申されしかば、太閤御座を御立あつて、内に入らせ給ふ。

よの常の御使ならんには云々以下、御憤を散せられんやうには計らふべしマデ、秀秋ノ詞ニテ、よの常ハ普通ノ意、幼弱の身ハ廿二歳ニテ、元帥ノ命ヲ拜セシ故ニ、カクイフ、なご辞し申さではあるべきハ何トテ辭退セザラム、ノ意ナリ、○今人々の聞き給

ふ所にて云々、今諸大名列座ノ中ニテ、某ヲ元帥トシテ差遣シタルハ、後悔トノ仰セ
 言、武士ノ身トシテ、實ニ殘念ナリ、トナリ、○秀秋が不覺の事あらんには云々、不覺
 ハ失策、マダハブチャウホウトイフニ同ジ、某ガブチャウホウノ事アランニハ、軍奉
 行ノ人達、只今、太閤ノ御前ニテ、某ガ不都合ラバ、有ノマ、ニ申シテ、速ニ某ガ首ヲ
 斬ラセラレテ、サテ御樽憤ヲバ、ハラサセタマフヤウニ、御取リ計ラヒアレ、ト幾度モ
 押返シテ申サレシガバ、トナリ

治部少輔三成參て、秀秋が老、杉原下野守、山口玄蕃允に向ひ、大殿の御氣色よからず、
 まづ御館に歸し入らせ參らせらるべし、といふ。秀秋聞て、しや首打落さんずる氣色に
 て、打刀とつて立つ。徳川殿引き留め給ひ、とかく制して、彼館に伴ひ給ひしに、太閤の
 御使として、尼孝藏主入り來り、仰を傳て、抑も去りし頃、蔚山の戰に、輕々しき振舞ひ
 し、又只今の申條、甚だ奇怪の至なり。須らく、早く筑前の國を返し奉りて、越前の地に
 移るべし、とありければ、中納言大に怒て、やあ尼前、秀秋が身に、國奪はれん罪、覺なし

命あらん限りは、只もとの儘にこそあるべけれ。速に首を刎らるべう候、と申せ、尼前。
 とて追つ返さる。

秀秋の老杉原下野守山口玄蕃允、老は家老ナリ、杉原ハ長房、山口ハ宗永ナリ、○大殿
 ハ秀吉ヲイフ、太閤ノ御機嫌ヨロシカラズ、因テマツ取敢ヘズ、吾ガ御館ニ歸リ入ラ
 セラルベシ、ト三成ノ詞ナリ、○玄や首打落さんずる氣色にて云々、玄や首ハシヤツ
 首ニテ、其奴ノ首打落サントスル氣色、トテ秀秋、三成ヲ手打ニセントテ、赫怒シテ
 佩刀ヲ手ニ取テ、立出テタルナリ、○徳川殿ハ家康ナリ、とかく制してハ、トニカクト
 ナダメオサヘテ、秀秋ヲバ彼ノ家ニ連レカヘシタルナリ、○尼孝藏主、奥女中ノ常務
 ヲ解キ、髪ヲ切リテ、尙仕スルモノヲ尼トイヘリ、孝ハ尼ノ名ナリ、藏主ハモト寺家ノ
 倉庫ヲ掌ル職ナルガ、此處ニテハ、尼ノ稱号トス、○仰を傳へて、秀吉ノ命令ヲ傳ヘテ
 ナリ、○抑も去さりし頃云々、以下越前の地に移るべし、マデ命令ノ詞ナリ、只今の申
 條ハ、即チ前ニ押返シ、申シタル秀秋ノ申條ヲイフ、○中納言ハ秀秋ナリ、○やあ

尼前云々以下、秀秋ノ詞やあハ呼ビ懸クル聲ナリ、尼前ハ尼御前ノ略ニテ、孝藏主ヲサシテイフ、我が身ニ取リテハ、國奪ハル、程ノ罪犯シタル覺ナシ、生キテアラン限ハイツマテモ唯元ノ通りニ、本領ヲ安堵シテ居ルベシ、モシ罪アリトセバ、一刻モ早ク我が首ヲ刎テラルベクアレト申セヨ、尼前ヨ、トイヒテ、追ヒ還サレシ、トナリ、徳川殿、尼孝藏主に向ヒ給ヒ、仰せ謹で承りぬと宣ふとこそ申さるべけれ、とありければ、尼前承りて、此上は、内府の御計ひこそ候べけれ。政所の御方へも、其由を申すべきにて候、と申して、罷出づ。徳川殿、秀秋に向ヒ給ヒ、たゞともかくにも仰に隨ヒ給はん事こそあらまほしけれ。政所の歎かせ給はんには、太閤も、さのみは心強くはおはせしものを、と仰せければ、さらば秀秋みづから三成が首切て後、内府の仰にこそ任せ候はめと申さる。

仰せ謹で云々、家康、孝藏主ニ、秀秋ニハ君ノ仰ヲバ謹テ承ハリヌト申サレタリト、太閤ニ復命セラルベシ、トイヒケレバ、トナリ、○尼前承りて云々、孝藏主ニハ、家康ノ

言ヲ承知シテ、此上ハ、凡テ家康公ノ御取計ヒニ任セ申サム、大政所ノ御方へモ、此由ヲ申サムトイヒテ、退出シタリ、トナリ、内府ハ内大臣ニテ、家康、此時内大臣ナリケレバ、カクイフ、大政所ハ秀吉ノ北君ニテ、秀秋ノ實ノ叔母ナリ、○たゞにもかくにも云々、家康ノ詞ニテ、唯トモカクモ、一旦太閤ノ仰ニ隨ヒナサルガ願ハシクアル、大政所ヨリ、君カ爲ニ歎キ訴ヘラレシニハ、太閤イカニ國奪フトノタマフトモ、サヤウニバカリ強情ニハ處置シタマハサルモノヲ、暫ク、ソノマ、ニナサルベシ、ト秀秋ニ諭シタルナリ、○さらば秀秋云々、サヤウ仰セラル、ナラバ、拙者自カラ、三成ガ首ヲ切テ後ニ、君カ仰ニ從ヒマツラン、ト秀秋ノ詞ナリ、

徳川殿も、今は強て仰せらるべきやうもなく、杉原山口を密に召され、まづ家人少々越前の國に下さるべし、と仰せければ、外様の侍少々を差下す。斯て徳川殿、大納言利家と共に、秀秋の事、御歎あらんとありしかども、利家辞し申さる。徳川殿は、日毎に太閤に参り給ひ、仰せ出さる旨もなし。太閤如何にかくは毎日見給ふやらん、と仰せ

ければ、秀秋の國移さんこと、痛はしう覺えて、此由申さんとして参り候へども、いこそこ申し出され侍らね、と答へ給て、其後も日毎に参り給へば、太閤又初の如く仰せければ、徳川殿の答へ給ふやうも、初の如くなりしかば、太閤さはきに思ひ給はんには、内府の計ひに任まるらすべし、と仰せければ、徳川殿悦ばせ給ひて、秀秋の許に向ひ給ひ、杉原山口召して、越前に下りし侍、召返さる。

今は強て仰せらるべうもなく、秀秋ニナリ、○外様の侍、譜第外様トテ、譜第ハ最初ヨリ附キ從ヘル家來外様ハ中途ヨリ召シカ、ヘラレタル侍ニテ、此處ハ即チ小早川家ノ外様ノ士人ヲイフ、○御歎あらん、ハ家康、利家ト協力シテ、秀秋ノ國替ヲ中止センコトヲ、哀訴セントシタルナリ、○仰せ出さる、旨もなし、家康、秀秋ノ本領安堵ノコトヲ哀願セントシテ、毎日太閤ノモトへ参リタレド、未タ何トモ願ノ筋ヲ申シ出テタルコトナシ、トナリ、○太閤如何にかくは云々、秀吉、家康ニ向テ、イカナレバ、カヤウルコトナシ、當方へ、御出ナサル、ルカ、トイハレケレバ、トナリ、○秀秋の國移され

んこと云々、家康ノ詞ニテ、此度、秀秋ガ國替セラレンコトハ、實に氣ノ毒ニ存シタルバ、此次第ヲ申サントテ參レド何トモ御中止ノ歎願ヲバ、申シ出ダサレ得ズ、トイヒテ、其後モ相變ラズ參ラレケレバ、秀吉、家康ガソレホドニ、熱心ニ、秀秋ノコトヲ思ラニ付テハ、秀秋ノコトハ、凡テ家康ノ取計ニ任スベシ、ト仰アリケレバ、トナリ、程なく六月二日に、徳川殿、秀秋と打連れ參らせ給へば、太閤對面あつて、饗宴の儀、事終り、秀秋に物多く賜ひ、徳川殿にも、引出物ひかる。秀秋、この日長崎伊豆守を、徳川殿へ使として、此度の御芳恩、いづれの時にか忘れ候べき、報ひ參らすべき時こそ待るべけれ、と申されたり。

引出物ひかるハ、馳走終リテ後ノ贈物ヲ出サレタルナリ、引出物トハ、モト客ノ歸ル時ニ、此馬召シテ、御歸リナサレ、トテ馬ヲ引キ出シテ、贈物トセラレタルヲ、後ニハ、馬ナラキドモ、歸リノ時ニ贈ルモノヲ、カクイフ、サレバコトニモひかるトハカキタルナリ、○此度の御芳恩いづれの時にか忘れん云々、此度本領ヲ安堵シタル芳バシキ君

ガ高恩ハ、何ノ時カ忘レマツラン、必ズ報イ奉ルベキ時アラン、ト秀秋、家康ニ謝シタルナリ、是ニヨリテ、カノ關ヶ原ノ役ニハ、秀秋、大軍ヲ以テ、南宮山ヨリ裏切シテ、遂ニ東軍ニ勝ヲ取ラセタリ、サテ秀秋本領ハ、筑前一國ト、筑後肥前ノ中ニテ、各二郡ヲ有テケルガ、裏切ノ功ニヨリテ、備前、備中、美作三ヶ國、七十二万石ヲ賜ハリタルヲ、幾程モナクシテ、廿八歳ニテ、世ヲ早クシテ、家絶エテケリ、

秀秋モトヨリサシタル人物ニハアラサト、豊家ノ姻族ヲ以テ、名家ノ後ヲ嗣ギ、早ク征韓ノ都督ヲ奉リテ、名聲四方ニ聞エタリ、サテ三成ノ讒ヲ蒙リテ、太閤ノ譴責ニ逢ヒ、傲然屈セザル所、叙シ得テ甚タ力アリ、ツクツク秀秋ノ人トナリヲ察スルニ、白石ノ筆、彼ガ人物ヲ修飾セル、イサ、カ多キニ過グルナカラシカ、

福島正則

明れば慶長五年の秋、徳川殿、奥の上杉追討のため、御下向ありしがは、正則父子、同じく馳せ下りて、下野國宇都宮に陣取る。大坂の奉行等が兵起りて、上方又大に乱る。徳

川殿、東國下向の大名を、悉く小山の御陣に召され、上方また乱れぬと聞ゆ。人々の家、悉く大坂にあり。家康この事を思ふに、心苦し。まして人々の心のうち、思ひやりぬ。抑も弓矢とる身の習ひ、今日みかたと見ゆしも、明白はかたきとならん事、めづらしからず。されば今人々の敵に組みし給はん事も、家康いかで恨を遺すべき。家康もし勝軍したらん後、人々の見参に入らん時、今までのよしみ忘るべからず。とくくこれより引返して、大坂に歸り給ふべし、と仰せらる。

福島正則ハ、尾張ノ住人、福島與左衛門尉ノ嫡子ニテ、幼キ時ヨリ、豊臣秀吉ニ仕ヘ志津ヶ嶽ノ戦ニ、一番槍ヲ取り、天正十一年、叙爵シテ左衛門尉トナリ、左衛門大夫ト稱ス、○奥の上杉ハ、奥州會津ノ上杉景勝ナリ、○正則父子ハ正則ノ子、刑部少輔正之ナリ○上方ハ畿内近邊ナリ、○小山ハ下野ナリ、○心苦しハ、氣ノ毒ナリ、心のうち思ひやりぬトハ諸大名ノ家族、大坂伏見ニアレバ、ソノ心中ヲ察スルトナリ、○今までのよしみ忘るべからず、武士の習慣トシテ暫時ノ間ニ敵トナリ、御方トナル例ハ、珍

シカラヌコトナレバ、今人々敵ニ組ミストモ、拙者ニ於テハ、遺恨ニ思ハズ、モシモ君達、今敵ニ組シテ、拙者軍ニ勝チタル曉ニ、君達降參ニ出デタラン時ニハ、今日マデノ好、即チ交際ハ忘レザルニヨリ、其時ニハ赦ストモドウトモスベケレバ、遠慮ナシニ、一刻モハヤク大坂へ歸ラルベシ、ト家康ノ詞ナリ、

人々いまだ申し出す旨もなかりし所に、正則一人進み出で申しけるは、上方に軍起りしこと、風聞の及ぶ所は、大坂の奉行等が、秀頼の仰を蒙りて、天下の軍務を催すところを承れ。秀頼御年わづかに八歳にこそならせ給へ、いかで斯る御結構やあるべき。是は偏に三成が計ひにて、天下を亂さんとする條、疑ふべからず。人々の心は如何にもあれ、正則に於ては、關東の御方として、彼の兇徒等を誅伐仕るべく候、と申しければ、有合ふ所の大名、一人も残らず、正則が申す旨に従ふ。徳川殿悦ばせ給ふこと淺からず。正則やがて海道の先陣して、打て登り、美濃の國、高須、竹鼻の城を打破つて、岐阜の城を攻め落し、關が原に戦て、多くの敵を討ち滅し、毛利島津等を降して、天下悉くは、徳川殿

に歸せし事、正則が功、莫大なり。

風聞の及ぶ所は云々、世ノ風聞ノ吾耳ニ聽キ及ブ所ニテハ、大坂ノ奉行石田三成等ガ豊臣秀頼ノ命令ヲ蒙リテ、天下ノ軍勢ヲ驅リ催スト聞ケド、秀頼年僅ニ八歳ナレバ、ドウシテカヤウナ仕組アルベヤ、トナリ、○人々の心は如何にもあれ云々、人々達ノ心ハ、敵ニ組ミストモ、組ミセヌトモ其ニ拘ハラズ、拙者ニ於テハ、徳川氏ノ御方ヲ仕フマツリテ、三成始メ、カノ兇徒トモヲ誅伐イタスベシ、ト正則ガ詞ナリ、○有合ふハ、其席ニ居合ハセタル大名、トナリ、○海道の先陣、東海道ノ先鋒ナリ、此時二代將軍秀忠ニハ、東山道ヨリシテ、後レテ本軍ニ合ハサリキ、○毛利島津等、石田方ニ組シタル、毛利輝元、島津義弘ナドヲイフ、

されども、此人心猛く行ひ暴くして、人の命を斷つこと、昆蟲を殺すとも思はず。まして此度の功にや誇りけん、不思議の振舞し多かりけり。

されども云々、正則右ノ如ク徳川氏ノ爲ニ勳功ヲ立テタレドモ、性質狂暴ニシテ、人

ヲ殺スコト、這フ虫ヲ殺スホドニモ思ハズ、マシテ此度ノ關ケ原ノ軍功ニ誇リシニヤ
 アラム、怪シムベキ舉動、多カリシ、トナリ、しハ、助字ナリ、下、ソノ舉動ノ一ケ條ヲ
 舉ゲタルナリ、

關が原の軍終りて後、徳川殿、近江國草津の宿に至り給ひ、洛中物靜かならずと聞召し、狼
 籍を鎮められんが爲、正則等して、都に上らせらる。正則が侍の、使すどて、跡にさが
 つて馳せ行くに、日岡の關過くるとき、番の兵と口論に及ぶ事ありしが、たのが主に追
 附きて、使の事終てのち、身の暇たまはり、引返して、彼の兵と戦ひ死せんとし、事の様
 を申す。正則馬うち立て、以ての外に氣色損じ、やゝあつて後、あつはれ汝、主の使なれ
 ばどて、耻を忍んで歸り参り、身の暇乞てのち、大勢に向て、戦て死せんとすと思ふ、神
 妙の至り。正則思ふ子細あり。我に従て來れ、どて都に引具し、彼侍を召して、汝一定死
 せんなど問ふ。仰にや及ぶべき、と答ふ。よし、さらば夫にて腹を切れ。正則が身
 汝に代りて、徳川殿より、彼關守らせられし、伊奈が首どつて、汝に手向けんずものを、

どて、首打落し、伊奈圖書か許に贈り、正則が侍、伊奈に恨み申すべき事あり、どて、腹切
 りぬ。御實檢のため、彼首を参らす。其心を得らるべう候、といふ。

洛中物靜かならず云々、洛中ハ京都ノコトヲイフ、漢土ノ都ヲ洛陽トイヒシ故ニ、コ
 レニ擬ヘテ、カクハイフナリ、關ケ原ノ戦後、京都物騒ナリト、家康聞キケレバ、ソノ
 物騒ヲ鎮メラレン爲ニ、正則等ヲ上洛セシメラル、トナリ、○正則が侍の使すどて跡
 にさがつて云々、正則が家士、主人ノ使ヲスルトテ、正則ノ上ラレシ跡ニ残り後レテ、
 馬ニ騎リテ馳セ行ク所ニ、日岡ヲ過グル時ニ、其關門ヲ守レル番兵ト、喧嘩ニ及ビシ
 ガ、家士漸ク其場ヲ過ギテ、主人正則ニ追ヒ附キテ、使命ヲ果シテ後、喧嘩ノ事、イカ
 ニモ残念ニヨリ、身ノ暇ヲ賜リテ、再ビ引返シテ、彼ノ番兵ト決闘シテ死ニタシ、トイ
 ヒテ、事情ヲ申シ立テタリ、トナリ、日岡ノ關ハ、逢坂ノ關ヨリ、栗田口へ出ル要路ニ
 テ、近江ヨリ京都へ出ルニハ、必ズ通ルベキ所ナリ、コノ家士ハ、佐久間佐左衛門トモ、
 又ハ小島介之進トモイヒテ、判然セズ、コノ侍、騎馬ノマ、關門ヲ通り過ギムトシタ

ルニ、番卒、馬ヨリ下リヨトイヒタルニ、侍、吾ハ君命ヲ奉ズル急使ナレバ、下馬セズ、トテ互ニ争フウチニ、番卒多人數立チ塞リテ、右ノ侍ヲ強テ引キオロシ、カバ、侍、止ムヲ得ズ、馬ヲ下リテ、徒歩シテ關門ヲ打過ギタルナリ、此耻辱遺恨ヲハラサム爲ニ取テ返シテ、決闘セムト、願ヒ出テタルナリ、○正則馬うち立て以ての外に氣色損じ云々、右ノ侍、主人正則ニ追ヒ附イテ、事ノ様ヲ訴ヘシカバ、正則馬ヲ打駐メテ、コレヲ聞キ、意外ニ機嫌ヲ損ヒ、暫クアリテ後、侍ニイヒケルハ、汝主人ノ使タルニヨリ、武士タルモノ耻辱ヲ忍ビテ、コ、マデ歸リ參リテ、使命ヲ果シ、身ノ暇ヲ乞フテ後ニ、サテ大勢ノ番兵ニ向テ、決闘シテ死ナント思フ心、實ニ感心至極ナリ、拙者心ニ考フル所アレバ、トニカク我ニ隨ヒテ來レ、トイヒテ、都ニ引キ連シ、彼ノ侍ヲ召シ寄セテ、汝屹度決闘シテ死ナント思フカ、ナド問ヒシ、トナリ、○仰にや及ぶべきと答ふ云々、侍答ヘテ、イヤ仰セマデモ候ハズ、必ズ決闘シテ死ニ申サン、トイヒシカバ、正則承知シテヨシ、ソレナラバ汝其所ニテ腹ヲ切レ、拙者汝ニ代リテ、徳川殿ヨリ、カノ關門

ヲ守ラセタル番頭ノ、伊奈圖書ガ首ヲ取リテ、必ズ汝ガ靈前ニ供ヘテヤランモノヲ、安心シテ瞑目セヨトイヒテ、ヤガテ腹ヲ切ラセテ、其首ヲ打落シテ、伊奈圖書ガ許ニ贈リテイヘルヤウハ、拙者ガ家士、伊奈殿ニ恨ミ申スベキコトアリト申シテ、腹ヲ切り畢リヌ、御實檢下サル爲、右家士ノ首ヲ進上ス、コンニヨリテ、是非トモ貴意ヲ得ラルベク候、ト言ヒ送リシ、トナリ、伊奈圖書ハ、名ヲバ今成トイヒテ、徳川氏ノ麾下、此時ハ先手ノ足輕大將ニテ、命ヲ受ケテ、日岡ノ關門ヲ守リシナリ、伊奈、其使に、事のやうを聞き、我手の兵に問ふにこそ、斯る事のありしとは、始めて知てけれ。仰承りぬ、とて使をば歸し、井伊本多と相議して、番の兵六人が首斬て贈る。正則いよく怒に堪へず、其首悉く打返して、凡そ天下の人に、貴あり賤あり、貴さが賤しきに同じからず、賤しきが貴きに異なる事、誰かは是を知らざるべき。正則が侍の首まゐらす所に、賜ふ所の首は、悉く足輕の兵どころ見えつれ。其品尤均しからず。抑も正則、身不肖には侍れども、徳川殿の御方として、御先を懸け、随分の微功を顯せし事

全く正則身の功にあらざ、よれ然しながら、家の子郎等らが命を捨て、身を顧みざるに依りし所なり。うれに今正則が侍を以て、御手に屬せし足輕に准せらる、所、正則天下に於て面目を失ひ訖んぬ。又正則が參らせし所は、侍の首只一つ、報ひ給はらん所の首多きことを望むにあらざ。是等の首たまはらんこと、其詮なし。速に返し參らする、とぞ申しける。

伊奈其使に事のやうを聞き云々、伊奈圖書、正則ヨリノ使者ニ、事ノ有様ヲ聞キテ、サテ後ニ、我が手下ノ番兵ニ問ヒ合セタルニ、全ク双方喧嘩ノアリシトイフコトヲ、始メテ知リテケレバ、正則ヘノ返事ニ、君ヨリノ仰セ言、正ニ承知イタシヌ、トイヒテ、一旦使者ヲバ返シテ、サテ時ノ執政井伊直政、本多忠勝ノ兩人ト協議ノ末、カノ正則ノ騎使ト爭論シタル番兵、六人が首ヲ斬リテ、正則ニ報イ贈リタリ、トナリ、○正則いよ怒に堪へず云々、サテ正則ハ、伊奈ノ首ヲモラハントシタル所ニ、番卒ノ首ヲ贈ラレケレバ、益々怒ヲ重ネテ、右六人ノ首ヲバ、殘ラズ返戻シテ、イヘルニハ、凡テ天

下ノ人ニハ、貴賤ノ區別アリテ、貴賤ノ身分異ナルコトハ、誰モコレヲ知ラヌモノナシ、然ルニ、拙者ガ家士ノ首ヲ進呈シタルニ、報イ下サル所ノ首ハ、何レモ番卒トモノモノト拜見セリ、其品尤同等ニアラズ、トナリ、○抑も正則身不肖には侍れ云々、前ヨリ引續キテ、下速に返し參らするマデ、正則ガ詞ナリ、サテモ拙者、父ニ肖サル愚鈍ノ者ニ候ヘドモ、徳川殿ノ御方トシテ、此度ノ合戦ニ、先鋒イタシテ、身分相應ノ軍功ヲ立テタルコトハ全ク拙者ガ功ニアラズ、コレ表面上、拙者ノ功トハ申セ、實ハ拙者ノ家來トモガ、身命ヲ願ミズニナゲステ、拙者ガ爲ニ働キタル故ニ候フ、ソレニ今拙者ガ家來ヲ以テ、君ガ御手下ニツケレタル、番卒ノモノニ比ベラル、コトハ、拙者世ノ中ニ對シテ、面目ヲ汚シテ仕舞ヒ候フ、トナリ、サテ微功トハ謙遜シテ、少々ノ軍功トイフナリ、家の子郎等トハ、モト一家ノ子弟、并ニ召使ノ家來トイフコトニテ、ツマリ家人ノコトヲイフナリ、○又正則が參らせし所は云々、ソレニ又拙者ガ進呈シタル家士ノ首ハ、唯一級ニ候ヘバ、報酬トシテ賜ハラン所ノ首ハ、多數ヲ望ムニアラズ、全